

**放課後児童クラブの待機児童対策に関する調査研究
報告書**

2023（令和5）年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

放課後児童クラブの待機児童対策に関する調査研究 事業要旨

本調査研究では、放課後児童クラブの待機児童の発生要因と支援方法、待機児童対策のための施策等について実態を把握し、待機児童減少や総合的な放課後児童施策の実現に向けた取組の方向性を提言することを目的として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

放課後児童クラブの待機児童対策に関するアンケート調査の実施

放課後児童クラブの利用に係る手続きや情報提供の状況、待機児童の発生状況と把握方法、放課後児童クラブを利用できなかった児童への支援の状況等について把握することを目的として、市区町村を対象としたアンケート調査を実施した。

調査基準日：令和4年5月1日時点

調査対象：全国の市区町村 計 1,741 自治体

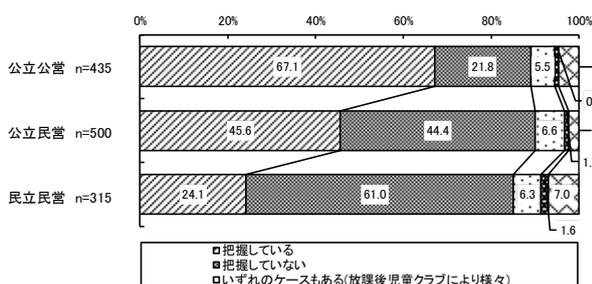
有効回答数：899 件(有効回答率：51.6%)

調査項目：放課後児童クラブの利用に係る支援・利用決定の方法、待機児童の状況把握及び待機児童への対応、放課後児童クラブ以外の事業等の実施状況、(放課後児童健全育成事業を実施していない場合)同様の機能を担う事業・活動の実施状況 / 等

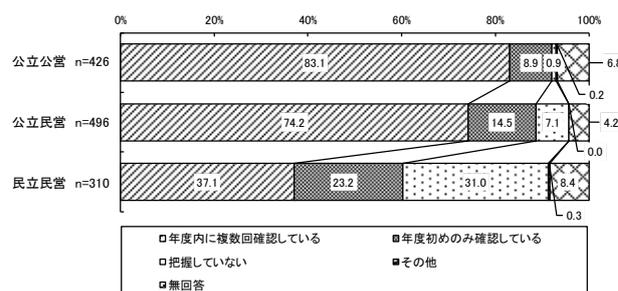
【各自治体における登録状況等の把握状況、待機児童の特徴等について】

- ✓ 放課後児童クラブの利用申込時における「利用希望日数」(週単位や月単位等)の把握(所管課において把握しているか)については、公立公営、公立民営のクラブに関しては「把握している」がそれぞれ 67.1%、45.6%だが、私立民営では 24.1%と4分の1に満たない。
- ✓ 申込人数・登録人数・待機児童の状況については、全運営形態ともに所管課において「年度内に複数回確認している」場合が最も多い。一方、私立民営においては、申込人数を「把握していない」が 31.0%、登録人数を「年度初めのみ把握」が 17.9%、待機児童の状況を「把握していない」が 26.5%と、所管課において定期的に把握できていない場合もみられている。

図表 i-1 利用申込時における「利用希望日数」(SA) (注1)

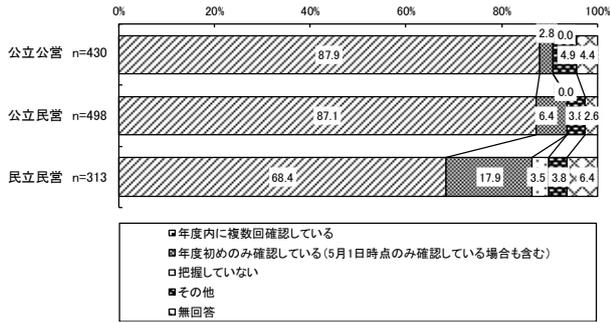


図表 i-2 申込人数の把握(SA) (注1)

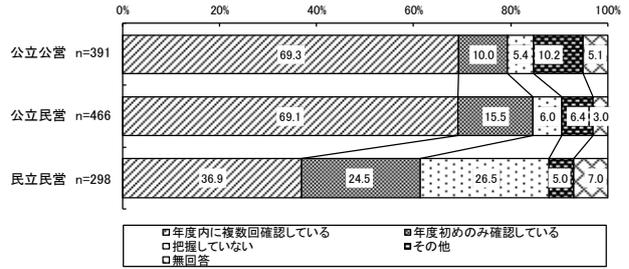


(注1) 所管課において把握しているか否か

図表 i-3 登録人数の把握(SA) (注2)



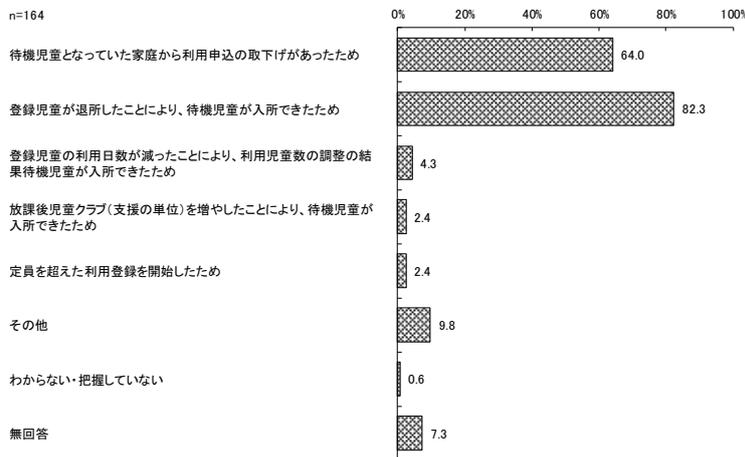
図表 i-4 待機児童がいるか否かの把握(SA) (注2)



(注2) 所管課において把握しているか否か

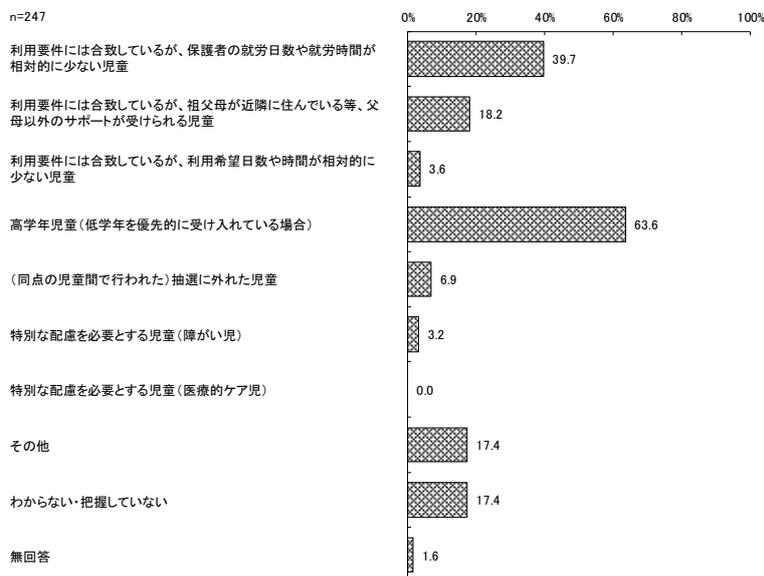
- ✓ 令和4年5月1日時点と10月1日時点の待機児童数を比較すると、5月時点で待機児童がいる(1人以上いる)自治体のうち 77.0%は、10月時点の待機児童数が減少している。減少した理由は、「登録児童が退所したことにより、待機児童が入所できたため」が 82.3%と最も多く、次いで「待機児童となっていた家庭から利用申込の取下げがあったため」が 64.0%等。

図表 i-5 待機児童数の減少理由(最大3つ)



- ✓ 放課後児童クラブの待機児童となっている児童・家庭の特徴として、「高学年児童」を挙げる自治体が 63.6%と最も多い。

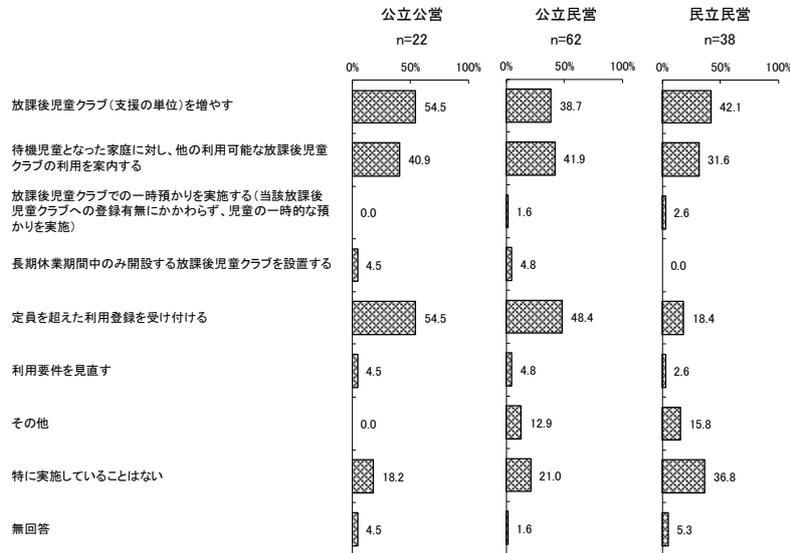
図表 i-6 放課後児童クラブの待機児童となっている児童・家庭の特徴(MA)



【放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組について】

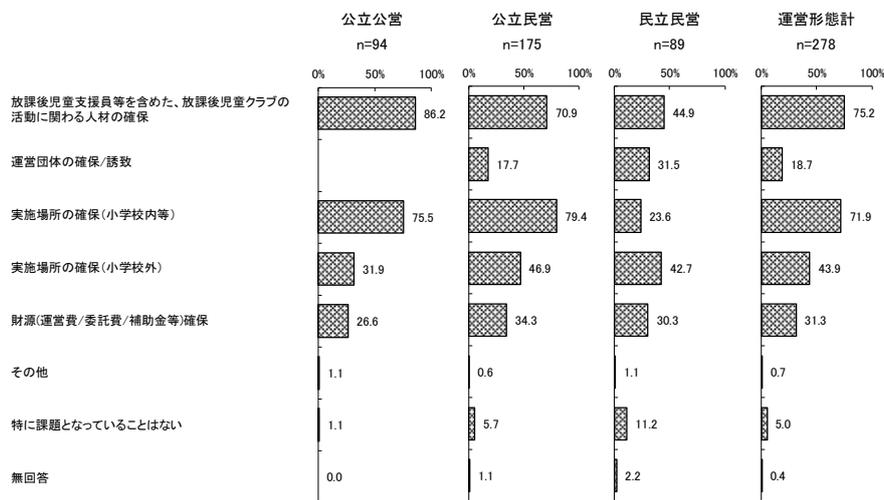
- ✓ 令和4年5月1日時点で待機児童がいる自治体における「放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組」は、「放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」が公立公営で54.5%、公立民営で38.7%、民立民営で42.1%、「定員を超えた利用登録を受け付ける」が公立公営で54.5%、公立民営で48.4%、民立民営で18.4%、「待機児童となった家庭に対し、他の利用可能な放課後児童クラブの利用を案内する」が公立公営で40.9%、公立民営で41.9%、民立民営で31.6%等。

図表 i-7 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組(MA) (5/1 時点で待機児童がいる自治体のみ)



- ✓ 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするため「放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」ことに取り組んでいる自治体において、量の整備に当たり課題となっていることは、運営形態にかかわらず「放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保」を挙げた割合が最も高く、公立公営で86.2%、公立民営で70.9%、民立民営で44.9%。

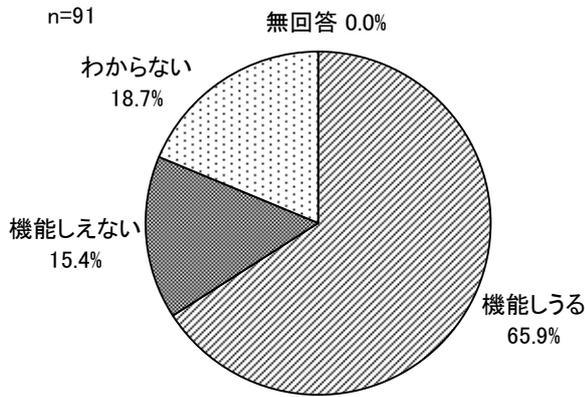
図表 i-8 放課後児童クラブの量の整備にあたり課題となっていること(MA)



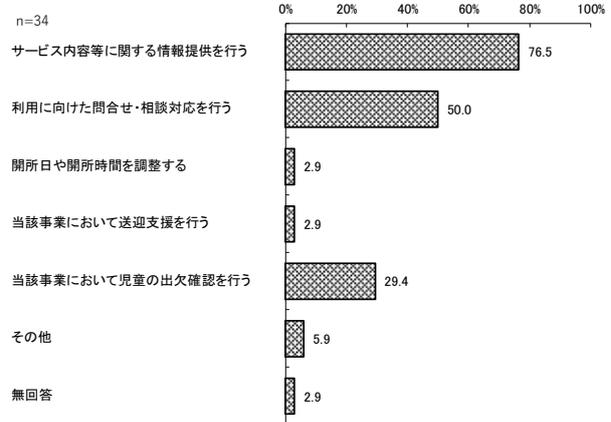
【放課後児童クラブ以外の事業等の実施状況について】

- ✓ 児童館においてランドセル来館事業を実施する自治体の 65.9%が、同事業は「放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうる」と回答した。待機児童が同事業を利用できるように実施していることとして多かったのは、「サービス内容等に関する情報提供を行う」が 76.5%、「利用に向けた問合せ・相談対応を行う」が 50.0%、「当該事業において児童の出欠確認を行う」が 29.4%等。

図表 i-9 ランドセル来館事業が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうると思うか(SA)

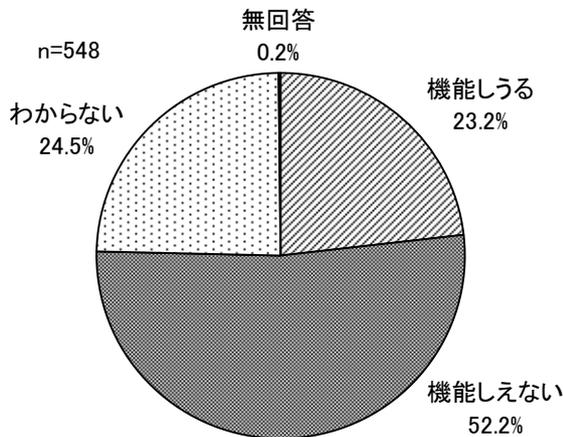


図表 i-10 支援の内容(MA)

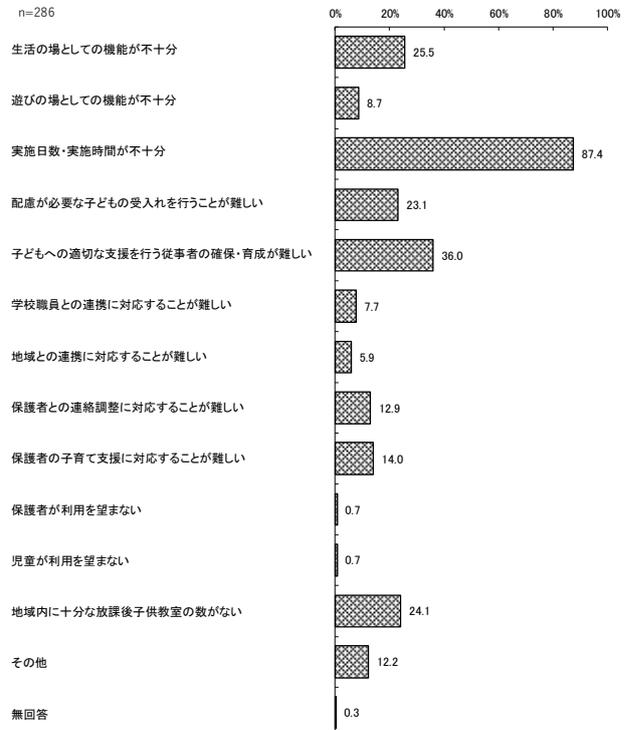


- ✓ 放課後子供教室を実施する自治体の 52.2%が、同事業は「放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しえない」と回答、「わからない」も 24.5%。
- ✓ 同事業が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しえない理由は、「実施日数・実施時間が不十分」が 87.4%と最も多く、次いで「子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい」が 36.0%、「生活の場としての機能が不十分」が 25.5%。

図表 i-11 放課後子供教室が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうると思うか(SA)



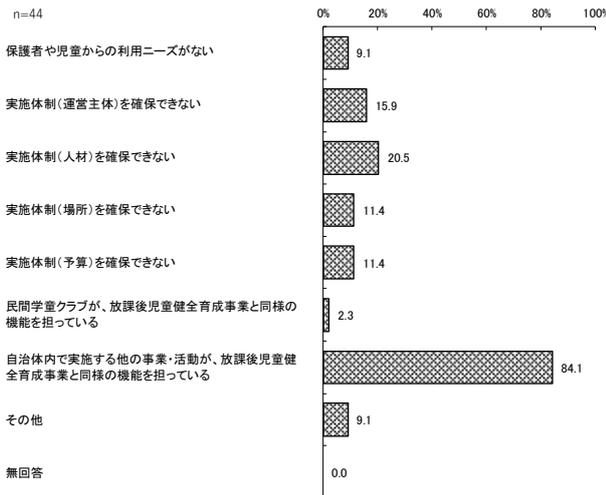
図表 i-12 放課後子供教室が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しえない理由(MA)



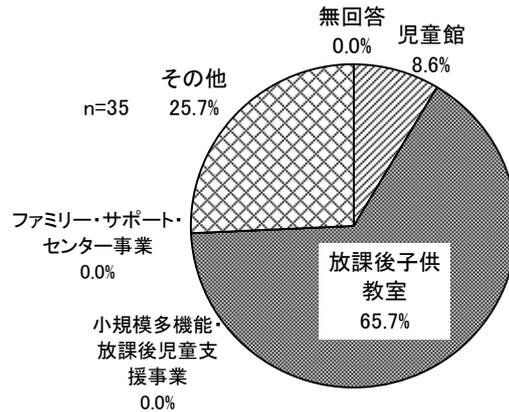
【放課後児童健全育成事業を実施していない自治体の状況について】

- ✓ 放課後児童健全育成事業を実施していない理由は、「自治体内で実施する他の事業・活動が、放課後児童健全育成事業と同様の機能を担っている」が 84.1%と最も多く、次いで「実施体制(人材)を確保できない」が 20.5%、「実施体制(運営主体)を確保できない」が 15.9%。
- ✓ 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動の内容は、「放課後子供教室」が 65.7%と最も多く、次いで「その他」が 25.7%。「その他」の具体的内容としては、公民館等で実施している自治体独自の放課後児童施策等の回答がみられた。

図表 i-13 放課後児童健全育成事業を実施していない理由(MA)



図表 i-14 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動(SA)



放課後児童クラブの待機児童対策に関するヒアリング調査の実施

全国の市区町村における放課後児童クラブの待機児童の発生要因や把握方法、放課後児童クラブを利用できなかった児童への支援の状況等について把握することを目的としてヒアリング調査を実施した。

調査実施期間: 令和4年8月～令和5年1月
 調査数: 10 市区
 調査項目: 放課後児童クラブにおける待機児童の把握方法、利用判断基準、放課後児童クラブを利用したい家庭が利用できるようにするための取組、放課後児童クラブ以外に、待機児童の受け皿として機能しているもの / 等

【放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組】

- ✓ 県から期間限定で総合庁舎付属棟を借りて放課後児童クラブを設置している。
- ✓ 夏休み等の長期休業期間中のみ開所する放課後児童クラブを市内2か所に設置したことで年度当初からの利用申込者数が減り、待機児童の減少につながった。
- ✓ 普段はクラブを利用しているものの夏休み等の長期休業期間中は利用しない児童も一定数存在するため、クラブを利用している家庭に対して調査を行い、休業期間中の利用希望有無を把握。空いた枠に対して夏休み等の長期休業期間のみの利用申込を受け付けている。
- ✓ 登録申込時にどの曜日に利用するか(利用希望日数)を聴取した上で登録児童数を決定しており、各登録児童が何曜日に利用するかをデータ化している。
- ✓ 待機児童となった家庭に対しては、同一校区内に複数の放課後児童クラブがある場合には、民立民営も含む、空きがある他の放課後児童クラブの利用を案内する。

【放課後児童クラブ以外の放課後の居場所の確保】

- ✓ 市内 11 か所の児童館(うち、10 か所の児童館が放課後児童クラブと併設)では、学校からそのまま児童館に来館し放課後の時間を過ごすことができる「ランドセル来館」を実施している。結果、放課後児童クラブの待機児童は0人を維持している。
- ✓ 市内すべての小学校で放課後児童クラブと放課後子供教室は同一団体が運営している。開室時間が短い放課後子供教室のみの利用でも問題ないと判断し、放課後児童クラブを退所する/登録しない家庭も一定数いることが、待機児童数の減少に寄与していると推察している。
- ✓ 「放課後居場所緊急対策事業」や「小規模多機能・放課後児童支援事業」等、国の事業を活用し、保育施設等の幼児を対象とした施設や児童館、コミュニティセンター等で子どもの預かり事業を行っている。

【放課後児童クラブの待機児童対策にあたり、各自治体が抱える課題について】

- ✓ 運営形態にかかわらず、慢性的な放課後児童支援員等の人材不足により、放課後児童クラブの数を増やせない。
- ✓ 小学校内での放課後児童クラブ設置においては、小学校との情報共有、議論が不可欠であるが、教育委員会等、所管課が異なることにより調整が難しい。
- ✓ 放課後児童クラブ以外の事業が、待機児童の受け皿となりうることも想定される一方、特に放課後子供教室は放課後児童クラブと実施目的や実施頻度が異なるため、自治体として放課後児童クラブの待機児童に対して積極的に利用推進をしていくことは難しい。

調査結果のまとめ(考察)

本調査の結果を踏まえ、待機児童減少に向けた取組の現状と今後の方向性について、以下のとおり整理を行った。

【放課後児童クラブの待機児童の傾向】

- ✓ 放課後児童クラブの待機児童は、大規模都市だけでなく一般市や町村でも発生している。また、待機児童となっている児童・家庭の特徴の一つとして「高学年児童」が挙げられる。
- ✓ 待機児童数は年度内でやや減少傾向がみられた。夏休み等の長期休業期間中の利用ニーズが、待機児童数に影響している可能性もある。

【申込・登録・待機状況や利用希望日数等の各自治体における把握状況】

- ✓ 各放課後児童クラブの申込状況や登録児童数、年度途中の待機児童数を把握していない自治体や、一部の運営形態のみの把握に留まっている自治体も一定数存在。登録児童の状況や待機児童の発生状況など、各自治体の課題に応じた有効な待機児童対策が推し進められていない可能性も示唆された。
- ✓ 申込者の利用希望日数を加味した登録児童数となっていないことが、待機児童数にも影響している可能性が考えられる。厚生労働省が定める「児童の数」の考え方に基づく登録児童数把握に向け、入所申込のプロセスを見直すことも必要である。

【各自治体における待機児童の考え方】

- ✓ 「待機児童」に対する考え方の違い等から、「待機児童」が多く計上されている可能性も考えられる。

【放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようなするための取組】

- ✓ 量の整備に当たり課題となるのが、実施場所の確保と人材確保である。場所の確保には学校との連携強化等、人材確保には処遇改善や採用活動の工夫等が求められる。

- ✓ 利用ニーズの多い長期休業期間中のみ開所する放課後児童クラブ(または支援の単位)を設置することは、待機児童数の減少に効果的であると考えられる。ただし、実現には人材確保や場所の確保の問題への対応が求められる。
- ✓ 待機児童となった家庭に対し、利用可能な他のクラブの案内を行うことも有効である。ただし、そうしたフォローを行うためには、自治体が運営形態にかかわらず管内の放課後児童クラブの登録児童数や待機児童数等を把握していくことが必要である。

【放課後児童クラブ以外の放課後の居場所の確保】

- ✓ 児童館におけるランドセル来館事業や、放課後児童クラブと同一事業者が運営する放課後子供教室が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能している自治体も一定数みられる。事業目的・事業内容等の違いを説明した上で、必要な児童・家庭が利用を選択できるようにすることが重要と考えられる。
- ✓ 放課後居場所緊急対策事業や小規模多機能・放課後児童支援事業等の施策活用も、待機児童対策に一定程度有効であると考えられる。一方で、事業の内容や実践事例等に関する周知は、今後の課題である。
- ✓ ファミリー・サポート・センター事業と放課後児童クラブの併用利用により、利用可能な(通うことのできる)放課後児童クラブの範囲を広げることも一案として挙げられる。
- ✓ 都市部等では、民間事業者による小学生の預かり等サービス(放課後児童健全育成事業として実施していないもの)が放課後児童クラブの待機児童の受け皿となっている現状もあるようだ。

【放課後児童健全育成事業を実施していない自治体における、放課後の子どもの居場所づくり等の状況】

- ✓ 放課後児童健全育成事業を実施していない自治体では、他の事業・活動が放課後児童クラブに代わる放課後の居場所となっている。これらの居場所においても、保護者が昼間家庭にいない児童を念頭に置いた環境整備が望まれる。

【放課後児童クラブに関わるその他の論点】

- ✓ 「希望するより多くの家庭がクラブを利用できるようにする」観点からは、放課後児童クラブの利用希望がありながらも放課後児童クラブの利用要件に該当せず利用できない“隠れ待機児童”の状況把握を行っていくことも有効である可能性がある。
- ✓ 子どもの安全・安心な放課後の居場所づくりに向けて、安全確保や質の標準化等、放課後児童クラブの質の確保と向上も無視できないポイントである。

【委員】(五十音順・敬称略)

氏名	所属
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
橋本 啓司	浜松市 学校教育部教育総務課 主幹
前田 正子	甲南大学 マネジメント創造学部 教授
水野 かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事
和田 朋子	船橋市役所 地域子育て支援課 係長

【事務局】

氏名	所属
杉田 裕子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム 主任コンサルタント
後藤 智洋	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム コンサルタント
渡邊 夏子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム コンサルタント
鈴木 綾乃	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム

【オブザーバー】

氏名	所属
佐藤 純一	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課健全育成推進室 室長補佐
阿南 健太郎	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課健全育成推進室 児童健全育成専門官
藤原 萌花	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課健全育成推進室

以上

目次

序章 調査研究の概要	序-1
1. 調査研究の背景・目的	序-1
2. 調査研究の概要	序-2
3. 調査研究の体制	序-6
4. 成果の公表方法	序-6
5. 調査結果のまとめ	序-7
第1章 放課後児童クラブの待機児童対策に関するアンケート調査	1-1
1. 調査の概要	1-1
2. 調査結果	1-7
第2章 放課後児童クラブの待機児童対策に関するヒアリング調査	2-1
1. 調査の概要	2-1
2. 調査結果	2-2
参考資料	
アンケート調査票	参考 1-1
ヒアリング調査記録	参考 2-1

序章

調査研究の概要

序章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景・目的

- ✓ 厚生労働省が実施した令和4年(2022年)「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」の調査によると、令和4年5月1日時点における放課後児童クラブの登録児童数は1,392,158人と、過去最高値となった。しかし、放課後児童クラブを利用できなかった児童(待機児童)の数も15,180人と依然として多く、令和3年5月1日時点と比較しても1,764人増加している状況であるため、放課後児童クラブを利用できていない児童(待機児童)の発生要因と支援方策、及び待機児童減少に向けた取組状況等の把握が必要である。
- ✓ 他方、放課後の子どもの居場所については、放課後児童クラブ以外にも、児童館や放課後子供教室等の様々な事業があり、これらが放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能している可能性がある。また、地域で独自に放課後児童健全育成事業と類似の事業を実施することで、待機児童減少の一助とする事例もある。待機児童の状況や待機児童対策に向けた自治体の取組状況把握という点では、放課後児童健全育成事業以外の放課後の子どもの居場所や事業等にも着目した調査が求められる。
- ✓ 上記を踏まえ、本調査研究では放課後児童クラブの待機児童発生要因と支援方法、待機児童対策のための施策等について実態を把握し、待機児童減少や総合的な放課後児童施策の実現に向けた取組の方向性を提言することを目的とした。

2. 調査研究の概要

✓ 本調査研究の目的に基づいて、以下を実施し、報告書を取りまとめた。

1) 研究会の設置・開催

- ✓ 調査の設計・分析、並びに待機児童減少や総合的な放課後児童施策の実現に向けた取組の方向性を検討するにあたり、専門的な見地からご意見を頂くため、有識者や自治体職員からなる研究会を設置・開催した。
- ✓ 研究会の実施概要は、以下のとおり。

図表0-1 研究会の実施概要

回数	日時・場所	議題
第1回	令和4年8月17日(火) みずほリサーチ&テクノロジーズ (オンライン会議)	• 事業概要について • ヒアリング調査の進捗状況について • 意見交換
第2回	令和4年10月7日(金) みずほリサーチ&テクノロジーズ (オンライン会議)	• ヒアリング調査の進捗状況について • アンケート調査の実施概要について • アンケート調査票(案)について
第3回	令和4年12月23日(金) みずほリサーチ&テクノロジーズ (オンライン会議)	• アンケート調査結果(速報値)について • ヒアリング調査の実施状況及び対象選定について
第4回	令和5年2月13日(月) みずほリサーチ&テクノロジーズ (オンライン会議)	• アンケート調査結果について • ヒアリング調査結果について • 調査結果のまとめについて

2) 放課後児童クラブの待機児童対策に関するアンケート調査

① 調査の目的

- ✓ 放課後児童クラブの利用に係る手続きや情報提供の状況、待機児童の発生状況と把握方法、放課後児童クラブを利用できなかった児童への支援の状況等について把握することを目的とした。

② 調査対象

- ✓ 全国の市区町村 計 1,741 自治体(743 町、183 村、792 市及び 23 区、令和4年 10 月 28 日現在)を対象とした。

③ 調査内容

- ✓ 主な調査内容は、以下のとおり。

【全回答自治体】

- 自治体の概要(自治体名、回答部局、放課後児童健全育成事業の実施有無 等)

【放課後児童健全育成事業を実施している自治体】

- 放課後児童健全育成事業の実施状況(放課後児童クラブ数、登録児童数 等)
- 放課後児童クラブの利用に係る支援・利用決定の方法
- 放課後児童クラブ待機児童の状況把握及び待機児童への対応
- 放課後児童クラブ以外の事業等の実施状況
- 放課後児童施策に関するご意見・ご要望

【放課後児童健全育成事業を実施していない自治体】

- 放課後児童健全育成事業を実施していない理由
- 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動の実施状況(名称、所管部局、実施箇所数 等)
- その他の放課後児童施策の実施状況

3) 放課後児童クラブの待機児童対策に関するヒアリング調査

① 調査の目的

- ✓ 全国の市区町村における放課後児童クラブの待機児童の発生要因や把握方法、放課後児童クラブを利用できなかった児童への支援の状況等について把握することを目的とした。

② 調査対象

- ✓ 地域や自治体規模のバランスを考慮した上で、デスクリサーチ及びアンケート結果から抽出した以下の市区を調査対象とした(計10市区)。

図表0-2 ヒアリング調査協力自治体(調査実施日順)

No.	自治体名	放課後児童クラブ 所管部局	調査実施日時・方法
1	大分県中津市 (九州、一般市)	福祉部子育て支援課	令和4年8月5日(金) 11時～12時 オンライン
2	島根県益田市 (中国、一般市)	福祉環境部子ども福祉課	令和4年8月8日(月) 11時～12時 オンライン
3	東京都足立区 (関東、特別区)	地域のちから推進部住区推進課	令和4年8月24日(水) 11時～12時 訪問
4	兵庫県伊丹市 (近畿、一般市)	こども未来部子育て支援課	令和4年12月20日(火) 15時～16時 オンライン
5	埼玉県熊谷市 (関東、一般市)	福祉部保育課	令和4年12月20日(火) 15時半～17時 訪問
6	神奈川県鎌倉市 (関東、一般市)	こどもみらい部青少年課	令和4年12月26日(月) 9時半～11時 オンライン
7	滋賀県近江八幡市 (近畿、一般市)	子ども健康部子育て支援課	令和4年12月27日(火) 13時15分～14時15分 オンライン
8	北海道千歳市 (北海道、一般市)	こども福祉部 子育て総合支援センター	令和5年1月24日(火) 15時半～16時半 オンライン
9	千葉県船橋市 (関東、中核市)	子育て支援部地域子育て支援課	令和5年1月25日(水) 10時半～11時半 オンライン
10	自治体名非公表 (東海、中核市)	—	令和5年1月26日(木) 11時～12時 オンライン

③ 調査内容

- ✓ 主な調査内容は、以下のとおり。
 - ・ 放課後児童クラブにおける待機児童の把握方法、利用判断基準
 - ・ 放課後児童クラブを利用したい家庭が利用できるようにするための取組
 - ・ 放課後児童クラブ以外に、待機児童の受け皿として機能しているものについて
 - ・ 待機児童対策の効果と課題について 等

本報告書の用語について:

- ✓ 本報告書では、以下の考え方の下で各種用語を使用している。
- 放課後児童クラブ:
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの
- 学童期の子どもは基本的に「子ども」と表記している。ただし、前後の文脈及びヒアリング調査対象自治体の意向に応じて「児童」という表現を用いた箇所がある。

3. 調査研究の体制

✓ 本調査研究の実施体制は、以下のとおり。

図表0-3 調査研究の体制

【委員】(五十音順・敬称略)

氏名	所属
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
橋本 啓司	浜松市 学校教育部教育総務課 主幹
前田 正子	甲南大学 マネジメント創造学部 教授
水野 かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事
和田 朋子	船橋市役所 地域子育て支援課 係長

【事務局】

氏名	所属
杉田 裕子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム 主任コンサルタント
後藤 智洋	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム コンサルタント
渡邊 夏子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム コンサルタント
鈴木 綾乃	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム

【オブザーバー】

氏名	所属
佐藤 純一	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課健全育成推進室 室長補佐
阿南 健太郎	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課健全育成推進室 児童健全育成専門官
藤原 萌花	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課健全育成推進室

4. 成果の公表方法

✓ 本調査研究の成果は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社のホームページにおいて公開する。

5. 調査結果のまとめ

- ✓ 本調査の結果を踏まえ、待機児童減少に向けた取組の方向性について、若干の考察を述べる。
- ✓ まず、1)では待機児童の発生状況や年度内の推移、及び待機児童となっている家庭の特徴について述べる。その上で、待機児童数に影響を与えていると考えられる事項として、2)各放課後児童クラブの申込・登録・待機状況や利用希望日数等に関する各自治体での把握状況や、3)各自治体における「待機児童」の考え方の違いについて、本調査を通じて実態把握を行った結果を述べる。続く4)では放課後児童クラブの待機児童対策として、4-1)放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組、及び4-2)放課後児童クラブ以外の放課後の居場所の確保の両側面から、情報収集を行った結果と今後の取組の方向性について考察する。5)では放課後児童健全育成事業を実施していない自治体における居場所づくりの状況についても触れた上で、最後に6)では、放課後児童クラブの潜在的な利用ニーズ把握や運営の質の確保等、待機児童数に直接的な影響を及ぼすものではないものの、子どもの安全・安心な放課後の居場所づくりに向け重要と考えられる論点について触れることとする。

1) 放課後児童クラブの待機児童の傾向

- ① 放課後児童クラブの待機児童は、大規模都市だけでなく一般市や町村でも発生している。また、待機児童となっている児童・家庭の特徴の一つとして「高学年児童」が挙げられる。
 - アンケート結果から、放課後児童クラブの待機児童の発生状況を都市区分別にみると、総児童数の多い政令指定都市、東京特別区、中核市だけでなく、一般市や町村においても待機児童が生じている場合があることがわかった。研究会委員からは、「町村では放課後児童支援員等の担い手不足の問題が切実で、放課後児童クラブがあってもそこに支援員がおらず、受入れできない状況がある」という指摘も聞かれているところである。
 - 他方、政令指定都市、東京特別区、中核市では、待機児童がいない自治体と100人以上いる自治体とで二極化している。待機児童数の多い自治体では、人材確保はもちろんのこと、(児童数自体が多いため)小学校に余裕教室がないなど、実施場所の確保にも課題を抱えている。
 - なお、アンケート結果から、放課後児童クラブの待機児童となっている児童・家庭の特徴として最もよくみられるのは「高学年児童」であることがわかった。利用定員数よりも申込数が多かった場合、低学年児童を優先的に入所とする判断基準をもつ自治体が多く、結果として利用できない児童・家庭が高学年に偏る実態があるようだ。
- ② 待機児童数は年度内でやや減少傾向がみられた。夏休み等の長期休業期間中の利用ニーズが、待機児童数に影響している可能性もある。
 - アンケート結果から、令和4年5月1日時点と10月1日時点の待機児童数を自治体ごとに比較したところ、いずれの学年でも「変化なし」が最も多い一方、一定数減少した自治体もみられており、待機児童数は年度内にやや減少する傾向があることがわかった。
 - 待機児童が年度内で減少する理由については、登録児童が退所したことや、待機児童となった家庭から申込が取り下げられたことを挙げる自治体が多い。ヒアリング調査では、「夏休みを過ぎると、クラブ活動や習い事に通う、自宅で過ごす等、放課後児童クラブ以外での過ごし方を見つけ、退所する(登録児童の)家庭/申込を取り下げる(待機児童の)家庭は多い」との意見が聞かれた。

- なお、各年5月1日時点の待機児童数には、長期休業期間中(特に夏休み)における午前中からの放課後児童クラブ利用希望者の存在も影響している可能性がある。ヒアリング調査では「夏休みに利用できるよう、年度初めから登録する家庭が一定数ある」といった話が複数聞かれる。このことは、夏休みを過ぎた10月時点の登録児童数・待機児童数減少にも関係していると思われる。

2) 申込・登録・待機状況や利用希望日数等の各自治体における把握状況

① 各放課後児童クラブの申込状況や登録児童数、年度途中の待機児童数を把握していない自治体や、一部の運営形態のみの把握に留まっている自治体も一定数存在。各自治体の課題に応じた有効な待機児童対策が推し進められていない可能性も示唆された。

- 前述のとおり、待機児童数は年度内にやや減少する傾向がみられた一方、アンケート調査で5月時点の待機児童数を回答した自治体の中には、同年10月時点の待機児童数を「把握していない」と回答するケースも少なくなく、自治体において年度途中の待機児童数の推移を把握していない状況があることもわかった。把握している場合にも「公立公営の放課後児童クラブのみ」等、一部の運営形態のみの把握に留まっており、全体の状況を確認できていない自治体が一定数あるようである。
- また、運営形態により、放課後児童クラブの申込人数や登録人数等を所管課において定期的に把握できていない場合もあることがわかっている。特に、私立民営のクラブにおいては2割弱の自治体が登録人数を「年度初めのみ把握」、申込人数に関しては3割程度の自治体が「把握していない」と回答した。待機児童となった家庭に対して利用可能な他の放課後児童クラブを案内するなど適切なフォローを行っていくためにも、各放課後児童クラブからの事業実施状況に係る報告の内容及びそのフロー等を今一度見直し、適切に各クラブの状況を把握していく必要もあると思われる。

② 申込者の利用希望日数を加味した登録児童数となっていないことが、待機児童数にも影響している可能性が考えられる。「児童の数」の考え方に基づく登録児童数把握に向け、入所申込のプロセスを見直すことも必要である。

- 放課後児童クラブの登録児童の中には、毎日利用する子ども、習い事等との併用により週に数日のみ利用する子ども、夏休みのみ利用する子ども等があり、その利用日数は様々である。そうした事情を踏まえ、なるべく多くの児童が放課後児童クラブを利用できるよう、待機児童対策として多くの自治体が定員を超える数の児童を受け入れている。
- ただし、その場合の受入れ人数の設定方法は、申込者の利用希望日数に基づく設定ではなく、定員数の「一律〇%増し」との回答が多くみられる。この背景には、申込時に利用希望日数を聞き取った上で登録児童数を算定していない(すべての児童が毎日放課後児童クラブを利用するという前提で登録児童数を算定している)自治体・放課後児童クラブが少なくない実態が関係していると考えられる。アンケート調査において「利用申込時に利用希望日数を把握している」と回答した自治体の割合は、公立公営の放課後児童クラブについて7割弱、公立民営で5割弱、私立民営では4分の1に満たない。
- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」¹では、「児童の数」を「毎日

¹ 雇 児 発 0530 第1号平成 26 年5月 30 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数」としている。「児童の数」を申込者の利用希望日数を勘案した数としていない場合、たとえば「児童の数」の考え方に基づき登録児童数を算定すればもっと多くの児童を受け入れることができるはずの放課後児童クラブで、待機児童が発生している」といった可能性が否定できない。つまり、「児童の数」を適切に把握できていないことは、待機児童数の算定にも影響していると推察されるため、各自治体においては、利用申込の様式や利用決定のプロセスについて、必要な対応及び効率的な方法を検討し、適宜プロセスの見直しを行うことが望まれる。

- また、登録児童数の算定方法の見直しにあたっては、受入れ人数(子どもの絶対数)が増加することから、下駄箱・ロッカー等、子ども一人ひとりに割り当てべき設備が用意できているかなど、施設設備の状況の再確認も求められる。職員の負担軽減の観点から、ICT 導入による業務効率化や、業務マニュアル等の整備による業務平準化等の工夫を行っていくことも効果的であると考えられる。

3) 各自治体における待機児童の考え方

① 「待機児童」に対する考え方の違い等から、「待機児童」が多く計上されている可能性も考えられる。

- 厚生労働省が毎年実施している「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」の調査には、「放課後児童クラブを利用できなかった児童」の考え方(条件によっては、利用できなかった児童に「含めない」としている)が示されている。これらの条件に該当する児童を各自治体の待機児童数に含めているか否か確認したところ、「保護者の産休、育休明けの利用希望として利用予約を行っている児童」「保護者の希望に答えている開所時間の放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童」等、一部の条件については待機児童数に「含めている」という回答が1割程度みられ、「待機児童」に対する考え方に違いがあることがわかった。
- さらに、上記結果については、待機児童がいる自治体の方が、いない自治体よりも「含めている」と回答する割合が高い傾向がみられる。これらの自治体では、「待機児童」に対する考え方の違いにより、「待機児童」が多く計上されている可能性がある。
- なお、放課後児童クラブを利用できなかった場合も、実際には児童館や放課後子供教室で、一定の支援の下、放課後の時間を過ごせている児童は多数いる。これらの児童は放課後児童クラブとしては「待機児童」となるが、放課後の居場所がなく困難な状況に陥っているかという点、必ずしもそうではないと考えられるため、待機児童となっている個別的な状況に関しては十分な状況把握が必要であろう。

4) 放課後児童クラブの待機児童対策

4-1) 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組

① 量の整備にあたり課題となるのが、実施場所の確保と人材確保である。場所の確保には学校との連携強化等、人材確保には処遇改善や採用活動の工夫等が求められる。

- 放課後児童クラブの待機児童を減らす(希望する家庭が利用できるようにする)ために実施している取組として最も多かったのは、「放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」(量の整備)である。しかし、実施場所の確保や人材の確保を課題として挙げる場合が多く、取組は一筋縄ではいかな

い。

- 当社が令和3年度に実施した調査²では、事業量確保に向けた取組の途中と回答した自治体における今後の設置予定場所は、「小学校内等が中心」が7割弱を占めた。具体的には、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」「学校敷地内へのプレハブ等の設置検討」「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」等が行われている。今年度のヒアリング調査でも、プールの更衣室を放課後児童クラブの実施場所とする事例があった。小学校との情報共有・関係性強化や放課後児童クラブ所管部局と教育委員会の連携強化等を進めながら、小学校内での実施場所確保の取組継続が求められる。
- また、量の整備においては放課後児童支援員等の放課後児童クラブに関わる人材の確保も必要となる。アンケート調査において「放課後児童支援員等の確保のために取り組んでいること」として多かったのが、「処遇改善」(回答自治体の7割程度)と「広告・採用ホームページ等の公開・リニューアル」(同5割程度)であった。ヒアリング調査では、放課後児童支援員となることを前提に(従来の時給制に加えて)月給制の補助員採用を開始する事例や、教育委員会経由で元教員を職員として採用する事例、学生をアルバイト補助員として雇用する事例等が聞かれた。人材確保策は、放課後児童クラブの運営形態により異なる部分も大きいですが、国を中心に効果的な事例等の周知・横展開を図るとともに、各自治体も効果的な対応・事例等の情報収集等を通じて各地域で取り入れることのできる策を確認し、適宜実践することが必要である。
- さらに、上記実施場所や人材の確保策を推し進めていく上では、実施主体である市区町村のみならず、適宜都道府県との連携をとっていくことも有効だろう。ヒアリング調査では、県の総合庁舎を借りて期間限定の放課後児童クラブを設置するなど、都道府県が積極的に関与した取組を行っている事例もみられている。

② 利用ニーズの多い長期休業期間中のみ開所する放課後児童クラブ(または支援の単位)を設置することは、待機児童数の減少に効果的であると考えられる。ただし、実現には人材確保や場所の確保の問題への対応が求められる。

- 上述のとおり、夏休みにおける午前中からの放課後児童クラブ利用希望者の存在が、年度当初からの利用申込者数増加や待機児童数に影響している可能性がある中、ヒアリング調査では、夏休み等の長期休業期間中のみ開所するクラブを小学校内等に設置したり、夏休みのみ支援の単位数を増やす自治体の事例が聞かれた。実施場所の確保という点では、学校の授業がない期間中であるため、学校の施設を放課後児童クラブの実施場所として一時的に借りることも(学校の授業がある日と比較して)容易である。夏休みのみの放課後児童クラブ実施により、年度当初から放課後児童クラブの利用を希望する児童・家庭の数が減り、待機児童数の減少に寄与しているという話が聞かれた。
- とはいえ、夏休み等の長期休業期間のみ実施する放課後児童クラブの人材確保、また、小学校を使用する場合にはセキュリティ等の問題から学校との調整に苦慮する自治体の声も多く聞かれる。これについてヒアリング調査では「小学校の非常勤職員を活用する」「放課後児童クラブの運営をサポートする所管課専任職員(元小学校長)が学校との調整を行う」といった取組が聞かれた。人材確保、場所の確保に向けては、自治体内の様々な資源を確認しながら打開策を見つけていくこ

² 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

とが必要だろう。

- なお、ヒアリング調査では、「夏休み等の長期休業期間中は放課後児童クラブを利用しない家庭も一定数存在するため、空いた枠を埋めるべく、5～6月頃に夏休みのみの利用申込受付を別途行っている」という話もあった。必ずしも夏休み期間中のみの放課後児童クラブ(または支援の単位)を実施せずとも、こうした対応を採ることで、年度当初からの申込者数が減り、待機児童減少につながる場合がありそうだ。

③ 待機児童となった家庭に対し、利用可能な他のクラブの案内を行うことも有効である。ただし、そうしたフォローを行うためには、自治体が運営形態にかかわらず管内の放課後児童クラブの登録児童数や待機児童数等を把握していくことが必要である。

- 管内の放課後児童クラブ間で申込状況にギャップがある場合、待機児童となりそうな家庭に対し空きがある(利用可能な)他の放課後児童クラブを案内するというのは、待機児童減少の一つの策である。待機児童となった家庭へのフォローとして、同一校区内に利用可能な他の放課後児童クラブがある場合にのみ、自治体から待機児童家庭に対して利用案内を行っている事例が多く聞かれている。放課後児童クラブでは多くの場合、子ども自身で学校・クラブ・自宅間の行き来を行うことから、通うのに無理の無い同一校区のクラブのみ「利用可能」とする自治体の考えが読み取れる。
- なかには、保護者に説明を行った上で他校区のクラブの利用を提案する事例もある。学校生活との連続性や子どもの心情を考えると、一義的には同一校区のクラブの利用を推進していくことが重要と考えられる一方、放課後の居場所確保のためには、適宜他校区のクラブを利用できるような対応策を検討することも求められるだろう。ただし、これを行う上では、小学校との情報共有や安全管理面等における現場の適切な対応が必要となるため、他校区の児童を受け入れる自治体の効果的な運営ノウハウ等の周知や横展開を図っていくことが有効と考えられる。ヒアリング調査では、送迎の支援を行うことで他校区のクラブ利用を可能とする事例も聞かれている。また、今後放課後児童クラブの利用範囲拡大に向け、学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際の送迎支援に対して補助を行う、放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業)³等に関して自治体への周知を行っていくことも有効だろう。
- ただし、待機児童となった家庭に対して利用可能な他の放課後児童クラブを案内するためには、上述のとおり、自治体において(運営形態にかかわらず)管内すべての放課後児童クラブの申込状況や登録児童数、待機児童数を適切に把握していることも必要となるだろう。

4-2) 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所の確保

① 児童館におけるランドセル来館事業や、放課後児童クラブと同一事業者が運営する放課後子供教室が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能している自治体も一定数みられる。事業目的・事業内容等の違いを説明した上で、必要な児童・家庭が利用を選択できるようにすることが重要と考えられる。

- アンケート調査より、児童館において「ランドセル来館事業」⁴を実施している自治体のうち、6割程

³ 放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所(授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所)への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行う事業に対して、国庫補助を行うもの

⁴ 小学校から直接児童館に来館して、帰宅時間までの居場所を提供する事業

度が「放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうる」と回答した。ランドセル来館事業は学校から直接児童館に来館することができる点で放課後の時間を過ごす場として有用である一方、出欠確認や個別的支援等を行い、放課後児童クラブと同様の機能をすべて賄っていくことは難しい。ただし、ある程度自己管理ができ自立的に過ごすことができる児童、たとえば放課後児童クラブの待機児童の特徴として挙げられた高学年児童等については、児童館を放課後児童クラブに代わる放課後の居場所として活用できる可能性がある。

- 放課後子供教室について、実施している自治体のうち半数以上は「放課後児童クラブの待機児童の受け皿としては機能しえない」と回答した。その理由は「実施日数・実施時間が不十分」「子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい」「生活の場としての機能が不十分」が上位を占めている。また、ヒアリング調査では、放課後児童クラブとは事業実施目的自体が異なるため、同様の機能を担うことは難しいといった声も聞かれているところである。
- 他方、都市部を中心に「小学校内で同一事業者が放課後児童クラブと放課後子供教室を実施する」といった事例が増えている。これらの放課後子供教室の参加者の中には、(放課後児童クラブの利用要件に該当するものの)放課後児童クラブには登録していない児童・家庭も多いようである。
- また、放課後子供教室の開所日数・開所時間を調整したり、学校から放課後子供教室への送迎支援を行ったり、放課後子供教室において児童の出欠確認等を行う自治体も少なくないようだ。こうしたケースにおいては、放課後子供教室が待機児童の受け皿として機能している実態がある。
- 放課後子供教室の実施方法・実施内容は、自治体により大きく異なり、判断が分かれるところである。しかしながら、放課後子供教室が放課後児童クラブ待機児童の受け皿として機能している自治体においては、事業目的・事業内容の違いを各家庭にしっかり説明し、十分に理解・納得した上で利用を選択してもらうことが重要である。

② 放課後居場所緊急対策事業や小規模多機能・放課後児童支援事業等の施策活用も、待機児童対策に一定程度有効であると考えられる。一方で、事業の内容や実践事例等に関する周知は、今後の課題である。

- 放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館・公民館等の既存施設を活用し子どもの居場所を提供する「放課後居場所緊急対策事業」⁵がある。また、中山間地域等の児童が少ない地域において、保育所等の多機能化により放課後児童支援を実施する「小規模多機能・放課後児童支援事業」⁶もある。
- ヒアリング調査では、小規模保育を対象とした県からの交付金と小規模多機能・放課後児童支援事業を併用し、保育施設等、幼児を対象とした施設での低学年児童の預かり事業を実施する事例や、放課後児童クラブの待機児童等の受け皿として機能している児童館において放課後居場所緊急対策事業を活用する事例が聞かれた。これらの事業は、放課後児童クラブの待機児童減少に向けた緊急的な措置ではあるが、放課後児童クラブに代わる放課後の居場所確保という点では有効であると考えられる。

⁵ 放課後児童クラブの利用申込をしたにもかかわらず利用できない、主として4年生以上の高学年児童の受け皿や多様な居場所を確保するため、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守り等を行い、放課後の子どもの居場所を提供する事業に対して、国庫補助を行うもの

⁶ 中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、子どもの安全・安心な居場所の確保を図るため小規模の放課後児童の預かり事業に地域子ども・子育て会議において認められた事業等を組み合わせた多機能の放課後児童支援を実施する事業に対して、国庫補助を行うもの

- ただし、現状幅広い自治体での活用には至っておらず、ヒアリング調査では、「量の整備を優先すべきと考え、利用に至らなかった」との意見もあった。これら事業の利用に関しては自治体への周知不足が課題として挙げられるため、国が主体となり各自治体による実践事例を横展開していくことも有効策と考えられる。

③ **ファミリー・サポート・センター事業と放課後児童クラブの併用利用により、利用可能な(通うことのできる)放課後児童クラブの範囲を広げること**も一案として挙げられる。

- ファミリー・サポート・センター事業については、子どもの預かり等の子育て援助という観点では放課後児童クラブの待機児童の受け皿となりうるだろう。ただし、「子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい」「活動日・活動時間が不十分」や、放課後児童クラブと比較すると利用料が高額である等の理由により、待機児童の居場所として推進するのは難しいという意見が多数聞かれた。
- 他方、特に一般市、町村において、送迎支援の利用を目的に、ファミリー・サポート・センター事業と放課後児童クラブの併用利用を行うことを推進する自治体も多いことがわかった。併用利用によって、学校→放課後児童クラブや放課後児童クラブ→自宅の場所が離れている場合にも、安全に移動することができ、利用可能な放課後児童クラブの範囲が広がる。ファミリー・サポート・センター事業については、単体での利用だけでなく、放課後児童クラブとの併用利用を推進することで、放課後児童クラブに通う子どもの安全・安心を確保する視点も重要である。

④ **都市部等では、民間事業者による小学生の預かり等サービス(放課後児童健全育成事業として実施していないもの)が放課後児童クラブ待機児童の受け皿となっている現状もあるようだ。**

- 都市部では、公費を投入していない民間事業者による小学生の預かり等サービス(放課後児童健全育成事業として実施していないもの)も多く存在する。自治体によっては、そうした民間サービスが放課後児童クラブの待機児童の受け皿となっている場合や、民間サービスを利用する児童・家庭があることで、放課後児童クラブの申込者数が一定数押さえられている現状があるようだ。
- ただし、民間サービスの利用について自治体として支援していることは「特にない」が現状6割程度を占めている。これまで、国や自治体においては、放課後児童健全育成事業以外の小学生の預かり等サービスの運営状況に関する情報収集はほとんど行われてきていないと思われる。しかし、待機児童対策を含めた放課後の居場所確保という観点では、こうした民間事業者の動きについて把握することも重要である。

5) **放課後児童健全育成事業を実施していない自治体における、放課後の子どもの居場所づくり等の状況**

① **放課後児童健全育成事業を実施していない自治体では、他の事業・活動が放課後児童クラブに代わる放課後の居場所となっている。これらの居場所においても、保護者が昼間家庭にいない児童を念頭に置いた環境整備が望まれる。**

- 放課後児童健全育成事業を実施していない自治体に対し、放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動を実施しているか否か尋ねたところ、8割程度が「実施している」と回答した。
- 特に、放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動を実施している自治体については、6割強がその事業・活動として放課後子供教室を挙げている。ヒアリング調査では、「放課後児

童クラブを実施していない山間地域では、学校からそのまま(帰宅せず)放課後子供教室に参加することができる⁷。出欠席の把握も行っている」という話が聞かれた。放課後児童クラブがなく、他の事業等が放課後の居場所になっている場合にも、保護者が昼間家庭にいない児童の利用を念頭に、出欠席の確認や個別的支援を行うなどの環境整備が望まれる。

6) 放課後児童クラブに関わるその他の論点

～希望するより多くの家庭が安全・安心な放課後の居場所を利用できるようにするために

① 「希望するより多くの家庭がクラブを利用できるようにする」観点からは、放課後児童クラブの利用希望がありながらも放課後児童クラブの利用要件に該当せず利用できない“隠れ待機児童”の状況把握を行っていくことも有効である可能性がある。

- 保護者が昼間家庭にいない児童・家庭については、その程度や状況にかかわらず、放課後児童クラブの利用ニーズがあっても当然であろうと思われるが、一部の自治体においては、利用要件に該当しないため放課後児童クラブを利用できない、いわゆる“隠れ待機児童”の状況把握が不十分となっている可能性がある。
- アンケート調査において、放課後児童クラブの利用希望がありながらも放課後児童クラブの利用要件を満たしておらず利用できない家庭があるか否か尋ねたところ、「現在利用対象としている児童以外に、特に必要とする声はない」という回答が最も多かった(回答自治体の4割程度)。また、「わからない・把握していない」と回答した自治体も1割程度であった。研究会委員からは、「自治体として待機児童の減少に注力をしているために、待機児童となっている家庭以外の利用ニーズについては把握する余裕がない」といった声も聞かれている。
- なお、該当する児童・家庭として最も多かった回答は「各自自治体が定める保護者の就労日数や就労時間数に満たない等の理由により、利用要件を満たしておらず利用申込が行えない」であった。
- 放課後児童クラブの利用要件は各自自治体が独自に定めているが、自治体として、放課後児童クラブの利用を希望するより多くの家庭が利用できるような環境の整備は、児童福祉法の理念に基づく事業実施という観点でも重要であろう。そのため、今後は放課後児童クラブの利用を希望するものの要件に該当せず利用できていない家庭とはどのような家庭なのか、そのような家庭に対しどのような支援・対応が必要か、小学生児童がいる家庭へのアンケート調査を定期的実施するなどして把握・検討していくことが望まれる。その上で、放課後児童クラブの待機児童の発生状況に応じて、利用対象者の拡大が可能な場合は適宜利用要件の見直しを行いつつ、それが難しい場合は、利用希望者の利用ニーズに合致した他の居場所の利用を促していくことも有効だろう。また、現在は乳幼児期の子どもを主な対象としている「利用者支援事業(基本型)」⁸等において情報提供や相談支援を行っていくことも効果的であると考えられる。

⁷ 同自治体の放課後子供教室は、帰宅後の参加が基本となっている。

⁸ 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う国の事業。「基本型」は「利用者支援」及び「地域連携」の2つの柱で構成されている。「利用者支援事業ガイドライン」には、学童期の子どもを持つ家庭についても状況に応じて事業の対象者とし、適切に対応することが必要である旨の記載がある。

② 子どもの安全・安心な放課後の居場所づくりに向けて、安全確保や質の標準化等、放課後児童クラブの質の確保と向上も無視できないポイントである。

- そのほか、事故や怪我、災害時等の安全確保や、提供サービスの質等といった子どもの放課後の安全・安心な居場所づくりに向けた課題もある。研究会委員からは、「事故予防のための研修受講や事故発生時の連絡体制等といったリスク管理体制を今一度見直すべき」といった指摘も聞かれているところである。
- また、量の整備に伴い運営団体や職員が多様化する中で、同一自治体内の放課後児童クラブであっても、運営団体が異なるために運営形態ごとにサービスの質にばらつきが出てしまう場合もある。これに対応すべく、所管課にて各クラブの実地調査を行い、質の標準化に向けた改善項目の洗い出しを行っている例や、元教員等を各放課後児童クラブの運営を支援するアドバイザーとして設置し、各クラブの巡回、情報提供やアドバイスをを行っている例も聞かれた。待機児童対策としての量の整備ではなく、放課後児童健全育成事業の実施目的である適切な生活の場の確保といった観点で安全確保や質の確保に取り組んでいく必要があるだろう。
- これらの課題は待機児童の発生と対策に直結するものではないものの、間接的に待機児童の発生につながる可能性も考えられるため、今後の重要な調査課題の一つとして挙げられるだろう。

第1章

放課後児童クラブの待機児童対策に関する アンケート調査

第1章 放課後児童クラブの待機児童対策に関するアンケート調査

1. 調査の概要

1) 目的

- ✓ 放課後児童クラブの利用に係る手続きや情報提供の状況、待機児童の発生状況と把握方法、放課後児童クラブを利用できなかった児童への支援の状況等について把握することを目的とした。

2) 調査対象と調査方法

① 調査対象

- ✓ 全国の市区町村 計1,741自治体(743町、183村、792市及び23区、令和4年10月28日現在)を対象とした。

② 調査方法

- ✓ 電子ファイル(Excel形式)調査票をEメール添付により送付・回収することにより実施した。
- ✓ 都道府県・指定都市・中核市宛てに調査票及び調査協力依頼をEメール送付する。一般市・町村・特別区については都道府県経由で調査票を配布。回答票は各市区町村から当社宛てに直接お送りいただくことにより回収した。
- ✓ なお、回答自治体のうち、放課後児童健全育成事業を実施している自治体は送付ファイルの【シートA】、実施していない自治体は【シートB】に回答いただいた。

3) 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和4年5月1日時点
- ✓ 調査実施期間:令和4年10月28日～11月25日⁹

4) 回収結果

回収数	市区町村数	%
902	1741	51.8

有効回答数	市区町村数	%
899	1741	51.6

5) 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について注がある場合にはその方法に基づく。
- ✓ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。
- ✓ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

⁹ ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

【都市区分別の全自治体数に占める有効回答数】

図表1-1 都市区分別の全自治体数に占める有効回答数【全体】(単一回答、以降「SA」と表記)

	都市区分別の 全自治体数	有効回答数	%
政令指定都市	20	11	55.0
東京特別区	23	16	69.6
中核市	62	31	50.0
一般市	710	357	50.3
町村	926	484	52.3
合計	1741	899	51.6

図表1-2 都市区分別の全自治体数に占める有効回答数【放課後児童健全育成事業を実施している自治体(=シートAの回答自治体)】(SA)

	都市区分別の 全自治体数	有効回答数	%
政令指定都市	20	11	55.0
東京特別区	23	16	69.6
中核市	62	31	50.0
一般市	710	356	50.1
町村	926	441	47.6
合計	1741	855	49.1

図表1-3 都市区分別の全自治体数に占める有効回答数【放課後児童健全育成事業を実施していない／今後実施予定の自治体(=シートBの回答自治体)】(SA)

	都市区分別の 全自治体数	有効回答数	%
政令指定都市	20	0	0.0
東京特別区	23	0	0.0
中核市	62	0	0.0
一般市	710	1	0.1
町村	926	43	4.6
合計	1741	44	2.5

6) 主な調査内容

✓ 主な内容は以下のとおり。

【シートA, B共通】

- 自治体の概要(自治体名、回答部局、放課後児童健全育成事業の実施有無 等)

【シートA】

- 放課後児童健全育成事業の実施状況(放課後児童クラブ数、登録児童数 等)
- 放課後児童クラブの利用に係る支援・利用決定の方法
- 放課後児童クラブの待機児童の状況把握及び待機児童への対応
- 放課後児童クラブ以外の事業等の実施状況
- 放課後児童施策に関するご意見・ご要望

【シートB】

- 放課後児童健全育成事業を実施していない理由
- 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動の実施状況(名称、所管部局、実施箇所数 等)
- その他の放課後児童施策の実施状況

7) 結果のまとめ

① 放課後児童健全育成事業を実施している自治体の状況

【放課後児童クラブの利用に係る支援・利用決定の方法について】

利用申込時の利用希望日数を所管課が把握している割合は、公立公営で7割弱、公立民営で5割弱、民立民営で2割強。

- ✓ 放課後児童クラブの利用手続きに係る対応(「利用申込に関する問い合わせ・相談対応」「利用申込の受付」「利用申込時における「利用希望日数」(週単位や月単位等)の把握」「利用決定の判断」)については、公立公営では「所管課にて実施/対応」する割合が高い一方で、公立民営では「所管課にて対応/把握」「各放課後児童クラブにて対応/把握」でおおよそ二分、民立民営については「各放課後児童クラブにて対応/把握」の割合が高い。(図表 1-22～1-26)
- ✓ 特に「利用申込時における「利用希望日数」(週単位や月単位等)の把握」(所管課において把握しているか)については、公立公営、公立民営では「把握している」がそれぞれ 67.1%、45.6%だが、民立民営では 24.1%と4分の1に満たない。(図表 1-25)

【放課後児童クラブの待機児童数について】

規模の大きい自治体では、待機児童数「0人」が4～5割程度の一方、「71人以上」のところも多い。

- ✓ 「一般市」「町村」といった小規模自治体でも、待機児童が 10人以上(令和4年5月時点の全学年合計値)生じているところはそれぞれ 23.8%、8.5%と一定数ある。(図表 1-32)
- ✓ 「政令指定都市」「東京特別区」「中核市」では「0人」がそれぞれ 36.4%、37.5%、48.4%の一方、「71人以上」との回答もそれぞれ 45.5%、50.0%、12.9%となっており、二極化している。(図表 1-32)

5月1日時点と10月1日時点の待機児童数を比較すると、8割弱の自治体で待機児童数は減少。

- ✓ 令和4年5月1日時点と10月1日時点の待機児童数を比較すると、5月時点で待機児童がいる(1人以上いる)自治体のうち 77.0%は、10月時点の待機児童数が減少している。都市区分別にみると、「東京特別区」において減少した割合が 90.0%と、他の都市区分と比べ最も高い。ただし、10月時点の待機

児童については「把握していない」という回答も多数みられる。(図表 1-34, 1-29)

- ✓ 年度内(5月時点→10月時点)で待機児童数が減少した理由は、「登録児童が退所したことにより、待機児童が入所できたため」が 82.3%と最も多く、次いで「待機児童となっていた家庭から利用申込の取下げがあったため」が 64.0%等。待機児童となっていた家庭からの利用申込の取下げ理由については、「子どもが家で問題なく過ごすことができているため」と受け止めている自治体が多い。(図表 1-35, 1-36)

【放課後児童クラブの待機児童の考え方について】

厚生労働省調査において示されている「待機児童」の考え方よりも、より多くの児童を待機児童として計上している自治体が1~2割程度。

- ✓ 厚生労働省調査の「放課後児童クラブを利用できなかった児童」の考え方において「待機児童に含めない」としている条件については、各自治体における算定でも「待機児童に含めていない」割合が最も多い。他方、「保護者の産休、育休明けの利用希望として利用予約を行っている児童」や「保護者の希望に込んでいる開所時間の放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童」等については、「待機児童に含めている」と回答した自治体も一定数(1割程度)みられた。(図表 1-40)
- ✓ 待機児童の考え方について、令和4年5月時点で待機児童が「発生している自治体」と「発生していない自治体」で比較すると、「待機児童が発生している自治体」の方が、いずれの条件も「待機児童に含めている」割合が高い。より多くの児童を待機児童に含めていることが待機児童数増につながっている可能性がある。(図表 1-41, 1-42)

【放課後児童クラブの待機児童の特徴について】

放課後児童クラブの待機児童となっている児童・家庭の特徴として、6割以上が「高学年児童」と回答。

- ✓ 放課後児童クラブの待機児童となっている児童・家庭の特徴として、「高学年児童」を挙げる自治体が 63.6%と最も多い。特に「政令指定都市」「東京特別区」では、他の都市区分と比べ「高学年児童」を挙げる割合がそれぞれ 85.7%、70.0%と高くなっている。(図表 1-43, 1-44)

【放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組について】

待機児童がいる自治体で、「放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」を実施する割合は公立公営で5割強、公立民営で4割弱、私立民営で4割程度。

- ✓ 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組について、5月1日時点で待機児童がいる自治体では、「放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」が公立公営で 54.5%、公立民営で 38.7%、私立民営で 42.1%、「定員を超えた利用登録を受け付ける」が公立公営で 54.5%、公立民営で 48.4%、私立民営で 18.4%、「待機児童となった家庭に対し、他の利用可能な放課後児童クラブの利用を案内する」が公立公営で 40.9%、公立民営で 41.9%、私立民営で 31.6%等。(図表 1-53~1-55)

量の整備にあたっての課題は、運営形態にかかわらず「放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保」を挙げる自治体が最多。

- ✓ 量の整備にあたり課題となっていることは、運営形態にかかわらず「放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保」を挙げた割合が最も高く、公立公営で 86.2%、公立民営

で 70.9%、私立民営で 44.9%。特に公立公営、公立民営の放課後児童クラブにおいて、人材確保の課題が深刻と考えられる。(図表 1-56)

- ✓ 上記に次いで割合が高かったのは、いずれも実施場所の確保に関する課題。公立公営・公立民営で「実施場所の確保(小学校内等)」を挙げる割合がそれぞれ 75.5%、79.4%、私立民営では「実施場所の確保(小学校外)」が 42.7%であった。(図表 1-56)
- ✓ なお、人材確保の課題を掲げている自治体に対応策を尋ねたところ、「処遇改善」が 69.4%と最も多く、次いで「広告・採用ホームページ等の公開・リニューアル」が 47.8%。(図表 1-61)

【放課後児童クラブの利用対象外となっているものの、放課後児童クラブを必要とする声が聞かれる児童の特徴について】

放課後児童クラブの利用対象外となっているものの、放課後児童クラブを必要とする児童については、「いない」と回答する自治体が4割強。

- ✓ 放課後児童クラブの利用対象外となっているものの、放課後児童クラブを必要とする声が聞かれる児童・家庭の特徴については、「現在利用対象としている児童以外に、特に必要とする声はない」との回答が 43.3%と最も多い。また、「わからない、把握していない」も 13.6%みられた。(図表 1-62)
- ✓ 一方で、上記に該当する児童・家庭がいると認識している自治体においては「保護者の就労日数や就労時間が少なく、利用要件に該当しない児童」を挙げる割合が 20.8%と最も多かった。(図表 1-62)

【放課後児童クラブ以外の事業等の実施状況について】

児童館設置自治体のうち、ランドセル来館事業を実施する割合は2割程度。事業実施自治体のうち、約 65%はランドセル来館事業が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうると回答。

- ✓ 児童館設置自治体のうち、ランドセル来館事業を実施する割合は 20.8%。(図表 1-68)
- ✓ ランドセル来館事業を実施する自治体の 65.9%が、同事業は「放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうると」回答した。待機児童が同事業を利用できるように実施していることとして多かったのは、「サービス内容等に関する情報提供を行う」が 76.5%、「利用に向けた問合せ・相談対応を行う」が 50.0%、「当該事業において児童の出欠確認を行う」が 29.4%等。(図表 1-70,1-74)

放課後子供教室実施自治体のうち、8割弱は同事業が放課後児童クラブ待機児童の受け皿として「機能しえない」「わからない」と回答。一方、政令指定都市、東京特別区といった大規模都市を中心に、「機能しうる」との回答も。

- ✓ 放課後子供教室を実施する自治体の 52.2%が、同事業は「放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しえない」と回答、「わからない」も 24.5%。一方、政令指定都市、東京特別区では「機能しうる」と回答した割合がそれぞれ 36.4%、62.5%と他の都市区分と比較して割合が高い。(図表 1-80,1-81)
- ✓ 放課後子供教室が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しえないと回答した自治体に、その理由を尋ねた結果は、「実施日数・実施時間が不十分」が 87.4%と最も多く、次いで「子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい」が 36.0%、「生活の場としての機能が不十分」が 25.5%。(図表 1-82)
- ✓ 待機児童が同事業を利用できるように実施していることとして、「サービス内容等に関する情報提供を行う」が 75.7%と最も多く、次いで「利用に向けた問合せ・相談対応を行う」が 47.1%、「その他」が 17.1%等。「その他」の中には「放課後子供教室と一体的に運営している」「待機児童特例として預かりを実施している」等の回答がみられた。(図表 1-84)

ファミリー・サポート・センター事業実施自治体のうち、同事業と放課後児童クラブの併用利用を行うことを推進している割合は3割強。放課後児童クラブ待機児童の受け皿として機能しうると回答したのは3割弱。

- ✓ ファミリー・サポート・センター事業を実施する自治体のうち、同事業と放課後児童クラブの併用利用を行うことを推進している自治体の割合は33.6%。(図表 1-101)
- ✓ 他方、同事業が「放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうる」と回答した割合は27.6%、「機能しえない」が34.8%。(図表 1-103)
- ✓ ファミリー・サポート・センター事業が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しえないと回答した自治体に、その理由を尋ねた結果は、「子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい」が54.0%と最も多く、次いで「活動日・活動時間が不十分」が52.5%、「その他」が34.2%。「その他」の中には、「提供会員の不足」「利用時間が長いと料金が高額となるため」等の回答がみられた。(図表 1-105)

② 放課後児童健全育成事業を実施していない自治体の状況

他事業・活動が放課後児童健全育成事業を担っているとの回答が8割超え。その具体的事業として多くの自治体が放課後子供教室を挙げた自治体が6割超え。

- ✓ 放課後児童健全育成事業を実施していない理由は、「自治体内で実施する他の事業・活動が、放課後児童健全育成事業と同様の機能を担っている」が84.1%と最も多く、次いで「実施体制(人材)を確保できない」が20.5%、「実施体制(運営主体)を確保できない」が15.9%。(図表 1-115)
- ✓ 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動の内容は、「放課後子供教室」が65.7%と最も多かった。(図表 1-117)

2. 調査結果

【全自治体共通】

1) 放課後児童健全育成事業の実施状況(問1)

- ✓ 回答が得られた自治体の放課後児童健全育成事業は「実施している」が 95.1%、「実施していない」は 4.7%。

図表1-4 放課後児童健全育成事業の実施状況(SA)

	n	%
実施している	855	95.1
今後実施予定	2	0.2
実施していない	42	4.7
無回答	0	0.0
合計	899	100.0

【放課後児童健全育成事業を実施している自治体票】(シート A)

1) 自治体の状況について

① 地域区分／都市区分(問2)

- ✓ シート A(放課後児童健全育成事業を実施している自治体票)の回答自治体を地域区分別にみると、「北海道・東北」が 24.3%、「関東・甲信越」が 31.1%、「東海・北陸」が 11.8%、「近畿」が 13.3%、「中国・四国」が 8.9%、「九州・沖縄」が 10.5%。
- ✓ 都市区分別にみると、「政令指定都市」が 1.3%、「東京特別区」が 1.9%、「中核市」が 3.6%、「一般市」が 41.6%、「町村」が 51.6%。

図表1-5 地域区分(都道府県名記入)／都市区分(市区町村名記入)

	n	%		n	%
北海道・東北	208	24.3	政令指定都市	11	1.3
関東・甲信越	266	31.1	東京特別区	16	1.9
東海・北陸	101	11.8	中核市	31	3.6
近畿	114	13.3	一般市	356	41.6
中国・四国	76	8.9	町村	441	51.6
九州・沖縄	90	10.5	無回答	0	0.0
無回答	0	0.0	合計	855	100.0
合計	855	100.0			

② 回答部局(問3)

- ✓ 回答部局は、「放課後児童健全育成事業所管部局」が 97.2%。

図表1-6 回答部局(複数回答、以降「MA」と表記)

	n	%
放課後児童健全育成事業所管部局	831	97.2
(放課後児童健全育成事業以外の) 放課後児童施策所管部局	32	3.7
その他	17	2.0
無回答	3	0.4
合計	855	100.0

③ 放課後児童健全育成事業の所管部局(問4)

- ✓ 放課後児童健全育成事業の所管部局は「福祉部局」が 56.3%と最も多く、次いで「教育委員会」が 33.8%。

図表1-7 放課後児童健全育成事業の所管部局(MA)

	n	%
福祉部局	481	56.3
教育委員会	289	33.8
その他(上記の共管含む)	97	11.3
無回答	7	0.8
合計	855	100.0

図表1-8 放課後児童健全育成事業の所管部局(都市区分別)

	有効 回答 数	福 祉 部 局	教 育 委 員 会	む 教 育 委 員 会 福 祉 部 局 共 管 含 む 。	そ の 他 (福 祉 部 局 共 管 含 む)	無 回 答				
全体	855	481	289	97	7	100.0	56.3	33.8	11.3	0.8
政令指定都市	11	3	3	5	0	100.0	27.3	27.3	45.5	0.0
東京特別区	16	7	8	1	0	100.0	43.8	50.0	6.3	0.0
中核市	31	16	7	8	1	100.0	51.6	22.6	25.8	3.2
一般市	356	210	103	47	3	100.0	59.0	28.9	13.2	0.8
町村	441	245	168	36	3	100.0	55.6	38.1	8.2	0.7

2) 放課後児童健全育成事業の実施状況について

① 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの数(問5-1)

- ✓ 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの数は、運営形態合計で「1～5か所」が 41.2%、「6～10 か所」が 18.7%、「11～15 か所」が 9.6%、「16～20 か所」が 7.7%、「21～50 か所」が 14.0%、「50～100 か所」が 7.1%、「101 か所以上」が 1.4%。
- ✓ 合計箇所数は公立民営が 7,421 か所と最も多く、すべての運営形態の合計箇所数は 14,456 か所、平均は 17.0 か所。¹⁰

図表1-9 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの数(数値入力)

	合計	0 か 所	1 ～ 5 か 所	6 ～ 10 か 所	11 ～ 15 か 所	16 ～ 20 か 所	21 ～ 50 か 所	51 ～ 100 か 所	101 か 所 以上	無 回 答
公立公営	855	432	249	68	34	24	36	9	1	2
	100.0	50.5	29.1	8.0	4.0	2.8	4.2	1.1	0.1	0.2
公立民営	855	362	193	109	54	40	61	27	7	2
	100.0	42.3	22.6	12.7	6.3	4.7	7.1	3.2	0.8	0.2
民立民営	855	558	182	36	28	9	23	15	2	2
	100.0	65.3	21.3	4.2	3.3	1.1	2.7	1.8	0.2	0.2
運営形態計	855	0	352	160	82	66	120	61	12	2
	100.0	0.0	41.2	18.7	9.6	7.7	14.0	7.1	1.4	0.2

図表1-10 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの数(合計値/最大値/最小値/平均値/中央値)

	公立公営	公立民営	民立民営	運営形態計
合計値	3,730	7,421	3,305	14,456
最大値	135	202	222	296
最小値	0	0	0	1
平均値	4.37	8.70	3.87	16.95
中央値	0	2	0	8

¹⁰ 少数第2位を四捨五入。

図表1-11 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの数(都市区分別)

	有効 回答 数	0 か 所	1 5 か 所	6 1 0 か 所	1 5 か 所	1 6 か 所	2 5 か 所	5 0 か 所	1 0 か 所 以 上	無 回 答
全体	855	0	352	160	82	66	120	61	12	2
	100.0	0.0	41.2	18.7	9.6	7.7	14.0	7.1	1.4	0.2
政令指定都市	11	0	0	0	0	0	0	3	8	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.3	72.7	0.0
東京特別区	16	0	1	1	0	1	7	6	0	0
	100.0	0.0	6.3	6.3	0.0	6.3	43.8	37.5	0.0	0.0
中核市	31	0	0	0	0	0	8	21	2	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.8	67.7	6.5	0.0
一般市	356	0	22	93	74	55	90	21	0	1
	100.0	0.0	6.2	26.1	20.8	15.4	25.3	5.9	0.0	0.3
町村	441	0	329	66	8	10	15	10	2	1
	100.0	0.0	74.6	15.0	1.8	2.3	3.4	2.3	0.5	0.2

② 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの支援の単位数(問5-2)

- ✓ 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの支援の単位数は、運営形態合計では「1~5」が 33.2%、「6~10」が 15.8%、「11~15」が 10.2%、「16~20」が 8.9%、「21~50」が 17.4%、「51~100」が 7.8%、「101以上」が 4.9%。
- ✓ 支援の単位の合計は公立民営が 11,482 と最も多く、すべての運営形態の合計は 21,239、平均は 25.3。

11

図表1-12 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの支援の単位数(数値入力)

	合 計	0	1 5	6 1 0	1 5	1 6 0	2 5 0	5 0 0	1 0 以 上	無 回 答
公立公営	855	429	211	63	37	23	53	17	7	15
	100.0	50.2	24.7	7.4	4.3	2.7	6.2	2.0	0.8	1.8
公立民営	855	351	141	102	57	51	86	28	24	15
	100.0	41.1	16.5	11.9	6.7	6.0	10.1	3.3	2.8	1.8
民立民営	855	546	167	41	25	16	25	16	4	15
	100.0	63.9	19.5	4.8	2.9	1.9	2.9	1.9	0.5	1.8
運営形態計	855	0	284	135	87	76	149	67	42	15
	100.0	0.0	33.2	15.8	10.2	8.9	17.4	7.8	4.9	1.8

¹¹ 少数第2位を四捨五入。

図表1-13 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの支援の単位数(合計値/最大値/最小値/平均値/中央値)

	公立公営	公立民営	民立民営	運営形態計
合計値	5,857	11,482	3,900	21,239
最大値	282	405	222	447
最小値	0	0	0	1
平均値	6.97	13.67	4.64	25.28
中央値	0	2	0	11

図表1-14 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの支援の単位数【運営形態計】(都市区分別)

	有効 回答 数	0	1	6	1	1	2	5	1	無 回 答
			5	1 0	1 5	6 5	1 5	1 0	0 0	1 0 1 以上
全体	855	0	284	135	87	76	149	67	42	15
	100.0	0.0	33.2	15.8	10.2	8.9	17.4	7.8	4.9	1.8
政令指定都市	11	0	0	0	0	0	0	0	11	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
東京特別区	16	0	1	0	1	1	3	6	4	0
	100.0	0.0	6.3	0.0	6.3	6.3	18.8	37.5	25.0	0.0
中核市	31	0	0	0	0	0	2	13	15	1
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	41.9	48.4	3.2
一般市	356	0	14	43	59	63	131	35	4	7
	100.0	0.0	3.9	12.1	16.6	17.7	36.8	9.8	1.1	2.0
町村	441	0	269	92	27	12	13	13	8	7
	100.0	0.0	61.0	20.9	6.1	2.7	2.9	2.9	1.8	1.6

③ 放課後児童クラブの登録児童数(問5-3)【数値入力】¹²

- ✓ 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの登録児童数は、全学年合計で「4～9人」が 0.3%、「10～19人」が 1.2%、「20～35人」が 2.9%、「36～45人」が 2.8%、「46～55人」が 2.3%、「56～70人」が 4.3%、「71～100人」が 5.5%、「101～200人」が 14.6%、「201～300人」が 8.6%、「301人以上」が 55.6%。登録児童数の合計は 703,007 人、平均は 913.0 人となった。¹³
- ✓ 5月時点と10月時点と比較した際の増減数をみると、1年生では「0人より上～+20人未満」が 39.1%と最も多い一方、2～5年生では「0人より下～-20人未満」がそれぞれ 45.1%、45.7%、48.1%、46.0%と最も多く、全学年を通してみると夏休み期間を挟むと登録児童数は減少する傾向。一方、6年生では「±0人」が 42.8%と最も多く、夏休みを過ぎても利用を続けている児童が多いことが分かった。ただし、10月1日時点においては、登録児童数を「把握していない」自治体が5月時点と比べ多いことには留意が必要である。
- ✓ 登録児童数の全学年合計値を都市区分別にみると、令和4年5月時点では「政令指定都市」「東京特別区」「中核市」「一般市」では「1,000人以上」がほぼ9割以上。「町村」では「101～200人」が最も多く 27.1%。

図表1-15 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの登録児童数【学年別】¹⁴

	全体	0人	1人	4人	10人	20人	30人	40人	50人	70人	100人	200人	300人	無回答	把握無し	対象外
1年生	842	4	7	40	69	94	43	28	35	73	148	70	224	7	13	0
	100.0	0.5	0.8	4.8	8.2	11.2	5.1	3.3	4.2	8.7	17.6	8.3	26.6	0.8		
2年生	842	4	14	35	78	88	43	35	32	86	146	72	202	7	13	0
	100.0	0.5	1.7	4.2	9.3	10.5	5.1	4.2	3.8	10.2	17.3	8.6	24.0	0.8		
3年生	841	4	12	44	98	93	43	29	53	73	145	79	149	19	14	0
	100.0	0.5	1.4	5.2	11.7	11.1	5.1	3.4	6.3	8.7	17.2	9.4	17.7	2.3		
4年生	839	9	39	104	92	130	41	38	60	71	127	53	65	10	13	3
	100.0	1.1	4.6	12.4	11.0	15.5	4.9	4.5	7.2	8.5	15.1	6.3	7.7	1.2		
5年生	829	39	74	139	146	121	53	38	41	56	67	25	19	11	13	13
	100.0	4.7	8.9	16.8	17.6	14.6	6.4	4.6	4.9	6.8	8.1	3.0	2.3	1.3		
6年生	769	85	129	154	127	100	39	29	28	30	20	6	6	16	121	13
	100.0	11.1	16.8	20.0	16.5	13.0	5.1	3.8	3.6	3.9	2.6	0.8	0.8	2.1		
合計	782	3	0	2	9	23	22	18	34	43	114	67	435	12	73	-
	100.0	0.4	0.0	0.3	1.2	2.9	2.8	2.3	4.3	5.5	14.6	8.6	55.6	1.5		

図表1-16 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの登録児童数(合計値/最大値/最小値/平均値/中央値)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
合計値	251,171	223,345	170,291	90,340	43,758	19,807	703,007
最大値	5,104	4,647	3,522	2,155	942	562	16,752
最小値	0	0	0	0	0	0	0
平均値	300.80	267.48	207.17	108.97	53.49	26.30	913.00
中央値	116	102	82.50	45	20.50	10	388

¹² 割合の算出において、「把握なし」「対象外」は、全体数に含めていない。

¹³ 少数第2位を四捨五入。

¹⁴ 登録児童数の合計を「0」と回答した自治体についても、集計に含めている。学年別の数値が無回答で、合計の数値のみ回答した自治体があるため、学年別数値の和と合計は一致しない。

図表1-17 令和4年10月1日時点の放課後児童クラブの登録児童数【学年別】

	全体	0人	1 ~ 3人	4 ~ 9人	10 ~ 19人	20 ~ 35人	36 ~ 50人	41 ~ 55人	56 ~ 70人	71 ~ 85人	86 ~ 100人	101 ~ 120人	121 ~ 140人	141 ~ 160人	161 ~ 180人	181 ~ 200人	無回答	把握無し	対象外
1年生	734	4	6	35	73	90	40	26	31	64	123	59	164	19	121	0			
	100.0	0.5	0.8	4.8	9.9	12.3	5.4	3.5	4.2	8.7	16.8	8.0	22.3	2.6					
2年生	734	4	14	34	78	89	40	29	33	72	121	63	138	19	121	0			
	100.0	0.5	1.9	4.6	10.6	12.1	5.4	4.0	4.5	9.8	16.5	8.6	18.8	2.6					
3年生	734	4	10	50	98	95	31	36	41	63	126	63	96	21	121	0			
	100.0	0.5	1.4	6.8	13.4	12.9	4.2	4.9	5.6	8.6	17.2	8.6	13.1	2.9					
4年生	732	9	41	106	98	109	43	39	38	66	96	33	32	22	120	3			
	100.0	1.2	5.6	14.5	13.4	14.9	5.9	5.3	5.2	9.0	13.1	4.5	4.4	3.0					
5年生	731	44	72	138	128	124	29	32	33	46	36	11	6	32	120	13			
	100.0	6.0	9.8	18.9	17.5	17.0	4.0	4.4	4.5	6.3	4.9	1.5	0.8	4.4					
6年生	722	91	130	157	133	87	30	24	18	14	5	2	3	28	121	13			
	100.0	12.6	18.0	21.7	18.4	12.0	4.2	3.3	2.5	1.9	0.7	0.3	0.4	3.9					
合計	744	3	0	1	11	24	21	25	32	47	107	74	376	23	73	-			
	100.0	0.4	0.0	0.1	1.5	3.2	2.8	3.4	4.3	6.3	14.4	9.9	50.5	3.1					

図表1-18 令和4年10月1日時点の放課後児童クラブの登録児童数(合計値/最大値/最小値/平均値/中央値)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
合計値	171,124	147,648	110,371	54,588	25,704	12,469	538,130
最大値	5,087	4,445	3,824	1,751	1,069	565	16,500
最小値	0	0	0	0	0	0	0
平均値	239.33	206.50	154.80	76.88	36.77	17.97	746.37
中央値	93	84	65	33	17	8	324

図表1-19 令和4年5月1日時点/10月1日時点の放課後児童クラブの登録児童数(自治体ごとの増減数)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
+100人以上	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0	6	0.9
+80人以上~+100人未満	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
+60人以上~+80人未満	3	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	0.6
+40人以上~+60人未満	4	0.5	3	0.4	2	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	1.3
+20人以上~+40人未満	14	1.9	3	0.4	4	0.5	4	0.5	1	0.1	2	0.3	14	2.0
0人より上~+20人未満	287	39.1	147	20.0	103	14.1	95	13.0	97	13.3	82	12.2	111	16.2
±0人	113	15.4	157	21.4	131	17.9	168	23.0	225	30.8	288	42.8	56	8.2
0人より下~-20人未満	250	34.1	331	45.1	335	45.7	352	48.1	336	46.0	264	39.2	219	31.9
-20人以下~-40人未満	28	3.8	42	5.7	72	9.8	55	7.5	29	4.0	5	0.7	76	11.1
-40人以下~-60人未満	8	1.1	17	2.3	20	2.7	16	2.2	7	1.0	1	0.1	48	7.0
-60人以下~-80人未満	3	0.4	7	1.0	15	2.0	7	1.0	2	0.3	1	0.1	37	5.4
-80人以下~-100人未満	0	0.0	2	0.3	5	0.7	6	0.8	0	0.0	0	0.0	21	3.1
-100人以下	2	0.3	4	0.5	13	1.8	6	0.8	0	0.0	0	0.0	61	8.9
無回答	20	2.7	20	2.7	32	4.4	23	3.1	33	4.5	30	4.5	25	3.6
合計	734	100.0	734	100.0	733	100.0	732	100.0	731	100.0	673	100.0	687	100.0

図表1-20 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの登録児童数【合計】(都市区分別)

	全体	9人以下	10人	20人	30人	40人	50人	71人	101人	201人	301人	501人	1,001人以上	無回答
全体	782	5	9	23	22	18	34	43	114	67	104	141	190	12
	100.0	0.6	1.2	2.9	2.8	2.3	4.3	5.5	14.6	8.6	13.3	18.0	24.3	1.5
政令指定都市	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
東京特別区	16	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	14	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	6.3	87.5	0.0
中核市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
一般市	355	1	1	1	0	1	3	2	13	15	54	128	133	3
	100.0	0.3	0.3	0.3	0.0	0.3	0.8	0.6	3.7	4.2	15.2	36.1	37.5	0.8
町村	369	4	8	22	22	17	31	41	100	52	50	12	1	9
	100.0	1.1	2.2	6.0	6.0	4.6	8.4	11.1	27.1	14.1	13.6	3.3	0.3	2.4

図表1-21 令和4年10月1日時点の放課後児童クラブの登録児童数【合計】(都市区分別)

	全体	9人以下	10人	20人	30人	40人	50人	71人	101人	201人	301人	501人	1,001人以上	無回答
全体	744	4	11	24	21	25	32	47	107	74	94	121	161	23
	100.0	0.5	1.5	3.2	2.8	3.4	4.3	6.3	14.4	9.9	12.6	16.3	21.6	3.1
政令指定都市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	20.0
東京特別区	15	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	13	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	6.7	86.7	0.0
中核市	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	1
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.0	5.0
一般市	294	1	0	1	0	1	3	3	11	13	49	104	100	8
	100.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	1.0	1.0	3.7	4.4	16.7	35.4	34.0	2.7
町村	410	3	11	23	21	24	29	44	95	61	45	16	25	13
	100.0	0.7	2.7	5.6	5.1	5.9	7.1	10.7	23.2	14.9	11.0	3.9	6.1	3.2

3) 放課後児童クラブの利用に係る支援・利用決定の方法等について¹⁵

① 利用に関する情報提供(ホームページやリーフレット等での情報公開)(問 6a)¹⁶

- ✓ 放課後児童クラブの利用に関する情報提供に関して、公立公営及び公立民営では「所管課が実施」がそれぞれ 84.8%、52.0%と最も多い一方、私立民営では「運営団体(または放課後児童クラブ)が実施」が最も多く 53.7%。

図表1-22 利用に関する情報提供(SA)

	合計	所管課が実施	各放課後児童クラブが実施	実課後児童クラブが放	運営団体(または放	様々な運営団体により	ある(放課後児童クラブ)	左のいずれのケースも	その他	無回答
公立公営	434	368	16	-	-	31	3	16		
	100.0	84.8	3.7	-	-	7.1	0.7	3.7		
公立民営	500	260	-	79	143	8	10			
	100.0	52.0	-	15.8	28.6	1.6	2.0			
私立民営	315	36	-	169	83	6	21			
	100.0	11.4	-	53.7	26.3	1.9	6.7			

② 利用申し込みに関する問い合わせ・相談対応(問 6b)¹⁷

- ✓ 利用申し込みに関する問い合わせ・相談対応に関して、公立公営では「所管課にて対応」が 61.1%と最も多く、公立民営では「いずれのケースもある(運営団体により様々)」が最も多く 34.7%。一方、私立民営では「運営団体(または放課後児童クラブ)にて対応」が最も多く 70.8%。

図表1-23 利用申込に関する問合せ・相談対応(SA)

	合計	所管課にて対応	各放課後児童クラブにて対応	実課後児童クラブに	運営団体(または放	様々な運営団体により	ある(放課後児童クラブ)	左のいずれのケースも	その他	無回答
公立公営	435	266	25	-	-	124	5	15		
	100.0	61.1	5.7	-	-	28.5	1.1	3.4		
公立民営	501	159	-	143	174	13	12			
	100.0	31.7	-	28.5	34.7	2.6	2.4			
私立民営	315	11	-	223	60	0	21			
	100.0	3.5	-	70.8	19.0	0.0	6.7			

¹⁵ 「該当の放課後児童クラブがない」を選択した自治体は除外の上集計を行っている。

¹⁶ 「左のいずれのケースもある(放課後児童クラブ/運営団体により様々)」について、実際の選択肢では、公立公営では「左のいずれのケースもある(放課後児童クラブにより様々)」、公立民営/私立民営では「左のいずれのケースもある(運営団体により様々)」と表記を分けた上で質問している。

¹⁷ 上記注釈同様

③ 利用申し込みの受付(問 6c)¹⁸

- ✓ 利用申し込みの受付に関して、公立公営では「所管課にて受付」が 59.3%と最も多い。一方、公立民営及び私立民営では「運営団体(または放課後児童クラブ)にて受付」がそれぞれ 45.2%、84.4%と最も多い。

図表1-24 利用申込の受付(SA)

	合計	所管課にて受付	各放課後児童クラブにて受付	放課後児童クラブにて受付	運営団体(または放課後児童クラブ)にて受付	様々な運営団体により	左のいずれのケースもある(放課後児童クラブ)	その他	無回答
公立公営	435	258	63	-	-	92	4	18	
	100.0	59.3	14.5	-	-	21.1	0.9	4.1	
公立民営	500	163	-	226	-	85	10	16	
	100.0	32.6	-	45.2	-	17.0	2.0	3.2	
私立民営	314	10	-	265	-	18	0	21	
	100.0	3.2	-	84.4	-	5.7	0.0	6.7	

④ 利用申し込み時における「利用希望日数」(週単位や月単位等)の把握¹⁹(問 6d)

- ✓ 利用申し込み時における「利用希望日数」(週単位や月単位等)の把握に関して、公立公営、公立民営では「把握している」がそれぞれ 67.1%、45.6%。一方、私立民営では「把握していない」が 61.0%。
- ✓ 「その他」の具体的内容は、「実績報告時に把握」「補助交付申請時に把握」(私立民営)等。

図表1-25 利用申し込み時における「利用希望日数」(SA)

	合計	把握している	把握していない	クも左のいずれのケースもある(放課後児童クラブ)により様々な	その他	無回答
公立公営	435	292	95	24	4	20
	100.0	67.1	21.8	5.5	0.9	4.6
公立民営	500	228	222	33	5	12
	100.0	45.6	44.4	6.6	1.0	2.4
私立民営	315	76	192	20	5	22
	100.0	24.1	61.0	6.3	1.6	7.0

¹⁸ 「左のいずれのケースもある(放課後児童クラブ/運営団体により様々)」について、実際の選択肢では、公立公営では「左のいずれのケースもある(放課後児童クラブにより様々)」、公立民営/私立民営では「左のいずれのケースもある(運営団体により様々)」と表記を分けた上で質問している。

¹⁹ 所管課において把握しているか否か

⑤ 利用決定の判断(問 6e)²⁰

- ✓ 利用決定の判断に関して、公立公営、公立民営では「所管課が主体となって判断」がそれぞれ 88.2%、54.2%と最も多い。一方、民立民営では「運営団体(または放課後児童クラブ)が主体となって判断」が最も多く81.5%。
- ✓ 「その他」の具体的内容は、「運営委員会」(公立公営)、「双方で協議の上、決定」(公立民営)等。

図表1-26 利用決定の判断(SA)

	合計	て所 判管 断課 が 主 体 と な っ	が各 主放 体課 と後 な児 っ童 てク 判ラ 断ブ	主課 体後 と児 な童 っク ラ ブ が放	運 営 団 体 (ま た は 放 課 後 児 童 ク ラ ブ に よ り 様 々)	あ る (放 課 後 児 童 ク ラ ブ に よ り 様 々)	左 の い ず れ の ケ ー ス も あ る (放 課 後 児 童 ク ラ ブ に よ り 様 々)	そ の 他	無 回 答
公立公営	433	382	20	-	13	1	17		
	100.0	88.2	4.6	-	3.0	0.2	3.9		
公立民営	500	271	-	186	28	4	11		
	100.0	54.2	-	37.2	5.6	0.8	2.2		
民立民営	314	29	-	256	8	0	21		
	100.0	9.2	-	81.5	2.5	0.0	6.7		

²⁰ 「左のいずれのケースもある(放課後児童クラブ/運営団体により様々)」について、実際の選択肢では、公立公営では「左のいずれのケースもある(放課後児童クラブにより様々)」、公立民営/民立民営では「左のいずれのケースもある(運営団体により様々)」と表記を分けた上で質問している。

4) 放課後児童クラブの待機児童の状況把握及び待機児童への対応について

① 待機児童の数(問7)【数値入力】²¹

- ✓ 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの待機児童数は、全学年合計で「0人」が72.8%、「1～3人」が3.1%、「4～9人」が4.7%、「10～19人」が3.1%、「20～35人」が4.4%、「36～45人」が2.4%、「46～55人」が2.8%、「56～70人」が0.7%、「71人以上」が4.3%。待機児童数の合計は11,750人、平均は14.3人。²²
- ✓ 5月時点と10月時点と比較した際の増減数をみると、全学年で「±0人」が最も多いが、全学年を通してみると1人以上減少している自治体は4年生で12.4%、2年生と5年生では11.6%、3年生で11.2%、1年生で10.3%、6年生で8.4%と、夏休み期間を挟むと待機児童数は減少する傾向がみられる。ただし、10月1日時点においては、待機児童数を「把握していない」自治体が5月時点と比べ多いことには留意が必要である。
- ✓ なお、都市区分別にみると、待機児童が10人以上(令和4年5月時点の全学年合計値)生じている自治体は「一般市」で23.8%、「町村」で8.5%と、小規模自治体でも一定の待機児童が生じている。また、「政令指定都市」「東京特別区」「中核市」では「0人」がそれぞれ36.4%、37.5%、48.4%の一方、「71人以上」との回答もそれぞれ45.5%、50.0%、12.9%と一定数ある。

図表1-27 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの待機児童数【学年別】²³

	全体	0人	1 ～ 3人	4 ～ 9人	10 ～ 19人	20 ～ 35人	36 ～ 45人	46 ～ 55人	56 ～ 70人	71 人以上	無 回 答	把 握 無 し	対 象 外
1年生	836	677	60	42	24	8	4	0	1	1	19	19	0
	100.0	81.0	7.2	5.0	2.9	1.0	0.5	0.0	0.1	0.1	2.3		
2年生	836	670	74	39	14	8	3	2	1	5	20	19	0
	100.0	80.1	8.9	4.7	1.7	1.0	0.4	0.2	0.1	0.6	2.4		
3年生	835	672	59	33	14	15	5	2	4	11	20	20	0
	100.0	80.5	7.1	4.0	1.7	1.8	0.6	0.2	0.5	1.3	2.4		
4年生	830	656	39	31	31	24	7	1	3	13	25	22	3
	100.0	79.0	4.7	3.7	3.7	2.9	0.8	0.1	0.4	1.6	3.0		
5年生	818	652	51	39	25	16	3	3	3	1	25	24	13
	100.0	79.7	6.2	4.8	3.1	2.0	0.4	0.4	0.4	0.1	3.1		
6年生	818	685	60	28	14	2	2	0	1	0	26	24	13
	100.0	83.7	7.3	3.4	1.7	0.2	0.2	0.0	0.1	0.0	3.2		
合計	835	608	26	39	26	37	20	23	6	36	14	20	-
	100.0	72.8	3.1	4.7	3.1	4.4	2.4	2.8	0.7	4.3	1.7		

²¹ 割合の算出において、「把握なし」「対象外」は、全体数に含めていない。

²² 少数第2位を四捨五入。

²³ 学年別の数値が無回答で、合計の数値のみ回答した自治体があるため、学年別数値の和と合計は一致しない。

図表1-28 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの待機児童数(合計値/最大値/最小値/平均値/中央値)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
合計値	1,491	1,721	2,809	3,334	1,658	634	11,750
最大値	360	318	280	201	130	62	1,351
最小値	0	0	0	0	0	0	0
平均値	1.82	2.11	3.45	4.14	2.09	0.80	14.31
中央値	0	0	0	0	0	0	0
中央値 (待機児童0人を除外)	5	3	5	11	6	3	24

図表1-29 令和4年10月1日時点の放課後児童クラブの待機児童数【学年別】

	全体	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	無回答	把握無し	対象外	
1年生	766	664	43	23	9	3	1	0	0	1	22	89	0
	100.0	86.7	5.6	3.0	1.2	0.4	0.1	0.0	0.0	0.1	2.9		
2年生	766	665	46	20	3	6	0	1	1	2	22	89	0
	100.0	86.8	6.0	2.6	0.4	0.8	0.0	0.1	0.1	0.3	2.9		
3年生	765	657	45	16	7	6	3	1	0	5	25	90	0
	100.0	85.9	5.9	2.1	0.9	0.8	0.4	0.1	0.0	0.7	3.3		
4年生	762	648	32	22	16	8	1	2	1	2	30	90	3
	100.0	85.0	4.2	2.9	2.1	1.0	0.1	0.3	0.1	0.3	3.9		
5年生	750	643	41	17	12	4	0	1	0	1	31	92	13
	100.0	85.7	5.5	2.3	1.6	0.5	0.0	0.1	0.0	0.1	4.1		
6年生	750	661	49	5	1	1	2	0	0	0	31	92	13
	100.0	88.1	6.5	0.7	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	4.1		
合計	769	615	25	31	32	16	6	4	2	20	18	86	-
	100.0	80.0	3.3	4.0	4.2	2.1	0.8	0.5	0.3	2.6	2.3		

図表1-30 令和4年10月1日時点の放課後児童クラブの待機児童数(合計値/最大値/最小値/平均値/中央値)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
合計値	800	934	1,221	1,137	619	245	5,448
最大値	356	315	264	176	118	44	1,273
最小値	0	0	0	0	0	0	0
平均値	1.08	1.26	1.65	1.55	0.86	0.34	7.25
中央値	0	0	0	0	0	0	0
中央値 (待機児童0人を除外)	3	2	3	7	3	1.50	13.50

図表1-31 令和4年5月1日時点／10月1日時点の放課後児童クラブの待機児童数(自治体ごとの増減数)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
+100人以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
+80人以上～+100人未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
+60人以上～+80人未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
+40人以上～+60人未満	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
+20人以上～+40人未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
0人より上～+20人未満	21	2.7	9	1.2	14	1.8	4	0.5	5	0.7	4	0.5	12	1.6
±0人	642	83.7	641	83.5	636	82.9	632	82.7	626	83.2	651	86.6	589	76.6
0人より下～-20人未満	77	10.0	85	11.1	71	9.3	73	9.6	79	10.5	61	8.1	81	10.5
-20人以下～-40人未満	2	0.3	4	0.5	9	1.2	17	2.2	5	0.7	2	0.3	33	4.3
-40人以下～-60人未満	0	0.0	0	0.0	4	0.5	2	0.3	3	0.4	0	0.0	14	1.8
-60人以下～-80人未満	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	5	0.7
-80人以下～-100人未満	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	0.5
-100人以下	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.3	0	0.0	0	0.0	10	1.3
無回答	25	3.3	29	3.8	30	3.9	33	4.3	34	4.5	34	4.5	20	2.6
合計	767	100.0	768	100.0	767	100.0	764	100.0	752	100.0	752	100.0	769	100.0

図表1-32 令和4年5月1日時点の放課後児童クラブの待機児童数【合計】(都市区分別)

	全体	0人	1人	4人	1人	2人	3人	4人	5人	7人以上	無回答
全体	835	608	26	39	26	37	20	23	6	36	14
	100.0	72.8	3.1	4.7	3.1	4.4	2.4	2.8	0.7	4.3	1.7
政令指定都市	11	4	0	0	0	1	0	0	0	5	1
	100.0	36.4	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	45.5	9.1
東京特別区	16	6	0	0	0	1	0	0	1	8	0
	100.0	37.5	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	6.3	50.0	0.0
中核市	31	15	1	0	2	2	3	2	1	4	1
	100.0	48.4	3.2	0.0	6.5	6.5	9.7	6.5	3.2	12.9	3.2
一般市	341	215	17	24	18	24	10	14	3	12	4
	100.0	63.0	5.0	7.0	5.3	7.0	2.9	4.1	0.9	3.5	1.2
町村	436	368	8	15	6	9	7	7	1	7	8
	100.0	84.4	1.8	3.4	1.4	2.1	1.6	1.6	0.2	1.6	1.8

図表1-33 令和4年10月1日時点の放課後児童クラブの待機児童数【合計】(都市区分別)

	全体	0人	1人	4人	1人	2人	3人	4人	5人	7人以上	無回答
全体	769	615	25	31	32	16	6	4	2	20	18
	100.0	80.0	3.3	4.0	4.2	2.1	0.8	0.5	0.3	2.6	2.3
政令指定都市	6	3	0	0	1	0	0	0	0	1	1
	100.0	50.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7
東京特別区	15	5	0	0	1	1	0	1	0	6	1
	100.0	33.3	0.0	0.0	6.7	6.7	0.0	6.7	0.0	40.0	6.7
中核市	22	12	1	2	1	4	0	0	0	1	1
	100.0	54.5	4.5	9.1	4.5	18.2	0.0	0.0	0.0	4.5	4.5
一般市	304	218	19	22	22	7	1	1	1	8	5
	100.0	71.7	6.3	7.2	7.2	2.3	0.3	0.3	0.3	2.6	1.6
町村	422	377	5	7	7	4	5	2	1	4	10
	100.0	89.3	1.2	1.7	1.7	0.9	1.2	0.5	0.2	0.9	2.4

② 《問7で「5月1日時点」より「10月1日時点」の待機児童数が減少した学年が一つ以上ある場合のみ》令和4年5月1日時点と10月1日時点の待機児童数を比較し、10月1日時点の待機児童数の方が少ない理由(減少した理由)(問7-1)

- ✓ 令和4年5月1日時点と10月1日時点の待機児童数を比較すると、5月時点で待機児童がいた自治体の半数またはそれ以上の自治体において、待機児童数が減少している。都市区分別にみると、「東京特別区」において減少した割合が90.0%、次いで「一般市」で79.5%等、総じて割合が高い。
- ✓ 上記自治体に関して、待機児童数が減少した理由は「登録児童が退所したことにより、待機児童が入所できたため」が82.3%と最も多く、次いで「待機児童となっていた家庭から利用申込の取下げがあったため」が64.0%。
- ✓ 「その他」の具体的内容として、以下の回答がみられた。(主なものを抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続待機となる期間(6か月)が満了し、新たな申請が無かったため ・ 空きがある民間放課後児童クラブへ入所したため ・ 業務委託先法人との受入れ交渉を年度途中で再度行い、待機児童全員の受入れを決定した ・ 施設の利用面積、定員を増やした ・ 長期休業期間のみ学校教室を借用してクラブを開設して受入れを行ったため

図表1-34 令和4年5月1日時点よりも10月1日時点の待機児童数が減少した自治体(都市区分別)

	5月時点で待機児童がいる自治体	5月時点より10月時点の待機児童数が減少した自治体	%
政令指定都市	6	3	50.0
東京特別区	10	9	90.0
中核市	15	9	60.0
一般市	122	97	79.5
町村	60	46	76.7
合計	213	164	77.0

図表1-35 待機児童数の減少理由(最大3つ)

	n	%
待機児童となっていた家庭から利用申込の取下げがあったため	105	64.0
登録児童が退所したことにより、待機児童が入所できたため	135	82.3
登録児童の利用日数が減ったことにより、利用児童数の調整の結果待機児童が入所できたため	7	4.3
放課後児童クラブ(支援の単位)を増やしたことにより、待機児童が入所できたため	4	2.4
定員を超えた利用登録を開始したため	4	2.4
その他	16	9.8
わからない・把握していない	1	0.6
無回答	12	7.3
合計	164	100.0

③ 《問 7-1 で「1. 待機児童となっていた家庭から利用申込の取下げがあったため」を選択した場合のみ》利用申込の取下げ理由(問 7-1-1)

- ✓ 待機児童減少理由として「待機児童となっていた家庭から利用申込の取下げがあったため」を選択した自治体に関して、その理由は「子どもが家で問題なく過ごすことができているため」が 81.9%と最も多い。次いで「夏休み期間中に利用するために申し込んだが、それまでに入所できなかったため」が 33.3%、「クラブ活動や習い事を始めたため」が 28.6%。年度当初とりあえず申し込んでみたものの、実際は自宅やクラブ活動、習い事等他の場所で放課後の時間を過ごすことができているために、申込を取り下げる家庭が多いことが推察される。
- ✓ 「その他」の具体的内容として、以下の回答がみられた。(主なものを抜粋)

・ 在宅勤務等保護者の就労形態の変化により放課後児童クラブを利用する必要性が無くなったため
・ 放課後子供教室、放課後デイサービス、児童館、ランドセル来館事業を利用することで、必要性がなくなったため
・ 別の学童保育室に登録できたため
・ 長期休みのみの利用ができれば大丈夫との申し出があったため

図表1-36 利用申込の取下げ理由(最大3つ)

	n	%
夏休み期間中に利用するために申し込んだが、それまでに入所できなかったため	35	33.3
保護者の就労状況(就労日数や時間等)が変わったため	15	14.3
子どもが家で問題なく過ごすことができているため	86	81.9
クラブ活動や習い事を始めたため	30	28.6
子どもが放課後児童クラブに通うことを嫌がったため	10	9.5
その他	13	12.4
わからない・把握していない	15	14.3
無回答	1	1.0
合計	105	100.0

④ 《問7で「5月1日時点」より「10月1日時点」の待機児童数が増加した学年が一つ以上ある場合のみ》令和4年5月1日時点と10月1日時点の待機児童数を比較し、10月1日時点の待機児童数の方が多理由(増加した理由)(問7-2)(主なものを抜粋)

- ✓ 令和4年5月1日時点と10月1日時点の待機児童数を比較した際、待機児童数が増加した自治体の割合は、有効回答数全体に対して17.2%。都市区分別にみると、「政令指定都市」において増加した割合が63.6%と他の都市区分と比べ最も高く、次いで「東京特別区」で50.0%。一方、「一般市」では25.0%、「町村」では6.8%にとどまり、都市規模の大きい自治体の方が増加している割合が高い。
- ✓ 増加した理由としては、夏休み前の新規申込を含め、「元々待機児童が生じているクラブに対して年度途中で申込があったため」といった記載が多くみられる。

図表1-37 令和4年5月1日時点よりも10月1日時点の待機児童数が増加した自治体(都市区分別)

	有効回答数	5月時点より 10月時点の待 機児童数が増 加した自治体	%
政令指定都市	11	7	63.6
東京特別区	16	8	50.0
中核市	31	13	41.9
一般市	356	89	25.0
町村	441	30	6.8
合計	855	147	17.2

図表1-38 令和4年5月1日時点よりも10月1日時点の待機児童数が増加した理由(自由記述)

<年度途中で新規で利用申請があったため>

- ・ 定員を上回る登録児童の放課後児童クラブで、年度途中で新規で利用申請があったため
- ・ 保護者の就労等により、新規で放課後児童クラブ利用申請書の提出があったため
- ・ 年度の途中で市内へ転入してきた児童がいたが、当該児童の通う小学校区にある放課後児童クラブすべてが定員に達していたため
- ・ 既に待機児童が発生している放課後児童クラブにさらに入所希望があったため

<夏休み期間の入会申請>

- ・ 夏休み期間の入会申請で待機児童が多く発生し、その後辞退の届出がなくそのまま待機の状態となっているため
- ・ 長期休業期間の放課後児童クラブ利用のために入会を希望する児童がいるため

<体制の確保ができないため>

- ・ 年度途中で申し込みがあったが、児童クラブ側の受入れ体制が確保できなかったため
- ・ 定員オーバーと支援員の人材確保が困難なため

⑤ 待機児童の考え方(問 7-3①~⑥)

- ✓ 厚生労働省の調査²⁴における「放課後児童クラブを利用できなかった児童」の考え方(図表 1-39)の内容に基づき、待機児童の考え方について問うたところ、いずれの児童についても「待機児童に含めていない」が最も多い。特に「希望するクラブには登録できなかったが、他のクラブに登録・利用できている児童」については54.2%と、他の条件の児童と比べ割合が高い。
- ✓ 一方、令和4年5月時点で待機児童が「発生している自治体」と「発生していない自治体」で比較すると、いずれの条件についても「待機児童が発生している」自治体の方が、「すべて待機児童に含めている」割合が高く、より多くの児童を含めていることが待機児童数増につながっている可能性も推察される。ただし、「保護者が求職活動中で、放課後児童クラブの利用希望がある児童」については、図表 1-39に記載のとおり、厚生労働省の調査における考え方でも「待機児童数に含める」としているため、「すべて待機児童に含めている」自治体の割合が、他の条件の児童と比べ高くなっていると考えられる。

図表1-39 厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」調査における「放課後児童クラブを利用できなかった児童」の考え方

- (※) 本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用(登録)できなかった児童を指す。
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
 - ・他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。
- ※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
- (1) 開所時間が保護者の希望に添えている。(例:希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない)
 - (2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例:通常の交通手段により、20~30分で通所が可能)
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
 - ・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約(利用希望日が調査よりも後のもの)の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、本調査の待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。
 - ・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自治体が定めている。

²⁴ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

図表1-40 待機児童の考え方(SA)

	合計	るす べて 待機 児童 に 含 めて い	一部を待機児童に含めて いる （各運営団体、放課後児童クラ ブにより様々）	待 機 児 童 に 含 め て い な い	わ か ら な い、 把 握 し て い な い	無 回 答
希望するクラブには登録できなかったが、他のクラブに登録・利用できている児童	855	66	9	463	245	72
	100.0	7.7	1.1	54.2	28.7	8.4
保護者の希望に応じている開所時間の放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童	855	98	10	343	330	74
	100.0	11.5	1.2	40.1	38.6	8.7
通所するのに無理がない立地条件の放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童	855	92	11	343	333	76
	100.0	10.8	1.3	40.1	38.9	8.9
保護者が求職活動中で、放課後児童クラブの利用希望がある児童	855	157	14	340	253	91
	100.0	18.4	1.6	39.8	29.6	10.6
保護者の産休、育休明けの利用希望として利用予約を行っている児童	855	111	15	364	279	86
	100.0	13.0	1.8	42.6	32.6	10.1
保護者が育児休業中の場合で、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することの確認ができていない児童	855	65	9	369	332	80
	100.0	7.6	1.1	43.2	38.8	9.4

図表1-41 待機児童の考え方【令和4年5月1日時点で待機児童が「1人以上」の自治体】(SA)

	合計	るす べて 待機 児童 に 含 めて い	一部を待機児童に含めて いる （各運営団体、放課後児童クラ ブにより様々）	待 機 児 童 に 含 め て い な い	把 握 し て い な い	無 回 答
希望するクラブには登録できなかったが、他のクラブに登録・利用できている児童	247	24	7	155	52	9
	100.0	9.7	2.8	62.8	21.1	3.6
保護者の希望に応じている開所時間の放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童	247	52	8	99	79	9
	100.0	21.1	3.2	40.1	32.0	3.6
通所するのに無理がない立地条件の放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童	247	49	8	100	80	10
	100.0	19.8	3.2	40.5	32.4	4.0
保護者が求職活動中で、放課後児童クラブの利用希望がある児童	247	70	9	103	52	13
	100.0	28.3	3.6	41.7	21.1	5.3
保護者の産休、育休明けの利用希望として利用予約を行っている児童	247	42	8	125	61	11
	100.0	17.0	3.2	50.6	24.7	4.5
保護者が育児休業中の場合で、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することの確認ができていない児童	247	23	5	128	81	10
	100.0	9.3	2.0	51.8	32.8	4.0

図表1-42 待機児童の考え方【令和4年5月1日時点で待機児童が「0人」の自治体】(SA)

	合計	すべて待機児童に含めている	一部を待機児童に含めている (各運営団体、放課後児童クラブにより様々)	待機児童に含めていない	把握していない、わからない	無回答
希望するクラブには登録できなかったが、他のクラブに登録・利用できている児童	608	42	2	308	193	63
	100.0	6.9	0.3	50.7	31.7	10.4
保護者の希望に応じている開所時間の放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童	608	46	2	244	251	65
	100.0	7.6	0.3	40.1	41.3	10.7
通所するのに無理がない立地条件の放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童	608	43	3	243	253	66
	100.0	7.1	0.5	40.0	41.6	10.9
保護者が求職活動中で、放課後児童クラブの利用希望がある児童	608	87	5	237	201	78
	100.0	14.3	0.8	39.0	33.1	12.8
保護者の産休、育休明けの利用希望として利用予約を行っている児童	608	69	7	239	218	75
	100.0	11.3	1.2	39.3	35.9	12.3
保護者が育児休業中の場合で、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することの確認ができていない児童	608	42	4	241	251	70
	100.0	6.9	0.7	39.6	41.3	11.5

⑥ 待機児童の考え方<その他>(問7-3⑦)

✓ 「その他」への主な記載内容は以下のとおり。(主なものを抜粋)

<希望すれば基本的に全員が入所可能な状況であるため、「待機児童」の概念が無い>

- ・ 村内には1ヶ所しかクラブがないことと、要件をクリアしていれば確実に入所可能な体制を整えていることから待機児童という概念を持つことがない。しかしながら、特殊な要件(広域入所や重度の医療的ケア児等)が出た際はその都度検討する
- ・ 現在のところ、基本的に条件を満たしていれば利用可としており待機児童はいない

<通っている小学校(区)の放課後児童クラブのみ申請可能であるため>

- ・ 保護者の希望でクラブを選ぶことはできず、原則児童の通っている小学校区のクラブに入会する。そのため他のクラブに空きがあっても入会することはできない
- ・ 通学する小学校区の放課後児童クラブを利用できない児童のみを待機児童として数えている

<求職活動中、産休・育休中は申請不可>

- ・ 求職活動中は、3か月に限り入所可
- ・ 求職活動中、育児休業中は利用要件を満たしていないため申請不可としている
- ・ 申込時点で復帰予定が未定の場合は申込受付の対象外
- ・ 産休中は利用できるが、育休・求職活動中は利用できる要件となっていない

<休職中、産休・育休中も申請可能だが、条件を設けている>

- ・ 保護者の産休、育休明けの利用希望として利用予約を行っている児童は、利用希望開始日以降に入所できていない場合は待機児童に含める
- ・ 待機児童ではあるが、保留(利用枠はある状態)としている

<利用料金を滞納している世帯は待機児童に含めない>

- ・ 申請はしているが保育料やおやつ代等に滞納があり、誓約や窓口での相談といった納付の意思確認ができていない場合は、待機児童に含めていない
- ・ 前回利用時の学童保育の利用料金を滞納している世帯(待機児童に含めない)

<その他>

- ・ 利用不可を通知後、保護者に今後の意向を書面で確認し、書面により待機の意向があった場合に待機児童として含めている
- ・ 保護者自身の都合により、申請はしているがすぐに利用する予定はなく、勤務時間が延長されたとき等に利用したいと考えている場合は、待機児童に含めていない
- ・ 一体型で運営している放課後子供教室事業(放課後児童クラブと同様の開設時間)を利用している児童も待機児童に含めている
- ・ 優先児童(1~3年生及び障害児)の入所決定時点で施設の許容量を超過しており、受入れが困難である場合の高学年児童で、入所不許可の通知時に待機の意向の提示があった者を待機児童としている

⑦ 放課後児童クラブの待機児童となっている児童・家庭の特徴(問 8)²⁵

- ✓ 放課後児童クラブの待機児童となっている児童・家庭の特徴は、「高学年児童」が63.6%と最も多く、次いで「利用要件には合致しているが、保護者の就労日数や就労時間が相対的に少ない児童」が39.7%。一方、「わからない・把握していない」も17.4%と一定数みられる。
 - ✓ 都市区分別にみると、「東京特別区」は「利用要件には合致しているが、保護者の就労日数や就労時間が相対的に少ない児童」の割合が80.0%と、他の都市区分と比べ高い。また、「政令指定都市」は「高学年児童」が85.7%、「抽選に外れた児童」が42.9%と、他の都市区分と比べ高い。
- ※n 数が少ないため取扱いには留意が必要

図表1-43 放課後児童クラブの待機児童となっている児童・家庭の特徴(MA)

	n	%
利用要件には合致しているが、保護者の就労日数や就労時間が相対的に少ない児童	98	39.7
利用要件には合致しているが、祖父母が近隣に住んでいる等、父母以外のサポートが受けられる児童	45	18.2
利用要件には合致しているが、利用希望日数や時間が相対的に少ない児童	9	3.6
高学年児童（低学年を優先的に受け入れている場合）	157	63.6
（同点の児童間で行われた）抽選に外れた児童	17	6.9
特別な配慮を必要とする児童（障がい児）	8	3.2
特別な配慮を必要とする児童（医療的ケア児）	0	0.0
その他	43	17.4
わからない・把握していない	43	17.4
無回答	4	1.6
合計	247	100.0

図表1-44 放課後児童クラブの待機児童となっている児童・家庭の特徴(都市区分別)

	有効回答数	利用要件には合致しているが、保護者の就労日数や就労時間が相対的に少ない児童	利用要件には合致しているが、祖父母が近隣に住んでいる等、父母以外のサポートが受けられる児童	利用要件には合致しているが、利用希望日数や時間が相対的に少ない児童	高学年児童（低学年を優先的に受け入れている場合）	（同点の児童間で行われた）抽選に外れた児童	特別な配慮を必要とする児童（障がい児）	特別な配慮を必要とする児童（医療的ケア児）	その他	わからない・把握していない	無回答
全体	247	98	45	9	157	17	8	0	43	43	4
	100.0	39.7	18.2	3.6	63.6	6.9	3.2	0.0	17.4	17.4	1.6
政令指定都市	7	3	2	0	6	3	0	0	0	1	0
	100.0	42.9	28.6	0.0	85.7	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
東京特別区	10	8	2	1	7	1	0	0	1	1	0
	100.0	80.0	20.0	10.0	70.0	10.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0
中核市	16	6	3	1	10	1	0	0	3	4	0
	100.0	37.5	18.8	6.3	62.5	6.3	0.0	0.0	18.8	25.0	0.0
一般市	141	52	25	6	93	10	5	0	24	26	1
	100.0	36.9	17.7	4.3	66.0	7.1	3.5	0.0	17.0	18.4	0.7
町村	73	29	13	1	41	2	3	0	15	11	3
	100.0	39.7	17.8	1.4	56.2	2.7	4.1	0.0	20.5	15.1	4.1

²⁵ 令和4年5月1日時点で待機児童が発生している自治体のみ集計

⑧ 放課後児童クラブの申込状況や待機児童の状況把握²⁶

・ 申込人数の把握(問 9a)

- ✓ 所管課における申込人数の把握について、公立公営、公立民営では「年度内に複数回確認している」がそれぞれ 83.1%、74.2%と最も多い。私立民営でも「年度内に複数回確認している」が最も多く 37.1%であったものの、僅差で「把握していない」も 31.0%。
- ✓ 「その他」の具体的内容は、「待機児童が発生する可能性があるクラブに適宜確認している」(公立民営)、「必要に応じて把握」(私立民営)等。

図表1-45 申込人数の把握(SA)

	合計	確認年度内に複数回	し年度初めのみ確認	把握していない	その他	無回答
公立公営	426	354	38	4	1	29
	100.0	83.1	8.9	0.9	0.2	6.8
公立民営	496	368	72	35	0	21
	100.0	74.2	14.5	7.1	0.0	4.2
私立民営	310	115	72	96	1	26
	100.0	37.1	23.2	31.0	0.3	8.4

・ 登録人数の把握(問 9b)

- ✓ 所管課における登録人数の把握状況について、公立公営、公立民営、私立民営ともに「年度内に複数回確認している」がそれぞれ 87.9%、87.1%、68.4%と最も多い。
- ✓ 「その他」の内容としては、「変動のつど確認している」「入退所があるごとに確認」(公立公営)、「調査時のみ確認」(私立民営)等。

図表1-46 登録人数の把握(SA)

	合計	し年度内に複数回確認	含む(確認している(5月1日時点のみ確認している))	把握していない	その他	無回答
公立公営	430	378	12	0	21	19
	100.0	87.9	2.8	0.0	4.9	4.4
公立民営	498	434	32	0	19	13
	100.0	87.1	6.4	0.0	3.8	2.6
私立民営	313	214	56	11	12	20
	100.0	68.4	17.9	3.5	3.8	6.4

²⁶ 所管課において把握しているか否か。また、「該当の放課後児童クラブがない」を選択した自治体は除外の上集計を行っている。

- ・ 利用人数(出席人数²⁷等の利用実態)の把握(問 9c)
- ✓ 所管課における利用人数の把握状況について、公立公営、公立民営、国立民営ともに「年度内に複数回確認している」がそれぞれ 86.5%、79.8%、57.8%と最も多い。
- ✓ 「その他」の具体的内容は、「必要時のみ確認」(公立民営)等。

図表1-47 利用人数の把握(SA)

	合計	年度内に複数回確認	年度初めのみ確認	把握していない	その他	無回答
公立公営	430	372	5	7	28	18
	100.0	86.5	1.2	1.6	6.5	4.2
公立民営	499	398	5	41	40	15
	100.0	79.8	1.0	8.2	8.0	3.0
国立民営	315	182	12	76	24	21
	100.0	57.8	3.8	24.1	7.6	6.7

- ・ 待機児童がいるか否かの把握(問 9d)
- ✓ 待機児童がいるか否かの把握状況については、公立公営、公立民営では「年度内に複数回確認している」がそれぞれ 69.3%、69.1%と最も多い。国立民営でも「年度内に複数回確認している」が最も多く 36.9%であったものの、「把握していない」も 26.5%。
- ✓ 「その他」の具体的内容は、「変動のつど確認している」(公立公営)、「待機児童がいる場合は連絡を貰うことになっている」(公立民営/国立民営)、「調査時のみ確認」(国立民営)等。

図表1-48 待機児童がいるか否かの把握(SA)

	合計	年度内に複数回確認	年度初めのみ確認	把握していない	その他	無回答
公立公営	391	271	39	21	40	20
	100.0	69.3	10.0	5.4	10.2	5.1
公立民営	466	322	72	28	30	14
	100.0	69.1	15.5	6.0	6.4	3.0
国立民営	298	110	73	79	15	21
	100.0	36.9	24.5	26.5	5.0	7.0

²⁷ 登録児童のうち、実際に出席した人数

⑨ 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組(問 10①～③)²⁸

- ✓ 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組として、「特に実施していることはない」が運営形態合計で 41.8%。一方、「放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」は運営形態合計で 33.4%を占め、すべての運営形態における代表的な取組であると考えられる。
- ✓ そのほか、運営形態別の単純集計結果をみると、「定員を超えた利用登録を受け付ける」も公立公営において 31.9%、公立民営では 30.7%と一定数取り入れられている状況が窺える。また、「待機児童となった家庭に対し、他の利用可能な放課後児童クラブの利用を案内する」は民立民営において 21.8%と、クラブ自体の運営方針を直接見直す場合が多い公立のクラブと比べ、間接的な支援を行っている状況が推察される。
- ✓ 都市区分別にみると、「町村」ではいずれの運営形態においても「特に実施していることはない」が最も多いものの、公立民営では「放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」も 22.2%と一定数の自治体で取り組まれている。
- ✓ 待機児童の有無別にみると、いずれの運営形態においても「待機児童0」の自治体では「特に実施していることはない」が最も多いが、5月1日時点で待機児童がいる自治体では、「放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」が公立公営で 54.5%、公立民営で 38.7%、民立民営で 42.1%、「定員を超えた利用登録を受け付ける」が公立公営で 54.5%、公立民営で 48.4%、民立民営で 18.4%、「待機児童となった家庭に対し、他の利用可能な放課後児童クラブの利用を案内する」が公立公営で 40.9%、公立民営で 41.9%、民立民営で 31.6%等。

²⁸ 「該当の放課後児童クラブがない」を選択した自治体は除外の上集計を行っている。

図表1-49 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組(MA)

	公立 公営	公立 民営	民立 民営	運 営 形 態 計
放課後児童クラブ（支援の単位）を増やす	94	175	89	278
	21.9	35.8	29.0	33.4
待機児童となった家庭に対し、他の利用可能な放課後児童クラブの利用を案内する	78	128	67	184
	18.2	26.2	21.8	22.1
放課後児童クラブでの一時預かりを実施する（当該放課後児童クラブへの登録有無にかかわらず、児童の一次的な預かりを実施）	21	19	7	38
	4.9	3.9	2.3	4.6
長期休業期間中のみ開設する放課後児童クラブを設置する	23	34	8	60
	5.4	7.0	2.6	7.2
定員を超えた利用登録を受け付ける	137	150	46	262
	31.9	30.7	15.0	31.5
利用要件を見直す	5	9	4	15
	1.2	1.8	1.3	1.8
その他	43	62	31	111
	10.0	12.7	10.1	13.3
特に実施していることはない	152	133	118	348
	35.4	27.2	38.4	41.8
無回答	16	11	19	0
	3.7	2.2	6.2	0.0
全体	429	489	307	832
	100.0	100.0	100.0	100.0

図表1-50 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組【公立公営】(都市区分別)

	有効 回答数	放 課 後 児 童 ク ラ ブ （ 支 援 の 単 位 ） を 増 や す	利 用 を 案 内 す る 放 課 後 児 童 ク ラ ブ の 他	待 機 児 童 と な っ た 家 庭 に 対 し、 他	童 の 一 時 的 な 預 か り を 実 施 （ 放 課 後 児 童 ク ラ ブ で の 一 時 預 か り を 実 施 す る ）	後 長 期 休 業 期 間 中 の み 開 設 す る 放 課 後 児 童 ク ラ ブ を 設 置 す る	定 員 を 超 え た 利 用 登 録 を 受 け 付 け る	利 用 要 件 を 見 直 す	そ の 他	特 に 実 施 し て い る こ と は な い	無 回 答
全体	429	94	78	21	23	137	5	43	152	16	
	100.0	21.9	18.2	4.9	5.4	31.9	1.2	10.0	35.4	3.7	
政令指定都市	3	3	1	0	0	2	0	0	0	0	
	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
東京特別区	13	4	8	2	0	7	0	7	0	0	
	100.0	30.8	61.5	15.4	0.0	53.8	0.0	53.8	0.0	0.0	
中核市	12	8	3	0	1	5	0	2	1	0	
	100.0	66.7	25.0	0.0	8.3	41.7	0.0	16.7	8.3	0.0	
一般市	150	56	49	8	8	63	3	8	30	0	
	100.0	37.3	32.7	5.3	5.3	42.0	2.0	5.3	20.0	0.0	
町村	251	23	17	11	14	60	2	26	121	16	
	100.0	9.2	6.8	4.4	5.6	23.9	0.8	10.4	48.2	6.4	

図表1-51 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組【公立民営】(都市区分別)

	有効回答数	放課後児童クラブを増やす	放課後児童クラブ(支援の単位)	利用可能な放課後児童クラブの増やす	待機児童となった家庭に対し、他の利用可能な放課後児童クラブの増やす	児童の一時預かりを実施する(当該放課後児童クラブへの登録無にかかわらず、児童の一時預かりを実施)	放課後児童クラブでの一時預かりを実施する(当該放課後児童クラブへの登録無にかかわらず、児童の一時預かりを実施)	長期休業期間のみ開設する放課後児童クラブを開設する	定員を超えた利用登録を受け付ける	利用要件を見直す	その他	特に実施していることはない	無回答
全体	489	175	128	19	34	150	9	62	133	11			
	100.0	35.8	26.2	3.9	7.0	30.7	1.8	12.7	27.2	2.2			
政令指定都市	9	8	3	0	1	2	0	0	1	0			
	100.0	88.9	33.3	0.0	11.1	22.2	0.0	0.0	11.1	0.0			
東京特別区	12	10	9	2	0	5	0	8	0	0			
	100.0	83.3	75.0	16.7	0.0	41.7	0.0	66.7	0.0	0.0			
中核市	18	11	4	0	2	4	0	2	3	0			
	100.0	61.1	22.2	0.0	11.1	22.2	0.0	11.1	16.7	0.0			
一般市	247	101	81	7	17	86	5	28	55	3			
	100.0	40.9	32.8	2.8	6.9	34.8	2.0	11.3	22.3	1.2			
町村	203	45	31	10	14	53	4	24	74	8			
	100.0	22.2	15.3	4.9	6.9	26.1	2.0	11.8	36.5	3.9			

図表1-52 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組【国立民営】(都市区分別)

	有効回答数	放課後児童クラブを増やす	放課後児童クラブ(支援の単位)	利用可能な放課後児童クラブの増やす	待機児童となった家庭に対し、他の利用可能な放課後児童クラブの増やす	児童の一時預かりを実施する(当該放課後児童クラブへの登録無にかかわらず、児童の一時預かりを実施)	放課後児童クラブでの一時預かりを実施する(当該放課後児童クラブへの登録無にかかわらず、児童の一時預かりを実施)	長期休業期間のみ開設する放課後児童クラブを開設する	定員を超えた利用登録を受け付ける	利用要件を見直す	その他	特に実施していることはない	無回答
全体	307	89	67	7	8	46	4	31	118	19			
	100.0	29.0	21.8	2.3	2.6	15.0	1.3	10.1	38.4	6.2			
政令指定都市	10	6	0	0	0	0	0	1	3	0			
	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	30.0	0.0			
東京特別区	9	3	3	1	0	2	0	2	3	0			
	100.0	33.3	33.3	11.1	0.0	22.2	0.0	22.2	33.3	0.0			
中核市	21	8	8	0	1	1	0	4	7	0			
	100.0	38.1	38.1	0.0	4.8	4.8	0.0	19.0	33.3	0.0			
一般市	161	53	39	6	5	29	1	19	62	1			
	100.0	32.9	24.2	3.7	3.1	18.0	0.6	11.8	38.5	0.6			
町村	106	19	17	0	2	14	3	5	43	18			
	100.0	17.9	16.0	0.0	1.9	13.2	2.8	4.7	40.6	17.0			

図表1-53 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組【公立公営】(待機児童の有無別)

	有効回答数	放課後児童クラブを増やす	利用可能な放課後児童クラブの数を増やす	待機児童となった家庭に対し、他の児童クラブの活用を促す	児童の一時預かりを実施する	放課後児童クラブの一時預かりを実施する	長期休業期間中のみ開設する放課後児童クラブを設置する	定員を超えた利用登録を受け付ける	利用要件を見直す	その他	特に実施していることはない	無回答
全体	429	94	78	21	23	137	5	43	152	16		
	100.0	21.9	18.2	4.9	5.4	31.9	1.2	10.0	35.4	3.7		
待機児童0	310	47	31	15	16	80	3	26	134	11		
	100.0	15.2	10.0	4.8	5.2	25.8	1.0	8.4	43.2	3.5		
5/1時点で待機あり	22	12	9	0	1	12	1	0	4	1		
	100.0	54.5	40.9	0.0	4.5	54.5	4.5	0.0	18.2	4.5		
10/1時点で待機あり	3	1	1	1	0	2	0	0	0	0		
	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0		
両方あり	72	29	33	5	5	40	1	16	5	1		
	100.0	40.3	45.8	6.9	6.9	55.6	1.4	22.2	6.9	1.4		

図表1-54 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組【公立民営】(待機児童の有無別)

	有効回答数	放課後児童クラブを増やす	利用可能な放課後児童クラブの数を増やす	待機児童となった家庭に対し、他の児童クラブの活用を促す	児童の一時預かりを実施する	放課後児童クラブの一時預かりを実施する	長期休業期間中のみ開設する放課後児童クラブを設置する	定員を超えた利用登録を受け付ける	利用要件を見直す	その他	特に実施していることはない	無回答
全体	489	175	128	19	34	150	9	62	133	11		
	100.0	35.8	26.2	3.9	7.0	30.7	1.8	12.7	27.2	2.2		
待機児童0	285	93	43	13	16	65	3	34	95	8		
	100.0	32.6	15.1	4.6	5.6	22.8	1.1	11.9	33.3	2.8		
5/1時点で待機あり	62	24	26	1	3	30	3	8	13	1		
	100.0	38.7	41.9	1.6	4.8	48.4	4.8	12.9	21.0	1.6		
10/1時点で待機あり	2	2	1	0	0	2	0	0	0	0		
	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
両方あり	99	41	46	5	13	42	3	18	12	1		
	100.0	41.4	46.5	5.1	13.1	42.4	3.0	18.2	12.1	1.0		

図表1-55 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組【国立民営】(待機児童の有無別)

	有効回答数	放課後児童クラブを増やす	放課後児童クラブの利用を案内する	待機児童となった児童の利用可能な放課後児童クラブの	児童の一時預かりを実施する	放課後児童クラブの一時預かりを実施する	長期休業期間中の放課後児童クラブを開設する	定員を超えた利用登録を受け付ける	利用要件を見直す	その他	特に実施していることはない	無回答
全体	307	89	67	7	8	46	4	31	118	19		
	100.0	29.0	21.8	2.3	2.6	15.0	1.3	10.1	38.4	6.2		
待機児童0	154	30	30	2	6	18	2	15	62	15		
	100.0	19.5	19.5	1.3	3.9	11.7	1.3	9.7	40.3	9.7		
5/1時点で待機あり	38	16	12	1	0	7	1	6	14	2		
	100.0	42.1	31.6	2.6	0.0	18.4	2.6	15.8	36.8	5.3		
10/1時点で待機あり	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
両方あり	72	27	14	3	0	14	0	7	26	0		
	100.0	37.5	19.4	4.2	0.0	19.4	0.0	9.7	36.1	0.0		

● 「定員を超えた利用登録を受け付ける」の具体的内容(主なものを抜粋)

<公立公営／公立民営>

- ・ 各施設の定員の 1.1 倍の範囲内で「定員」を超えた受入れを可能としている
- ・ 実際の登室率を踏まえて、定員の 10～20%増で登録を受け付ける
- ・ 定員の一割増まで受入れ、また、一割を超えた場合、空き教室を借りて受け入れる
- ・ 利用者の実人数ではなく、それぞれが週に何回使うかという頻度に換算して、毎日の利用が定員を超えないように調整している

<公立公営>

- ・ 職員配置の対応可能な範囲で受け付ける
- ・ 近接する放課後児童クラブで受入れできなかった児童を別クラブで受け入れられるよう調整
- ・ 定員の5%以内を追加して受け付けている
- ・ 入所希望者の利用予定日数をふまえて、定員数の約 1.1 倍の人数で入所決定
- ・ 平均利用率が約7割であることを鑑みて、定員の 3 割増しで受け入れている
- ・ 出席率を鑑み、定員の 1.2 倍まで登録している
- ・ 日ごとに利用人数を確認し、登録人数ではなく利用人数で定員になるよう調整している

<公立民営>

- ・ 面積基準の範囲内で定員の2割増を目安に定員を超える受入れを実施している
- ・ 夏休み期間のみ定員を超えて児童の受入れを行った
- ・ 同校区の小学校内に当該児童クラブの分室を設置し受け入れている
- ・ 低学年の児童のみ、定員の 110%まで受け入れる
- ・ 利用定員の 15%を上限とし、その範囲内で利用を可能としている
- ・ 定員の概ね 1.2 倍の数を「登録定数」として設け、利用可能人数を拡大
- ・ 低学年(1年から3年生)の申請数が多い施設に緊急定員枠を設けた
- ・ 登所率を踏まえ、出席する人数を計算している
- ・ 登録者に対して実際は6～7割程度の利用となっているため、利用実績(平日の平均)が基準を超えない限り、利用登録を受け付けることとしている
- ・ ランドセル等荷物が減る長期期間中のみ、クラブの荷物を整理するなどを行い、スペース確保をした上で入所を許可している
- ・ 毎月利用する児童の登録(年間利用)と週3回までの利用をする児童の登録(一時的登録)を行っている
- ・ 学校の教室等を借用し、サテライトを実施

● 「利用要件を見直す」の具体的内容(主なものを抜粋)

<公立公営／公立民営>

- ・ 優先区域の撤廃や子どもが通う小学校より徒歩 20～30 分で通所が可能(800メートル以内)な場所に存在する放課後児童クラブを通所可能な施設として位置付けている

<公立公営>

- ・ 開所・閉所時刻を利用者要望・実態に合わせて変更

<公立民営>

- ・ 長期休業のみ校区外の放課後児童クラブ利用を認める

● 「その他」の具体的内容(主なものを抜粋)

<公立公営>

- ・ 小学校等と調整し、専用区画を増やす(支援の単位は変更しない)
- ・ 夏休み前に利用確認を行い、希望人数が多い場合は支援員と場所を確保し対応
- ・ 夏休み等の利用人数が多い期間は、学校の空き教室を借用して、放課後児童クラブを開室している
- ・ 長期休業時は他校区の放課後児童クラブの利用を案内している
- ・ 申込時に第二希望まで選択できるようにしている
- ・ 長期休業期間では、保護者等の送迎により定員に空きがあるクラブへ待機児童の利用を促している

<公立民営>

- ・ 利用日数の少ない家庭に対し、退会を含めた利用見直しを促す案内を送付している
- ・ 入所者に対し、引き続き利用要件を満たしているか確認を行う
- ・ 面積を増やし、受入れ人数を増やすなど
- ・ 受入れ施設の環境整備、職員の勤務体制の整備等
- ・ 長期休業時は他校区の放課後児童クラブの利用を案内している
- ・ 加配対応の職員を増やして受け入れる
- ・ 学校の空き教室を利用し、定員数の増加を図る
- ・ 児童数が多い小学校区の利用児童を近隣の児童クラブにバス移送し受け入れている
- ・ 定員数の支援提供に必要な放課後児童支援員を配置する
- ・ 放課後児童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業の実施

<民立民営>

- ・ 屋外に物置を設置し室内の備品を物置に移動することで、専用区画面積を広げ、定員を拡充
- ・ 他校区の児童を受け入れる放課後児童クラブに対し、その送迎に対する金銭的支援を実施
- ・ 長期休業期間等で保護者の送迎が可能な場合に校区外のクラブへの申請が可能

⑩ 《問 10 で「1. 放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」を選択した場合のみ》放課後児童クラブの量の整備にあたり課題となっていること(問 10-1①～③)

- ✓ 放課後児童クラブを希望する児童が利用できるようにするため「放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」ことに取り組んでいる自治体に関して、量の整備にあたり課題となっていることは、「放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保」が運営形態合計で 75.2%。
- ✓ また、「実施場所の確保(小学校内等)」も公立公営で 75.5%、公立民営で 79.4%。私立民営では「実施場所の確保(小学校外)」が 42.7%。

図表1-56 放課後児童クラブの量の整備にあたり課題となっていること(MA)

	公立公営	公立民営	私立民営	運営形態計
放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保	81	124	40	209
	86.2	70.9	44.9	75.2
運営団体の確保/誘致	-	31	28	52
	-	17.7	31.5	18.7
実施場所の確保(小学校内等)	71	139	21	200
	75.5	79.4	23.6	71.9
実施場所の確保(小学校外)	30	82	38	122
	31.9	46.9	42.7	43.9
財源(運営費/委託費/補助金等)確保	25	60	27	87
	26.6	34.3	30.3	31.3
その他	1	1	1	2
	1.1	0.6	1.1	0.7
特に課題となっていることはない	1	10	10	14
	1.1	5.7	11.2	5.0
無回答	0	2	2	1
	0.0	1.1	2.2	0.4
全体	94	175	89	278
	100.0	100.0	100.0	100.0

図表1-57 放課後児童クラブの量の整備にあたり課題となっていること【公立公営】(都市区分別)

	有効回答数	児童を含めた、クラブの活動に児童を放課後児童支援員等	学校内等の確保(小)	学校外(小)	財源(運営費等)確保	その他	特に課題となっていない	無回答
全体	94	81	71	30	25	1	1	0
	100.0	86.2	75.5	31.9	26.6	1.1	1.1	0.0
政令指定都市	3	3	3	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
東京特別区	4	2	4	2	2	0	0	0
	100.0	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
中核市	8	7	7	2	3	0	0	0
	100.0	87.5	87.5	25.0	37.5	0.0	0.0	0.0
一般市	56	49	47	17	13	1	1	0
	100.0	87.5	83.9	30.4	23.2	1.8	1.8	0.0
町村	23	20	10	8	6	0	0	0
	100.0	87.0	43.5	34.8	26.1	0.0	0.0	0.0

図表1-58 放課後児童クラブの量の整備にあたり課題となっていること【公立民営】(都市区分別)

	有効回答数	児童を含めた、クラブの活動に児童を放課後児童支援員等	運営団体の確保	学校内等の確保(小)	学校外(小)	財源(委託費等)確保	その他	特に課題となっていない	無回答
全体	175	124	31	139	82	60	1	6	1
	100.0	70.9	17.7	79.4	46.9	34.3	0.6	3.4	0.6
政令指定都市	8	5	1	8	5	3	0	0	0
	100.0	62.5	12.5	100.0	62.5	37.5	0.0	0.0	0.0
東京特別区	10	5	1	8	5	3	0	0	0
	100.0	50.0	10.0	80.0	50.0	30.0	0.0	0.0	0.0
中核市	11	9	2	10	4	6	0	0	0
	100.0	81.8	18.2	90.9	36.4	54.5	0.0	0.0	0.0
一般市	101	79	23	81	47	35	0	2	1
	100.0	78.2	22.8	80.2	46.5	34.7	0.0	2.0	1.0
町村	45	26	4	32	21	13	1	4	0
	100.0	57.8	8.9	71.1	46.7	28.9	2.2	8.9	0.0

図表1-59 放課後児童クラブの量の整備にあたり課題となっていること【民立民営】(都市区分別)

	有効回答数	児童を含めた、放課後児童の活動に 関する人材の確保								
全体	89	40	28	21	38	27	1	10	2	
	100.0	44.9	31.5	23.6	42.7	30.3	1.1	11.2	2.2	
政令指定都市	6	4	1	4	3	2	0	0	0	
	100.0	66.7	16.7	66.7	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0	
東京特別区	3	0	1	1	2	1	0	0	0	
	100.0	0.0	33.3	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	
中核市	8	3	3	3	3	3	0	1	0	
	100.0	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	0.0	12.5	0.0	
一般市	53	25	15	8	22	12	0	8	1	
	100.0	47.2	28.3	15.1	41.5	22.6	0.0	15.1	1.9	
町村	19	8	8	5	8	9	1	1	1	
	100.0	42.1	42.1	26.3	42.1	47.4	5.3	5.3	5.3	

⑪ 《問 10-1 で「1. 放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保」を選択した場合のみ》人材確保に向けて取り組んでいること(問 10-2)

- ✓ 量の整備にあたっての課題を抱える(問 10-1 で「特に課題はない」以外の選択肢に○をつけた)自治体のうち、「放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保」を選択した自治体の割合は、「政令指定都市」が81.8%、「東京特別区」で53.8%、「中核市」が77.3%、「一般市」が85.2%、「町村」が71.0%。「東京特別区」では「人材の確保」よりも、「実施場所の確保(小学校内等)」「実施場所の確保(小学校外)」を選択した割合が高い。
- ✓ 上記自治体の人材確保に向けて取り組んでいることは「処遇改善」が 69.4%と最も多く、次いで「広告・採用ホームページ等の公開・リニューアル」が 47.8%、「柔軟な働き方ができるようにする」が 26.8%。

図表1-60 「放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保」を課題として挙げた自治体(都市区分別)

	(公立公営/公立民営/民立民営のいずれも)「特に課題はない」を選択していない自治体	「人材確保」を課題とした自治体	%
政令指定都市	11	9	81.8
東京特別区	13	7	53.8
中核市	22	17	77.3
一般市	149	127	85.2
町村	69	49	71.0
合計	264	209	79.2

図表1-61 人材確保に向けて取り組んでいること(MA)

	n	%
処遇改善	145	69.4
柔軟な働き方ができるようにする (シフト組みの工夫、雇用形態の見直し等)	56	26.8
ボランティアの募集(保護者)	2	1.0
ボランティアの募集(保護者以外)	18	8.6
広告・採用ホームページ等の公開・リニューアル	100	47.8
人材バンク・人材派遣会社等の活用	42	20.1
その他	26	12.4
特に取り組んでいることはない	7	3.3
無回答	3	1.4
合計	209	100.0

⑫ 《問 10-1①で2～5、もしくは問 10-1②③で2～6を選択した場合のみ》選択した課題への対応として取り組んでいること【自由記述】(主なものを抜粋)

・ 運営団体の確保(誘致)(問 10-3①)

＜運営団体の育成＞

・ 既存の運営団体が事業を拡大して運営できるよう団体育成に努めている

＜学校法人や社会福祉法人への働きかけ＞

・ 子ども・子育て支援整備交付金交付要綱等を示した上で、毎年、学校法人や社会福祉法人等に放課後児童クラブの新規開設の予定の調査を行っている

＜公募＞

・ 公立民営の放課後児童クラブ整備が困難な小学校区では、運営事業者を公募し、整備費及び運営費の助成を行っている

＜運営事業者への補助＞

・ 子ども・子育て支援交付金を活用し、新規開設する事業者に施設改修費を補助する

＜HP 等での募集＞

・ 市の広報紙、HP での募集

・ 実施場所の確保(小学校内等)(問 10-3②)

＜学校との調整＞

・ 学校との調整、協議による余裕教室の確保

＜公費補助＞

・ 運営法人に必要な応じて国県市の補助を活用いただき整備

＜教室のタイムシェア利用＞

・ 小学校のあらゆる特別教室のタイムシェア使用

・ 次年度の利用申請受付後、公立及び民間学童の既存の施設で利用希望者を受け入れ可能か確認し、受け入れが難しい場合は、教育委員会及び小学校に教室の一時借用について相談している

＜実施する教室の工夫＞

・ 密の解消を図ることも含め、小学校のプレイルーム、図書館、校庭、体育館等を借用し運営を行っている

＜学校敷地内の専用施設設置＞

・ 敷地内の専用施設設置

・ 実施場所の確保(小学校外)(問 10-3③)

＜既存のクラブ、学校に隣接する空きスペースや空き物件を確保＞

- ・ 既設の放課後児童クラブに隣接する複合施設の空きスペースを改修し、保育面積を拡張することで定員を増やす
- ・ 学校近隣の市所有施設の活用や空き店舗の活用
- ・ 民間施設や保育園跡地等を利用し、賃借料を支弁することで、実施場所の確保に取り組んでいる
- ・ 併設されていた幼稚園の廃園に伴い改修を行い、放課後児童クラブの支援単位を増やした
- ・ 地域の空き家、民間物件等の借り上げ
- ・ 幼保連携型こども園の空き教室で放課後児童クラブ開所

＜市役所内に開設＞

- ・ 市役所内施設の活用

＜公民館等公共施設の利用＞

- ・ 自治会建物の借用について検討
- ・ 小学校以外の公共施設の活用
- ・ 地域公民館等を借用する
- ・ 公共施設建て替えの計画がある際には、放課後児童クラブの整備計画上で整備予定校区である場合は、放課後児童クラブを併設し複合化できないか提案する。実績としては、実際に労働会館・公民館複合施設や、公立保育園、環境事業センターとの複合施設がある

＜財政面の支援＞

- ・ 開設に伴う諸経費の補助等財政的な支援を行っている
- ・ 支援の単位増に向け委託費の積み増し、設備整備への補助
- ・ 確保できる機会を増やせるように、整備補助金を取り入れるなどの取組を検討している
- ・ 施設借上料に対する補助を行う

＜HP 等で物件を募集＞

- ・ 市ホームページへ物件募集に関するページを掲載

・ 財源(運営費等／委託費等／補助金等)確保(問 10-3④～⑥)

＜子ども・子育て支援交付金の活用＞

- ・ 子ども・子育て支援交付金等の対象事業として使える補助がないか県へ相談

＜保護者からの協力金＞

- ・ 保護者協力金の徴収

＜その他交付金の活用＞

- ・ 国県各種交付金の活用

＜運営費の抑制＞

- ・ 運営費の抑制の検討(既存施設の活用 等)

＜財政担当課との協議＞

- ・ 財政担当課と相談し補正や流用で財源の確保に努めている

＜整備計画の作成＞

- ・ 利用児童の推計により整備計画を作成し、財源を確保しやすくする

＜交付金に関する情報収集＞

- ・ 国・県の補助事業の活用メニューの情報把握

⑬ 現在、放課後児童クラブの利用対象外となっているものの、放課後児童クラブを必要とする声が聞かれる児童の特徴(問 11)

- ✓ 現在、放課後児童クラブの利用対象外となっているものの、放課後児童クラブを必要とする声が聞かれる児童の特徴を問うところ、「現在利用対象としている児童以外に、特に必要とする声はない」が43.3%と最も多く、「わからない、把握していない」も13.6%。一方で、把握している自治体では「保護者の就労日数や就労時間が少なく、利用要件に該当しない児童」が20.8%と最も多い。
- ✓ 都市区分別にみると、「政令指定都市」「東京特別区」で「高学年児童」の割合がそれぞれ18.2%、25.0%と、他の都市区分と比べ高い一方、「町村」では「現在利用対象としている児童以外に、特に必要とする声はない」の割合が52.4%と、他の都市区分と比べ高い。
- ✓ 「その他」の具体的内容としては、「校区外、他市町村の学校に通う児童」「長期休業中のみ利用希望する児童」「求職活動中、育児休業中の保護者や同居祖父母がいる児童」等の回答がみられた。

図表1-62 現在、放課後児童クラブの利用対象外となっているものの、放課後児童クラブを必要とする声が聞かれる児童の特徴(最大3つ)

	n	%
保護者の就労日数や就労時間が少なく、利用要件に該当しない児童	178	20.8
祖父母が近隣に住んでいる等、父母以外のサポートが受けられるため、利用要件に該当しない児童	85	9.9
高学年児童（高学年児童を利用対象外としている場合）	75	8.8
利用希望日数が少なく、利用要件に該当しない児童	38	4.4
特別な配慮を必要とする児童（障がい児）	47	5.5
特別な配慮を必要とする児童（医療的ケア児）	22	2.6
その他	75	8.8
現在利用対象としている児童以外に、特に必要とする声はない	370	43.3
わからない・把握していない	116	13.6
無回答	38	4.4
合計	855	100.0

図表1-63 現在、放課後児童クラブの利用対象外となっているものの、放課後児童クラブを必要とする声が聞かれる児童の特徴(都市区分別)

	有効回答数	保護者の就労日数や就労時間が少なく、利用要件に該当しない児童	祖父母が近隣に住んでいる等、父母以外のサポートが受けられるため、利用要件に該当しない児童	高学年児童（高学年児童を利用対象外としている場合）	利用希望日数が少なく、利用要件に該当しない児童	特別な配慮を必要とする児童（障がい児）	特別な配慮を必要とする児童（医療的ケア児）	その他	現在利用対象としている児童以外に、特に必要とする声はない	わからない・把握していない	無回答
全体	855	178	85	75	38	47	22	75	370	116	38
	100.0	20.8	9.9	8.8	4.4	5.5	2.6	8.8	43.3	13.6	4.4
政令指定都市	11	3	1	2	0	0	0	2	3	2	0
	100.0	27.3	9.1	18.2	0.0	0.0	0.0	18.2	27.3	18.2	0.0
東京特別区	16	3	0	4	3	1	1	3	7	1	1
	100.0	18.8	0.0	25.0	18.8	6.3	6.3	18.8	43.8	6.3	6.3
中核市	31	11	5	4	2	0	1	3	7	9	0
	100.0	35.5	16.1	12.9	6.5	0.0	3.2	9.7	22.6	29.0	0.0
一般市	356	101	39	36	22	20	7	36	122	48	12
	100.0	28.4	11.0	10.1	6.2	5.6	2.0	10.1	34.3	13.5	3.4
町村	441	60	40	29	11	26	13	31	231	56	25
	100.0	13.6	9.1	6.6	2.5	5.9	2.9	7.0	52.4	12.7	5.7

5) 放課後児童クラブ以外の事業等の実施状況について

① 児童館²⁹の状況

・ 児童館の設置有無(問 12①)

- ✓ 児童館の設置有無について、「設置している」が 51.2%、「設置していない」が 47.8%。
- ✓ 都市区分別にみると、「町村」では「設置していない」の割合が 61.9%と、他の都市区分と比べ高い。

図表1-64 児童館の設置有無(SA)

	n	%
設置している	438	51.2
今後設置予定	2	0.2
設置していない	409	47.8
無回答	6	0.7
合計	855	100.0

図表1-65 児童館の設置有無(都市区分別)

	全 体	設 置 し て い る	今 後 設 置 予 定	設 置 し て い な い	無 回 答
全体	855	438	2	409	6
	100.0	51.2	0.2	47.8	0.7
政令指定都市	11	11	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東京特別区	16	16	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
中核市	31	24	0	7	0
	100.0	77.4	0.0	22.6	0.0
一般市	356	224	1	129	2
	100.0	62.9	0.3	36.2	0.6
町村	441	163	1	273	4
	100.0	37.0	0.2	61.9	0.9

²⁹ 児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

- ・ 《「1. 設置している」を選択した場合のみ》設置箇所数(問 12①-1 A)
- ✓ 児童館の設置箇所数は、「1か所」が32.9%、「2か所」が18.9%、「3～5か所」が24.4%、「6～10か所」が11.0%、「11～15か所」が4.6%、「16～20か所」が2.7%、「21か所以上」が4.3%。

図表1-66 児童館の設置箇所数(数値入力)

	n	%
1か所	144	32.9
2か所	83	18.9
3～5か所	107	24.4
6～10か所	48	11.0
11～15か所	20	4.6
16～20か所	12	2.7
21か所以上	19	4.3
無回答	5	1.1
合計	438	100.0

- ・ 《「1. 設置している」を選択した場合のみ》開館日(問 12①-1 B)
- ✓ 児童館の開館日は、「学校がある日の放課後」が90.2%、「土曜日」が86.3%、「長期休業期間中」が79.7%。

図表1-67 児童館の開館日(MA)

	n	%
学校がある日の放課後	395	90.2
土曜日	378	86.3
日曜日	156	35.6
長期休業期間中	349	79.7
その他	109	24.9
無回答	2	0.5
合計	438	100.0

- ・ 《「1. 設置している」を選択した場合のみ》ランドセル来館事業³⁰の実施有無(問 12①-1 C)
- ✓ 児童館におけるランドセル来館事業の実施有無は、「実施している」が20.8%、「実施していない」は78.1%。

図表1-68 ランドセル来館事業の実施有無(SA)

	n	%
実施している	91	20.8
今後実施予定	3	0.7
実施していない	342	78.1
無回答	2	0.5
合計	438	100.0

³⁰ 小学校から直接児童館に来館して、帰宅時間までの居場所を提供する事業

図表1-69 ランドセル来館事業の実施有無(都市区分別)(SA)

	全 体	実 施 し て い る	今 後 実 施 予 定	実 施 し て い な い	無 回 答
全体	438	91	3	342	2
	100.0	20.8	0.7	78.1	0.5
政令指定都市	11	3	0	8	0
	100.0	27.3	0.0	72.7	0.0
東京特別区	16	7	0	9	0
	100.0	43.8	0.0	56.3	0.0
中核市	24	5	1	18	0
	100.0	20.8	4.2	75.0	0.0
一般市	224	40	2	181	1
	100.0	17.9	0.9	80.8	0.4
町村	163	36	0	126	1
	100.0	22.1	0.0	77.3	0.6

- ・ 《(C)で「1. 実施している」を選択した場合のみ》児童館で実施しているランドセル来館事業について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(問 12①-2)
- ✓ ランドセル来館事業を実施している自治体について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうかを問うたところ、「機能しうる」が 65.9%、「機能しえない」が 15.4%、「わからない」が 18.7%。
- ✓ 都市区分別にみると、「東京特別区」「中核市」では特に「機能しうる」がそれぞれ 85.7%、80.0%と、他の都市区分と比べ割合が高い。

図表1-70 ランドセル来館事業が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(SA)

	n	%
機能しうる	60	65.9
機能しえない	14	15.4
わからない	17	18.7
無回答	0	0.0
合計	91	100.0

図表1-71 ランドセル来館事業が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(都市区分別)

	全体	機能しうる	機能しえない	わからない	無回答
全体	91	60	14	17	0
	100.0	65.9	15.4	18.7	0.0
政令指定都市	3	1	1	1	0
	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0
東京特別区	7	6	1	0	0
	100.0	85.7	14.3	0.0	0.0
中核市	5	4	1	0	0
	100.0	80.0	20.0	0.0	0.0
一般市	40	27	6	7	0
	100.0	67.5	15.0	17.5	0.0
町村	36	22	5	9	0
	100.0	61.1	13.9	25.0	0.0

・ 《「2. 機能しえない」を選択した場合のみ》機能しえない理由(問 12①-2-1)

※n 数が少ないため取扱いには留意が必要

- ✓ ランドセル来館事業が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しえない理由は、「その他」が 50.0%と最も多く、次いで「配慮が必要な子どもの受入れを行うことが難しい」が 35.7%、「実施日数・実施時間が不十分」が 28.6%、「子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい」が 28.6%。
- ✓ 「その他」の具体的内容としては「学校からの距離が遠い」「実施目的の違い」等の回答がみられた。

図表1-72 ランドセル来館事業が機能しえない理由(MA)

	n	%
生活の場としての機能が不十分	3	21.4
遊びの場としての機能が不十分	1	7.1
実施日数・実施時間が不十分	4	28.6
配慮が必要な子どもの受入れを行うことが難しい	5	35.7
子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい	4	28.6
職員との連携に対応することが難しい	0	0.0
地域との連携に対応することが難しい	0	0.0
保護者との連絡調整に対応することが難しい	3	21.4
保護者の子育て支援に対応することが難しい	1	7.1
保護者が利用を望まない	0	0.0
児童が利用を望まない	0	0.0
地域内に十分な児童館の数がない	3	21.4
その他	7	50.0
無回答	0	0.0
合計	14	100.0

- ・ 《①-2 で「1. 機能しうる」を選択した場合のみ》放課後児童クラブの待機児童が児童館で実施しているランドセル来館事業を利用できるよう支援していること(問 12①-2-2)
- ✓ 放課後児童クラブの待機児童がランドセル来館事業を利用できるよう自治体として支援していることは、「ある」が 56.7%、「ない」が 43.3%。

図表1-73 放課後児童クラブの待機児童がランドセル来館事業を利用できるよう支援していること(SA)

	n	%
ある	34	56.7
今後実施予定	0	0.0
ない	26	43.3
無回答	0	0.0
合計	60	100.0

- ・ 《「1. ある」「2. 今後実施予定」を選択した場合のみ》実施している(今後実施予定の)支援の内容(問 12①-2-2-1)
- ✓ 放課後児童クラブの待機児童がランドセル来館事業を利用できるよう、自治体として支援している具体的な内容は、「サービス内容等に関する情報提供を行う」が 76.5%と最も多く、次いで「利用に向けた問合せ・相談対応を行う」が 50.0%、「当該事業において児童の出欠確認を行う」が 29.4%。

図表1-74 支援の内容(MA)

	n	%
サービス内容等に関する情報提供を行う	26	76.5
利用に向けた問合せ・相談対応を行う	17	50.0
開所日や開所時間を調整する	1	2.9
当該事業において送迎支援を行う	1	2.9
当該事業において児童の出欠確認を行う	10	29.4
その他	2	5.9
無回答	1	2.9
合計	34	100.0

② 放課後子供教室³¹の状況

・ 放課後子供教室の実施有無(問 13①)

- ✓ 放課後子供教室の実施有無は、「実施している」が 64.1%、「実施していない」は 33.8%。
- ✓ 都市区分別にみると、「一般市」「町村」では「実施していない」の割合がそれぞれ 24.1%、46.0%と、他の都市区分と比べて高い。

図表1-75 放課後子供教室の実施有無(SA)

	n	%
実施している	548	64.1
今後実施予定	10	1.2
実施していない	289	33.8
無回答	8	0.9
合計	855	100.0

図表1-76 放課後子供教室の実施有無(都市区分別)

	全 体	実 施 し て い る	今 後 実 施 予 定	実 施 し て い な い	無 回 答
全体	847	548	10	289	8
	100.0	64.7	1.2	34.1	0.9
政令指定都市	11	11	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東京特別区	16	16	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
中核市	31	28	0	3	0
	100.0	90.3	0.0	9.7	0.0
一般市	352	263	4	85	4
	100.0	74.7	1.1	24.1	1.1
町村	437	230	6	201	4
	100.0	52.6	1.4	46.0	0.9

³¹ 子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として、学習や体験・交流活動等を行う事業

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》実施箇所数(問 13①-1 A)
- ✓ 放課後子供教室の実施箇所数は、「1か所」が 16.4%、「2か所」が 10.0%、「3～5か所」が 22.1%、「6～10か所」が 20.6%、「11～15か所」が 9.3%、「16～20か所」が 6.0%、「21か所以上」が 10.4%。

図表1-77 放課後子供教室の実施箇所数(数値入力)

	n	%
1か所	90	16.4
2か所	55	10.0
3～5か所	121	22.1
6～10か所	113	20.6
11～15か所	51	9.3
16～20か所	33	6.0
21か所以上	57	10.4
無回答	28	5.1
合計	548	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》対象児童の範囲(問 13①-1 B)
- ✓ 放課後子供教室の対象児童の範囲は、「全学年の児童を対象」が 88.5%と最も多い。

図表1-78 放課後子供教室の対象児童の範囲(SA)

	n	%
低学年(1～3年生)のみ	29	5.3
高学年(4～6年生)のみ	13	2.4
全学年の児童を対象	485	88.5
その他	18	3.3
無回答	3	0.5
合計	548	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》活動日(問 13①-1 C)
- ✓ 放課後子供教室の活動日は、「学校がある日の放課後」が 81.0%、「土曜日」が 38.0%、「長期休業期間中」が 38.1%。

図表1-79 放課後子供教室の活動日(MA)

	n	%
学校がある日の放課後	444	81.0
土曜日	208	38.0
日曜日	81	14.8
長期休業期間中	209	38.1
その他	87	15.9
無回答	3	0.5
合計	548	100.0

- ・ 《①で「1. 実施している」を選択した場合のみ》放課後子供教室について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(問 13①-2)
- ✓ 放課後子供教室を実施している自治体について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うかを問うたところ、「機能しうる」が 23.2%、「機能しえない」が 52.2%、「わからない」が 24.5%。
- ✓ 都市区分別にみると、「東京特別区」「政令指定都市」といった規模の大きい自治体では「機能しうる」がそれぞれ 62.5%、36.4%と、他の都市区分と比べ割合が高い。

図表1-80 放課後子供教室が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(SA)

	n	%
機能しうる	127	23.2
機能しえない	286	52.2
わからない	134	24.5
無回答	1	0.2
合計	548	100.0

図表1-81 放課後子供教室が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(都市区分別)

	全 体	機 能 し う る	機 能 し え な い	わ か ら な い	無 回 答
全体	548	127	286	134	1
	100.0	23.2	52.2	24.5	0.2
政令指定都市	11	4	5	2	0
	100.0	36.4	45.5	18.2	0.0
東京特別区	16	10	3	3	0
	100.0	62.5	18.8	18.8	0.0
中核市	28	5	16	7	0
	100.0	17.9	57.1	25.0	0.0
一般市	263	59	141	62	1
	100.0	22.4	53.6	23.6	0.4
町村	230	49	121	60	0
	100.0	21.3	52.6	26.1	0.0

- ・ 《「2. 機能しえない」を選択した場合のみ》機能しえない理由(問 13①-2-1)
- ✓ 放課後子供教室が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しえない理由は、「実施日数・実施時間が不十分」が 87.4%と最も多く、次いで「子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい」が 36.0%、「生活の場としての機能が不十分」が 25.5%。
- ✓ 「その他」の具体的内容として以下の回答がみられた。(主なものを抜粋)

- ・ 受入れ体制、対象学年、受入れ人数が違うため
- ・ 抽選や学校の声掛けで利用児童が決まるため
- ・ 原則、放課後児童クラブを実施している小学校区では放課後子供教室を実施していないため
- ・ 放課後子供教室は学習・体験の場であり、事業内容、目的が違うため
- ・ 障害児の受入れは難しいため
- ・ 学校内の実施が少なく、保護者の送迎が必要となるため

図表1-82 放課後子供教室が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しえない理由(MA)

	n	%
生活の場としての機能が不十分	73	25.5
遊びの場としての機能が不十分	25	8.7
実施日数・実施時間が不十分	250	87.4
配慮が必要な子どもの受入れを行うことが難しい	66	23.1
子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい	103	36.0
学校職員との連携に対応することが難しい	22	7.7
地域との連携に対応することが難しい	17	5.9
保護者との連絡調整に対応することが難しい	37	12.9
保護者の子育て支援に対応することが難しい	40	14.0
保護者が利用を望まない	2	0.7
児童が利用を望まない	2	0.7
地域内に十分な放課後子供教室の数がない	69	24.1
その他	35	12.2
無回答	1	0.3
合計	286	100.0

- ・ 《①-2 で「1. 機能しうる」を選択した場合のみ》放課後児童クラブの待機児童が放課後子供教室を利用できるよう支援していること(問 13①-2-2)
- ✓ 放課後児童クラブの待機児童が放課後子供教室を利用できるよう自治体として支援していることは、「ある」が 48.8%、「ない」が 44.1%。

図表1-83 放課後児童クラブの待機児童が放課後子供教室を利用できるよう支援していること(SA)

	n	%
ある	62	48.8
今後実施予定	8	6.3
ない	56	44.1
無回答	1	0.8
合計	127	100.0

- ・ 《「1. ある」「2. 今後実施予定」を選択した場合のみ》実施している(今後実施予定の)支援の内容(問 13①-2-2-1)
- ✓ 放課後児童クラブの待機児童が放課後子供教室を利用できるよう、自治体として支援している具体的な内容は「サービス内容等に関する情報提供を行う」が 75.7%と最も多く、「利用に向けた問合せ・相談対応を行う」が 47.1%と、情報発信面での支援に関する回答が目立つ。一方、「当該事業において児童の出欠確認を行う」自治体も 14.3%。
- ✓ 「その他」の内容として以下の回答がみられた。(主なものを抜粋)

- ・ 自治体内の小学校在学児童であれば無料で参加できる
- ・ 放課後子供教室と一体的に運営している
- ・ 放課後児童クラブ開設時間と同様の時間帯で利用できるスポット利用を導入
- ・ 待機児童特例として預かりを実施している

図表1-84 支援の内容(MA)

	n	%
サービス内容等に関する情報提供を行う	53	75.7
利用に向けた問合せ・相談対応を行う	33	47.1
利用料を補助する	1	1.4
開所日や開所時間を調整する	7	10.0
当該事業において送迎支援を行う	2	2.9
当該事業において児童の出欠確認を行う	10	14.3
その他	12	17.1
無回答	2	2.9
合計	70	100.0

③ 放課後居場所緊急対策事業³²の状況

- ・ 放課後居場所緊急対策事業の実施有無(問 14①)
- ✓ 放課後居場所緊急対策事業の実施有無は、「実施していない」が 97.7%。「実施している」「今後実施予定」と回答したのは6自治体。

図表1-85 放課後居場所緊急対策事業の実施有無(SA)

	n	%
実施している	6	0.7
今後実施予定	2	0.2
実施していない	835	97.7
無回答	12	1.4
合計	855	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》実施箇所数(問 14①-1 A)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 放課後居場所緊急対策事業の実施箇所数については、下記のとおり。具体的には、「1か所」「5か所」「6か所」がそれぞれ 1 自治体、「6か所」が2自治体。

図表1-86 放課後居場所緊急対策事業の実施箇所数(数値入力)

	n	%
1～5か所	2	33.3
6～10か所	3	50.0
11～15か所	0	0.0
16～20か所	0	0.0
21か所以上	0	0.0
無回答	1	16.7
合計	6	100.0

³² 放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子どもの安全・安心な居場所を提供するもの

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》対象児童の範囲(問 14①-1 B)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 放課後居場所緊急対策事業の対象児童の範囲については、下記のとおり。具体的には、「1～3年生」「4～5年生」がそれぞれ1自治体、「1～6年生」が3自治体。

図表1-87 放課後居場所緊急対策事業の対象児童の範囲(SA)

	n	%
低学年（1～3年生）のみ	1	16.7
高学年（4～6年生）のみ	1	16.7
全学年の児童を対象	3	50.0
その他	0	0.0
無回答	1	16.7
合計	6	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》活動日(問 14①-1 C)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 放課後居場所緊急対策事業の活動日は、5自治体すべてが「学校がある日の放課後」、うち1自治体は「土曜日」も選択。

図表1-88 放課後居場所緊急対策事業の活動日(MA)

	n	%
学校がある日の放課後	5	83.3
土曜日	1	16.7
日曜日	0	0.0
長期休業期間中	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	1	16.7
合計	6	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》活動場所(問 14①-1 D)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 放課後居場所緊急対策事業の活動場所は、5自治体すべてが「児童館」と回答。

図表1-89 放課後居場所緊急対策事業の活動場所(MA)

	n	%
児童館	5	83.3
公民館	0	0.0
塾	0	0.0
スポーツクラブ	0	0.0
児童福祉施設	0	0.0
空き店舗	0	0.0
公営住宅	0	0.0
保育施設	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	1	16.7
合計	6	100.0

④ 小規模多機能・放課後児童支援事業³³の状況

- ・ 小規模多機能・放課後児童支援事業の実施有無(問 14②)
- ✓ 小規模多機能・放課後児童支援事業の実施有無は「実施していない」が 97.4%。「実施している」「今後実施予定」と回答したのは3自治体(ただし、「今後実施予定」は0)。

図表1-90 小規模多機能・放課後児童支援事業の実施有無(SA)

	n	%
実施している	3	0.4
今後実施予定	0	0.0
実施していない	833	97.4
無回答	19	2.2
合計	855	100.0

³³ 中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、子どもの安全・安心な居場所の確保を図るため小規模の放課後児童の預かり事業に地域子ども・子育て会議において認められた事業等を組み合わせた多機能事業所において放課後児童支援を実施するもの

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》実施箇所数(問 14②-1 A)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 小規模多機能・放課後児童支援事業の実施箇所数は、以下のとおり。具体的には、「1か所」が2自治体、「2か所」が1自治体。

図表1-91 小規模多機能・放課後児童支援事業の実施箇所数(数値入力)

	n	%
1～5か所	3	100.0
6～10か所	0	0.0
11～15か所	0	0.0
16～20か所	0	0.0
21か所以上	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	3	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》対象児童の範囲(問 14②-1 B)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 小規模多機能・放課後児童支援事業の対象児童の範囲については、3自治体とも「全学年の児童を対象」と回答。

図表1-92 小規模多機能・放課後児童支援事業の対象児童範囲(SA)

	n	%
低学年(1～3年生)のみ	0	0.0
高学年(4～6年生)のみ	0	0.0
全学年の児童を対象	3	100.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	3	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》活動日(問 14②-1 C)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 小規模多機能・放課後児童支援事業の活動日について、「学校がある日の放課後」を選択したのは2自治体、「土曜日」は1自治体。「長期休業期間中」については、3自治体とも活動日であると回答。

図表1-93 小規模多機能・放課後児童支援事業の活動日(MA)

	n	%
学校がある日の放課後	2	66.7
土曜日	1	33.3
日曜日	0	0.0
長期休業期間中	3	100.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	3	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》活動場所(問 14②-1 D)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 小規模多機能・放課後児童支援事業の活動場所は、「保育所」が2自治体、「公民館」「その他」がそれぞれ1自治体。

図表1-94 小規模多機能・放課後児童支援事業の活動場所(MA)

	n	%
児童館	0	0.0
公民館	1	33.3
社会福祉施設(児童館・保育所以外)	0	0.0
空き店舗	0	0.0
公営住宅	0	0.0
保育所	2	66.7
その他	1	33.3
無回答	0	0.0
合計	3	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》一体的に実施している事業・施設³⁴(問 14②-1 E)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 小規模多機能・放課後児童支援事業と一体的に実施している事業・施設は「保育所」が2自治体、「地域子育て支援拠点事業」「その他」がそれぞれ1自治体。

図表1-95 一体的に実施している事業・施設(MA)

	n	%
保育所	2	66.7
一時預かり事業	0	0.0
地域子育て支援拠点事業	1	33.3
その他	1	33.3
無回答	0	0.0
合計	3	100.0

³⁴ 小規模な放課後児童の預かり事業と一体的に実施する事業・施設として、地域子ども・子育て会議において適当と認められた事業・施設

- ・ 《②で「1. 実施している」を選択した場合のみ》小規模多機能・放課後児童支援事業について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(問 14②-2)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 小規模多機能・放課後児童支援事業を実施している自治体について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うかを問うたところ、2自治体が「機能しうる」と回答。

図表1-96 小規模多機能・放課後児童支援事業について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(SA)

	n	%
機能しうる	2	66.7
機能しえない	0	0.0
わからない	1	33.3
無回答	0	0.0
合計	3	100.0

- ・ 《「2. 機能しえない」を選択した場合のみ》機能しえない理由(問 14②-2-1)
※n 数が0のため、集計表の掲載なし
- ・ 《②-2で「1. 機能しうる」を選択した場合のみ》放課後児童クラブの待機児童が小規模多機能・放課後児童支援事業を利用できるよう支援していること(問 14②-2-2)
※n 数が少ないため取扱いには留意が必要
- ✓ 放課後児童クラブの待機児童が小規模多機能・放課後児童支援事業を利用できるよう自治体として支援していることは、2自治体とも「ある」と回答。

図表1-97 放課後児童クラブの待機児童が小規模多機能・放課後児童支援事業を利用できるよう支援していること(SA)

	n	%
ある	2	100.0
今後実施予定	0	0.0
ない	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	2	100.0

- ・ 《「1. ある」「2. 今後実施予定」を選択した場合のみ》実施している(今後実施予定の)支援の内容(問14②-2-2-1)

※n 数が少ないため取扱いには留意が必要

- ✓ 放課後児童クラブの待機児童が小規模多機能・放課後児童支援事業を利用できるよう、自治体として支援している具体的な内容として、2自治体とも「サービス内容等に関する情報提供を行う」を実施。「利用に向けた問合せ・相談対応を行う」「開所日や利用時間を調整する」「当該事業において児童の出欠確認を行う」が各1自治体。

図表1-98 支援の内容(MA)

	n	%
サービス内容等に関する情報提供を行う	2	100.0
利用に向けた問合せ・相談対応を行う	1	50.0
優先的に利用できるようにする	0	0.0
利用料を補助する	1	50.0
開所日や開所時間を調整する	1	50.0
当該事業において送迎支援を行う	0	0.0
当該事業において児童の出欠確認を行う	1	50.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	2	100.0

⑤ ファミリー・サポート・センター事業³⁵の状況

・ ファミリー・サポート・センター事業の実施有無(問 15①)

- ✓ ファミリー・サポート・センター事業の実施有無は、「実施している」が 67.8%、「実施していない」は 30.8%。
- ✓ 都市区分別にみると、「政令指定都市」「東京特別区」「中核市」の規模の大きい自治体では「実施している」がそれぞれ 100.0%、93.8%、93.5%を占める一方、「町村」では「実施している」「実施していない」がそれぞれ 48.5%、49.4%と二分された。

図表1-99 ファミリー・サポート・センター事業の実施有無(SA)

	n	%
実施している	580	67.8
今後実施予定	5	0.6
実施していない	263	30.8
無回答	7	0.8
合計	855	100.0

図表1-100 ファミリー・サポート・センター事業の実施有無(都市区分別)

	全体	実施している	今後実施予定	実施していない	無回答
全体	855	580	5	263	7
	100.0	67.8	0.6	30.8	0.8
政令指定都市	11	11	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東京特別区	16	15	0	1	0
	100.0	93.8	0.0	6.3	0.0
中核市	31	29	0	1	1
	100.0	93.5	0.0	3.2	3.2
一般市	356	311	0	43	2
	100.0	87.4	0.0	12.1	0.6
町村	441	214	5	218	4
	100.0	48.5	1.1	49.4	0.9

³⁵ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》放課後児童クラブを利用している児童が、送迎支援の利用を目的に、ファミリー・サポート・センター事業と放課後児童クラブの併用利用を行うことを推進しているか(問 15①-1)
- ✓ 送迎支援の利用を目的に、ファミリー・サポート・センター事業と放課後児童クラブの併用利用を行うことを推進しているかを問うたところ、「利用を推進していない」が 54.1%、「利用を推進している」は 33.6%。
- ✓ 都市区分別にみると、「一般市」「町村」ではそれぞれ 35.0%、34.1%と、規模の大きい自治体と比べ併用利用を推進している割合が高い。

図表1-101 ファミリー・サポート・センター事業と放課後児童クラブの併用利用を行うことを推進しているか (SA)

	n	%
利用を推進している	195	33.6
利用を推進していない	314	54.1
その他	71	12.2
無回答	0	0.0
合計	580	100.0

図表1-102 ファミリー・サポート・センター事業と放課後児童クラブの併用利用を行うことを推進しているか(都市区分別)

	全体	利用を推進している	利用を推進していない	その他	無回答
全体	580	195	314	71	0
	100.0	33.6	54.1	12.2	0.0
政令指定都市	11	2	8	1	0
	100.0	18.2	72.7	9.1	0.0
東京特別区	15	3	10	2	0
	100.0	20.0	66.7	13.3	0.0
中核市	29	8	17	4	0
	100.0	27.6	58.6	13.8	0.0
一般市	311	109	159	43	0
	100.0	35.0	51.1	13.8	0.0
町村	214	73	120	21	0
	100.0	34.1	56.1	9.8	0.0

- ・ 《①で「1. 実施している」を選択した場合のみ》ファミリー・サポート・センター事業について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(問 15①-2)
- ✓ ファミリー・サポート・センター事業を実施している自治体に関して、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うかを問うたところ、「機能しうる」が 27.6%、「機能しえない」が 34.8%、「わからない」が 33.6%。

図表1-103 ファミリー・サポート・センター事業について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(SA)

	n	%
機能しうる	160	27.6
機能しえない	202	34.8
わからない	195	33.6
無回答	23	4.0
合計	580	100.0

図表1-104 ファミリー・サポート・センター事業について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうと思うか(都市区分別)

	全 体	機 能 し う る	機 能 し え な い	わ か ら な い	無 回 答
全体	580	160	202	195	23
	100.0	27.6	34.8	33.6	4.0
政令指定都市	11	2	4	5	0
	100.0	18.2	36.4	45.5	0.0
東京特別区	15	0	6	8	1
	100.0	0.0	40.0	53.3	6.7
中核市	29	12	8	8	1
	100.0	41.4	27.6	27.6	3.4
一般市	311	91	103	103	14
	100.0	29.3	33.1	33.1	4.5
町村	214	55	81	71	7
	100.0	25.7	37.9	33.2	3.3

- ・ 《「2. 機能しえない」を選択した場合のみ》機能しえない理由(問 15①-2-1)
- ✓ ファミリー・サポート・センター事業が放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しえない理由は、「子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい」が 54.0%と最も多く、次いで「活動日・活動時間が不十分」が 52.5%、「その他」が 34.2%。
- ✓ 「その他」の具体的内容としては、「提供会員の不足」や「個別の預かりのため、利用時間が長いと料金が高額となるため」「一時的な利用に限られるため」等があった。

図表1-105 機能しえない理由(MA)

	n	%
生活の場としての機能が不十分	58	28.7
遊びの場としての機能が不十分	67	33.2
活動日・活動時間が不十分	106	52.5
配慮が必要な子どもの受入れを行うことが難しい	61	30.2
子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい	109	54.0
職員との連携に対応することが難しい	20	9.9
地域との連携に対応することが難しい	22	10.9
保護者の子育て支援に対応することが難しい	21	10.4
保護者が利用を望まない	37	18.3
児童が利用を望まない	15	7.4
その他	69	34.2
無回答	1	0.5
合計	202	100.0

- ・ 《①-2 で「1. 機能しうる」を選択した場合のみ》放課後児童クラブの待機児童がファミリー・サポート・センター事業を利用できるよう支援していること(問 15①-2-2)
- ✓ 放課後児童クラブの待機児童がファミリー・サポート・センター事業を利用できるよう自治体として支援していることは、「ない」が 48.8%、「ある」は 48.1%。

図表1-106 放課後児童クラブの待機児童がファミリー・サポート・センター事業を利用できるよう支援していること(SA)

	n	%
ある	77	48.1
今後実施予定	3	1.9
ない	78	48.8
無回答	2	1.3
合計	160	100.0

- ・ 《「1. ある」「2. 今後実施予定」を選択した場合のみ》実施している(今後実施予定の)支援の内容(問15①-2-2-1)
- ✓ 放課後児童クラブの待機児童がファミリー・サポート・センター事業を利用できるよう自治体として支援している具体的な内容は、「サービス内容等に関する情報提供を行う」が 95.0%と最も多く、次いで「利用に向けた問合せ・相談対応を行う」が 38.8%。

図表1-107 支援の内容(MA)

	n	%
サービス内容等に関する情報提供を行う	76	95.0
利用に向けた問合せ・相談対応を行う	31	38.8
優先的にマッチングする	4	5.0
利用料を補助する	3	3.8
活動日や活動時間を調整する	7	8.8
その他	3	3.8
無回答	0	0.0
合計	80	100.0

⑥ 民間学童クラブ(公費を入れずに実施しているもの)の状況

- ◆ 放課後児童健全育成事業の届け出を出していない、放課後児童クラブと類似の事業を想定した設問であったが、アンケート調査期間中の問い合わせ等を踏まえると、放課後児童健全育成事業の届け出は出しているが自治体として運営費の補助等を行っていないものが含まれている可能性が高く、結果の取扱いには留意が必要。

・ 民間学童クラブの有無(問 15②)

- ✓ 民間学童クラブの有無は、「ある」が 18.4%、「ない」が 58.1%、「把握していない」が 21.2%。
- ✓ 地域区分別にみると、「政令指定都市」「東京特別区」「中核市」といった規模の大きい自治体では「ある」がそれぞれ 72.7%、50.0%、54.8%を占める一方、「一般市」「町村」では「ない」がそれぞれ 54.5%、67.8%。

図表1-108 民間学童クラブの有無(SA)

	n	%
ある	157	18.4
ない	497	58.1
把握していない	181	21.2
無回答	20	2.3
合計	855	100.0

図表1-109 民間学童クラブの有無(地域区分別)

	全 体	あ る	な い	把 握 し て い な い	無 回 答
全体	855	157	497	181	20
	100.0	18.4	58.1	21.2	2.3
政令指定都市	11	8	0	3	0
	100.0	72.7	0.0	27.3	0.0
東京特別区	16	8	2	6	0
	100.0	50.0	12.5	37.5	0.0
中核市	31	17	2	12	0
	100.0	54.8	6.5	38.7	0.0
一般市	356	78	194	81	3
	100.0	21.9	54.5	22.8	0.8
町村	441	46	299	79	17
	100.0	10.4	67.8	17.9	3.9

- ・ 《「1. ある」を選択した場合のみ》民間学童クラブの利用に際して、自治体として支援していること(問15②-1)
- ✓ 民間学童クラブの利用に際して、自治体として支援していることは「特に支援していることはない」が62.4%と最も多いものの、「サービス内容等に関する情報提供を行う」も26.1%。

図表1-110 民間学童クラブの利用に際して、自治体として支援していること(MA)

	n	%
サービス内容等に関する情報提供を行う	41	26.1
利用に向けた問合せ・相談対応を行う	13	8.3
利用料を補助する	6	3.8
その他	13	8.3
特に支援していることはない	98	62.4
無回答	0	0.0
合計	157	100.0

- ・ 《②で「1. ある」を選択した場合のみ》民間学童クラブは、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能していると思うか(問 15②-2)
- ✓ 民間学童クラブがある自治体に関して、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能していると思うかを問うたところ、「機能している」が52.9%、「機能していない」が3.8%、「わからない」が29.3%。
- ✓ 都市区分別にみると、「一般市」「町村」では「機能している」がそれぞれ59.0%、54.3%と、他の都市区分と比べ割合が高い。規模の大きい自治体と比べ「民間学童クラブがある」割合は低いものの、「民間学童クラブがある」自治体では放課後児童クラブの待機児童の受け皿として「機能している」割合が高いことが推察される。
- ✓ 「その他」の具体的内容としては「利用条件(地域等)があるため、すべての児童の受け皿とはなっていない」「高所得世帯に限定すれば機能している」等の回答がみられた。

図表1-111 民間学童クラブは、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能していると思うか(SA)

	n	%
機能している	83	52.9
機能していない	6	3.8
その他	10	6.4
わからない	46	29.3
無回答	12	7.6
合計	157	100.0

図表1-112 民間学童クラブは、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能していると思うか(都市区分別)

	全体	機能している	機能していない	その他	わからない	無回答
全体	157	83	6	10	46	12
	100.0	52.9	3.8	6.4	29.3	7.6
政令指定都市	8	4	1	0	3	0
	100.0	50.0	12.5	0.0	37.5	0.0
東京特別区	8	2	0	0	5	1
	100.0	25.0	0.0	0.0	62.5	12.5
中核市	17	6	1	3	6	1
	100.0	35.3	5.9	17.6	35.3	5.9
一般市	78	46	3	4	19	6
	100.0	59.0	3.8	5.1	24.4	7.7
町村	46	25	1	3	13	4
	100.0	54.3	2.2	6.5	28.3	8.7

6) 放課後児童施策に関するご意見・ご要望

① 利用者から聞かれるご意見・要望等(問 16)【自由記述】(主なものを抜粋)

<開所・閉所時間について>

- ・ 学校休業日及び土曜日の早朝時間帯から開室してほしい
- ・ 平日は 18 時半まで開所している施設がほとんどであるが、19 時頃まで預かり時間を長くしてほしい

<提供サービス、環境改善に関して>

- ・ 長期休みの際に昼食の弁当提供をしてほしい
- ・ 人員体制・施設の充実
- ・ 開設場所の環境改善(施設の老朽化や冷暖房設備について)

<利用料に関して>

- ・ 放課後児童クラブの利用料の減額及び減額対象者の拡充
- ・ 利用料について、利用頻度に合わせ、より細かな設定にしてほしい

<支援員の量・質の確保>

- ・ 施設を整備したり、設備的に受け入れることができても、支援員が不足しており受入れが困難な放課後児童クラブもある
- ・ 放課後児童クラブの職員の資質が低い

<多様なニーズに対応した放課後施策に関して>

- ・ 保護者の就労日数(少ない日数等)や時間帯(放課後の時間帯のみの就労等)等、自由な働き方(扶養の範囲内等)をしていても、気軽かつフレキシブルに利用できるようなサービスにしてほしい
- ・ 中抜け(習い事等で一時的に放課後児童クラブ外に出る)の希望
- ・ 放課後児童クラブや放課後子供教室までの人員や設備は整っていないくとも、保護者に急な用事ができた場合や、子どもの放課後の遊び場としての預かり、放課後に子どもたちが気軽に利用できる校内の居場所を望む声

<待機児童に関して>

- ・ 年度途中からの申込でも、待機児童とならない安心感がほしい
- ・ 公立クラブへ入会させたい保護者がほとんどであるが、小学校区によっては民間クラブにすら入会できない
- ・ 子どもの放課後における安全面や学習面、また友達関係等の理由により高学年まで利用したいという保護者のニーズは確かに増えてきており、一部校区での高学年児童が待機となっている状況を早期に解消できることを望む声

<長期休業期間中のみ利用希望>

- ・ 長期休業期間中のみ利用したい(夏休みだけでなく、春休みや冬休みも含む)
- ・ 長期休業期間中の高学年の預かり
- ・ 土曜日や長期休業期間中の早朝の預かり
- ・ 夏休み等の長期休業期間の一時預かりの希望

<小学校敷地内への開設、空き教室の利用>

- ・ 学校内の空き教室による開設増を望む声が多い

<量の整備>

- ・ 施設を増やしてほしい(特に、1 校区に 1 施設のみの地域の保護者からの要望が多い)
- ・ 待機児童が発生している小学校については、支援の単位増の要望がある

<送迎支援>

- ・ 障害等特性を持つ子どもの送迎支援
- ・ 学校から遠いクラブは、職員が学校からクラブまで送迎してほしい

<障害児の受入れ>

- ・ 障害児の受入れについて利用者等より要望がある。障害児を受入れてあげたいが、障害児の受入れには支援員が多く必要となる。予算の確保と、人員が不足している

<利用要件に関して>

- ・ 本市条例及び規則で定めている利用要件や就労要件が厳しく、利用できない
- ・ 利用要件をなくし、希望する者はすべて利用できるようにすべき
- ・ 通っている小学校に設置する放課後児童クラブだけでなく、空きのある他のクラブを利用したい

<高学年の受入れ>

- ・ 高学年(4年生以上)の受入れ人数を増やしてほしい

② 自治体からのご意見・要望等(問 17)【自由記述】(主なものを抜粋)

<交付金の要件緩和・交付金額の引き上げ>

- ・ 子ども・子育て支援交付金等の交付条件の緩和や交付金の増額(特に開所日数 250 日や登録児童数 20 人を下回る場合の交付額の差をなくしてほしい)
- ・ 長期休業期間のみ開所している児童クラブがあるが、開所日数が基準に満たないため交付金の対象外となり、町の単独事業で実施している。利用児童は「保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童」に該当することから、学校の長期休業期間のみ(年間 40 日前後)開所する場合にも交付金の対象となるよう検討いただきたい

<人材確保・質の確保、処遇改善>

- ・ 専門知識を持つ職員が少ない、人件費が高むなどの理由により障害児受入れ可としている放課後児童クラブが少ないため、子ども・子育て支援交付金の補助増額検討や研修の機会を増やしてほしい
- ・ 放課後児童クラブ支援員の認知度を上げ、処遇を改善する施策を充実させていただきたい
- ・ 放課後児童支援員(補助員ではない)の確保が難しい。たとえば、国の方から各都道府県の教育学部が設置されている大学等教育施設へ、資格を活かした就職先の1つとして放課後児童クラブがあることを大々的にアナウンスしてもらえると、現場も人員配置で悩む負担が減るのではないだろうか
- ・ 勤務時間が小学校の放課後の時間帯であるため、支援員等の職員確保(特に若手職員)が難しくなっており、今いる支援員も高齢化が著しい。事業所によっては、配慮を要する子どもの増加により、ますます支援員の人数が不足してきている。処遇改善を実施しているが、根本的に働き方や働く内容によるところが大きい
- ・ 賃金等の処遇改善をはじめ、労働環境の整備も必要
- ・ 支援員の資質の向上を目的とした、より効果的な研修内容の情報提供がほしい
- ・ 放課後児童支援員の資格取得の拡大を推し進めてほしい(研修の簡素化等)

<量の整備について>

- ・ 施設管理者としての管理区分の明確化、子どもの事故及びケガの場合の責任区分、特別支援学級の教室増加に伴う余裕教室が皆無のため、小学校の余裕教室の活用が進まない
- ・ 待機児童が発生する(発生が見込まれる)地区は、小学校の教室数に余剰が無く、校内で場所を確保することが困難。また、校外の施設についても利用できそうな公共施設があまりなく、人員確保が容易ではないこと等から受入れを容易に増やすことができていない

<多様なニーズに応える放課後の居場所整備>

- ・ 「放課後児童クラブ」という枠にとらわれず、放課後に多種多様な過ごし方ができるような民間企業等の参入が主となった方が良い(たとえば、学習塾の機能もあり、習い事もできるなど)

<学校との調整>

- ・ 学校で一時的に児童の待機や預かりができると待機児童対策や放課後児童クラブの支援員不足の解決に役立つと思うが、学校の目的外使用といった課題があり進まない。学校の空き教室の利用を呼び掛けるだけでなく、実際に使用できるように整備してほしい

<配慮が必要な児童の受入れ>

- ・ 特別な配慮が必要となる(相対的に程度が重い)障がいや持病を持っている児童が利用を希望してきた際に、現状のクラブの体制では受入れが困難であると判断せざるを得ないことがあり、結果待機児童となってしまう事例が増えてきている。そのような場合に、どのように受入れできるように進めていけば良いか、現場の職員が困りごとを相談できるような機関があると良い。また、市内の問題でもあるが、他に紹介できる施設が限られていることも課題であると考え(放課後等デイサービスは基本的に病児の受入れは行っていないなど)

【放課後児童健全育成事業を実施していない／今後実施予定の自治体票】(シート B)

＜主な集計結果のみ抜粋:n 数が少ないため取扱いには留意が必要＞

1) 自治体の状況について

① 地域区分／都市区分(問2)

- ✓ シート B(放課後児童健全育成事業を実施していない自治体票)の回答自治体を地域区分別にみると「北海道・東北」が 31.8%、「関東・甲信越」が 22.7%、「東海・北陸」が 4.5%、「近畿」が 9.1%、「中国・四国」が 29.5%、「九州・沖縄」が 2.3%。
- ✓ 都市区分別では「町村」が 97.7%と、回答が得られた 44 自治体のうち1自治体を除いて「町村」。

図表1-113 地域区分(都道府県名入力)／都市区分(市区町村名入力)

	n	%		n	%
北海道・東北	14	31.8	政令指定都市	0	0.0
関東・甲信越	10	22.7	東京特別区	0	0.0
東海・北陸	2	4.5	中核市	0	0.0
近畿	4	9.1	一般市	1	2.3
中国・四国	13	29.5	町村	43	97.7
九州・沖縄	1	2.3	無回答	0	0.0
無回答	0	0.0	無回答	0	0.0
合計	44	100.0	合計	44	100.0

② 放課後児童健全育成事業を、自治体として以前³⁶実施していたことがあるか(問3)

- ✓ 放課後児童健全育成事業の実施経験の有無については、「実施していたことはない」が 75.0%と最も多く、次いで「以前実施していたことがある」が 18.2%。

図表1-114 放課後児童健全育成事業を、以前実施していたことがあるか(SA)

	n	%
以前実施していたことがある	8	18.2
実施していたことはない	33	75.0
わからない・把握していない	3	6.8
無回答	0	0.0
合計	44	100.0

³⁶ 「以前」とは、「放課後児童健全育成事業」の法制化(平成 10 年)以降、かつ令和4年5月1日より前を指す。

③ 放課後児童健全育成事業を実施していない理由(問4)

- ✓ 放課後児童健全育成事業を実施していない理由は、「自治体内で実施する他の事業・活動が、放課後児童健全育成事業と同様の機能を担っている」が 84.1%と最も多く、次いで「実施体制(人材)を確保できない」が 20.5%、「実施体制(運営主体)を確保できない」が 15.9%。

図表1-115 放課後児童健全育成事業を実施していない理由(MA)

	n	%
保護者や児童からの利用ニーズがない	4	9.1
実施体制(運営主体)を確保できない	7	15.9
実施体制(人材)を確保できない	9	20.5
実施体制(場所)を確保できない	5	11.4
実施体制(予算)を確保できない	5	11.4
民間学童クラブが、放課後児童健全育成事業と同様の機能を担っている	1	2.3
自治体内で実施する他の事業・活動が、放課後児童健全育成事業と同様の機能を担っている	37	84.1
その他	4	9.1
無回答	0	0.0
合計	44	100.0

④ 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動の実施状況(問5)

- ✓ 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動は、「実施している」が 79.5%と最も多く、次いで「実施していない」が 20.5%。³⁷

図表1-116 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動の実施状況(SA)

	n	%
実施している	35	79.5
今後実施予定	0	0.0
実施していない	9	20.5
無回答	0	0.0
合計	44	100.0

³⁷ 問4で「自治体内で実施する他の事業・活動が、放課後児童健全育成事業と同様の機能を担っている」を選択したが、問5で「実施していない」と回答した自治体があるため、両者の回答が一致していない。

⑤ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動の名称(問5-1)

- ✓ 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動の内容は、「放課後子供教室」が 65.7%と最も多く、次いで「その他」が 25.7%。
- ✓ 「その他」の具体的内容としては、公民館等で実施している自治体独自の放課後児童施策や、NPO 法人・ボランティア等による放課後の学習支援事業、地域おこし協力隊が運営する地域住民の交流拠点等の回答がみられた。

図表1-117 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動(SA)

	n	%
児童館	3	8.6
放課後子供教室	23	65.7
小規模多機能・放課後児童支援事業	0	0.0
ファミリー・サポート・センター事業	0	0.0
その他	9	25.7
無回答	0	0.0
合計	35	100.0

2) その他の放課後児童施策の実施状況について

① 放課後子供教室の状況

・ 放課後子供教室の実施有無(問8①)

- ✓ 放課後子供教室の実施有無は、「実施している」が 68.2%、「実施していない」は 31.8%。

図表1-118 放課後子供教室の実施有無(SA)

	n	%
実施している	30	68.2
今後実施予定	0	0.0
実施していない	14	31.8
無回答	0	0.0
合計	44	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》実施箇所数(問8①-1 A)
- ✓ 放課後子供教室の実施箇所数は「1か所」が 63.3%、「2か所」が 13.3%、「3～5か所」が 23.3%。

図表1-119 放課後子供教室の実施箇所数(数値入力)

	n	%
1か所	19	63.3
2か所	4	13.3
3～5か所	7	23.3
6～10か所	0	0.0
11～15か所	0	0.0
16～20か所	0	0.0
21か所以上	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	30	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》対象児童の範囲(問8①-1 B)
- ✓ 放課後子供教室の対象児童範囲は、「全学年の児童を対象」が 86.7%と最も多く、「低学年(1～3年生)のみ」が 13.3%。

図表1-120 放課後子供教室の対象児童の範囲(SA)

	n	%
低学年(1～3年生)のみ	4	13.3
高学年(4～6年生)のみ	0	0.0
全学年の児童を対象	26	86.7
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	30	100.0

- ・ 《「1. 実施している」を選択した場合のみ》活動日(問8①-1 C)
- ✓ 放課後子供教室の活動日は、「学校がある日の放課後」が 96.7%、「土曜日」は 16.7%、「長期休業期間中」は 70.0%。

図表1-121 放課後子供教室の活動日(MA)

	n	%
学校がある日の放課後	29	96.7
土曜日	5	16.7
日曜日	0	0.0
長期休業期間中	21	70.0
その他	5	16.7
無回答	0	0.0
合計	30	100.0

- ・ 《①で「1. 実施している」を選択した場合のみ》放課後子供教室の利用に関して取り組んでいること（問8①-2）
- ✓ 放課後子供教室の利用に関して自治体として取り組んでいることは、「放課後子供教室において児童の出欠確認を行う」が 70.0%と最も多く、次いで「自治体において、利用に向けた問合せ・相談対応を行う」が 63.3%、「自治体において、サービス内容等に関する情報提供を行う」が 56.7%。

図表1-122 放課後子供教室の利用に関して取り組んでいること(MA)

	n	%
自治体において、サービス内容等に関する情報提供を行う	17	56.7
自治体において、利用に向けた問合せ・相談対応を行う	19	63.3
利用料を補助する	7	23.3
開所日や開所時間を調整する	15	50.0
放課後子供教室において送迎支援を行う	2	6.7
放課後子供教室において児童の出欠確認を行う	21	70.0
その他	1	3.3
特に取り組んでいることはない	2	6.7
無回答	0	0.0
合計	30	100.0

第2章

放課後児童クラブの待機児童対策に関する ヒアリング調査

第2章 放課後児童クラブの待機児童対策に関するヒアリング調査

1. 調査の概要

1) 目的

- ✓ 全国の市区町村における放課後児童クラブの待機児童の発生要因や把握方法、放課後児童クラブを利用できなかった児童への支援の状況等について把握することを目的とした。

2) 調査対象と調査方法

① 調査対象

- ✓ 地域や自治体規模のバランスを考慮した上で、デスクリサーチ及びアンケート結果から抽出した以下の市区を調査対象とした(計10市区)。

図表2-1 ヒアリング調査協力自治体(調査実施日順)

No.	自治体名	放課後児童クラブ 所管部局	調査実施日時・方法
1	大分県中津市 (九州、一般市)	福祉部子育て支援課	令和4年8月5日(金) 11時～12時 オンライン
2	島根県益田市 (中国、一般市)	福祉環境部子ども福祉課	令和4年8月8日(月) 11時～12時 オンライン
3	東京都足立区 (関東、特別区)	地域のちから推進部住区推進課	令和4年8月24日(水) 11時～12時 訪問
4	兵庫県伊丹市 (近畿、一般市)	こども未来部子育て支援課	令和4年12月20日(火) 15時～16時 オンライン
5	埼玉県熊谷市 (関東、一般市)	福祉部保育課	令和4年12月20日(火) 15時半～17時 訪問
6	神奈川県鎌倉市 (関東、一般市)	こどもみらい部青少年課	令和4年12月26日(月) 9時半～11時 オンライン
7	滋賀県近江八幡市 (近畿、一般市)	子ども健康部子育て支援課	令和4年12月27日(火) 13時15分～14時15分 オンライン
8	北海道千歳市 (北海道、一般市)	こども福祉部 子育て総合支援センター	令和5年1月24日(火) 15時半～16時半 オンライン
9	千葉県船橋市 (関東、中核市)	子育て支援部地域子育て支援課	令和5年1月25日(水) 10時半～11時半 オンライン
10	自治体名非公表 (東海、中核市)	—	令和5年1月26日(木) 11時～12時 オンライン

② 調査方法

- ✓ 調査協力自治体の希望に応じて、当社コンサルタントが現地を訪問もしくはオンライン会議システムを用いて当社と調査協力自治体をつなぎ、放課後児童クラブ所管課のご担当者にお話を伺った。

3) 主な調査内容

- ✓ 主な調査内容は、以下のとおり。
 - 放課後児童クラブにおける待機児童の把握方法、利用判断基準
 - 放課後児童クラブを利用したい家庭が利用できるようにするための取組
 - 放課後児童クラブ以外に、待機児童の受け皿として機能しているものについて
 - 待機児童対策の効果と課題について 等

2. 調査結果

- ✓ 本ヒアリング調査を通じて聞かれた、各自治体の放課後児童クラブの待機児童減少に向けた取組は、「放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組」と「放課後児童クラブ以外の放課後の居場所の確保」の2つに大別することができる。
- ✓ 「放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組」としては、①「放課後児童クラブの量の整備を行う」②「夏休み等の長期休業期間のみ利用したいニーズに対応した策を講じる」③「利用希望日数に応じて登録児童数を決定する」④「待機児童となった家庭に対し、利用可能な他のクラブへの案内を行う」といった事例が聞かれた。
- ✓ 一方、「放課後児童クラブ以外の放課後の居場所の確保」については①「児童館におけるランドセル来館事業を活用する」②「放課後子供教室を活用する」③「放課後居場所緊急対策事業や小規模多機能・放課後児童支援事業等、国の事業を活用する」といった事例が聞かれた。
- ✓ 一方、ヒアリング調査を通じて、放課後児童クラブの待機児童対策に関しては各自治体から複数の共通した課題が挙がった。主な課題としては「放課後児童支援員等、職員の確保が難しく、放課後児童クラブの数を増やせない」「小学校内等、実施場所の確保にあたっての学校側との調整が困難」「放課後子供教室は放課後児童クラブと実施目的が異なるため、クラブの待機児童の受け皿としての利用推進は難しい」等の意見が聞かれた。

図表 2-2 ヒアリング調査を通じて聞かれた各自治体の取組内容

放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組

① 放課後児童クラブの量の整備を行う

- 地域を 33 地区に分けて他部署が所管する保育施設の入所状況やマンション開発状況、学齢人口などの数字を集め放課後児童クラブの需要予測を毎年度行い、放課後児童クラブが不足していると判断された地域には、重点的に民立民営の放課後児童クラブを誘致する取組を行っている。
- 県から期間限定で総合庁舎付属棟を借りて放課後児童クラブを設置している。
- プールの更衣室内で放課後児童クラブを実施している。放課後児童クラブ用のロッカーを更衣室内に設置することはできないため、ブルーシートを敷いて荷物を置く形としている点や、プールを利用する時間は放課後児童クラブとしては利用できない点等少々制限はあるものの、高学年児童の積極的な受入れに寄与している。

② 夏休み等の長期休業期間のみ利用したいニーズに対応した策を講じる

- 夏休み等の長期休業期間中に利用することを見据えて年度当初から利用を申込み家庭が一定数いる。夏休み等の長期休業期間中のみ放課後児童クラブを利用し、2学期が始まると退所するケースも多いため、夏休み等の長期休業期間中のみ開所する放課後児童クラブを市内2か所に設置したことで年度当初からの利用申込者数が減り、待機児童の減少につながった。
- 通年の放課後児童クラブは2支援単位だが、夏休み等の長期休業期間限定で教室を1つ追加で借り、休業期間のみ支援の単位を3支援単位としている。
- 普段は放課後児童クラブを利用しているものの夏休み等の長期休業期間中は利用しない児童も一定数存在するため、クラブを利用している家庭に対して調査を行い、休業期間中の利用希望有無を把握。空いた枠に対して夏休み等の長期休業期間のみの利用申込を受け付けている。

③ 利用希望日数に応じて登録児童数を決定する

- 申込者の利用希望日数に基づいて受入れ児童数を調整している。同市では、保護者が家庭にいない日(就労日等)のみ放課後児童クラブを利用可能としているため、毎日利用しない家庭が多い。そこで、登録申込時にどの曜日に利用するかを聴取した上で登録児童数を決定しており、各登録児童が何曜日に利用するかをデータ化している。ロッカーやランドセル置き場等も、もともと定員を超えて確保しているが、不足した場合は手作りしたり新たに購入するなどして対応している。

④ 待機児童となった家庭に対し、利用可能な他のクラブへの案内を行う

- 待機児童となった家庭に対しては、同一校区内に複数の放課後児童クラブがある場合には、民立民営も含む、空きがある他の放課後児童クラブの利用を案内する。同市では、他校区の放課後児童クラブの利用も特段制限はしていないため、必要に応じて他校区の放課後児童クラブを案内することもある。また、他校区の放課後児童クラブに入所した家庭は待機児童には含まないが、その家庭が居住する校区内の放課後児童クラブに後から空きが出た場合には、既に他校区のクラブに入所している家庭であっても点数順に案内を行っており、なるべく利用者が利用した

いクラブを利用できるよう柔軟な対応を行っている。

放課後児童クラブ以外の放課後の居場所の確保

① 児童館におけるランドセル来館事業を活用する

- 市内 11 か所の児童館(うち、10 か所の児童館が放課後児童クラブと併設)では、学校からそのまま児童館に来館し放課後の時間を過ごすことができる「ランドセル来館」を実施している。もともと放課後児童クラブの待機児童の受け皿としての活用を想定していたため、「放課後児童クラブに申込をしたが、待機となっている場合」を登録要件の一つとして明記した。結果、放課後児童クラブの待機児童は0人を維持している。放課後児童クラブとの利用分散を企図して導入した施策ではあるものの、ランドセル来館は利用料が無料であること等から、現在はむしろランドセル来館の需要の方が多くなっている。

② 放課後子供教室を活用する

- 放課後児童クラブと放課後子供教室を市内 16 か所の全ての小学校で一体型で実施しており、放課後児童クラブと放課後子供教室は同一団体が運営している。開室時間が短い放課後子供教室のみの利用でも問題ないと判断し、放課後児童クラブを退所する/登録しない家庭も一定数いることが、待機児童数の減少に寄与していると推察している。
- 特に待機児童数が多かった3校で実施している放課後子供教室については、夏休み等の学校休業日は通常9時に開室するところ、試験的に8時開室とした。特に、放課後児童クラブの待機児童となった家庭に対して、電話連絡や手紙等を通じてこの取組について周知することで、放課後子供教室の利用を促している。
- 放課後児童クラブを利用できなかった家庭に対しては、基本的に放課後子供教室の利用を案内する。ほぼすべての学校区に同市の独自事業である「学区こどもの家(学区内の下校後の小学生が自由に出入りできる遊び場)」が整備されており、同市の放課後子供教室のほとんどは、学区こどもの家内で行われている。学区こどもの家は小学校と近い距離にあるものの、敷地内ではないため、放課後児童クラブを利用できず放課後子供教室を利用する場合には、下校時に学校から直接放課後子供教室へ移動する「カバン下校」を許可する校区もある。

③ 放課後居場所緊急対策事業や小規模多機能・放課後児童支援事業等、国の事業を活用する

- 放課後居場所緊急対策事業として、児童数が多い小学校の近くにある児童館(1か所)及び待機児童が多い小学校区内に立地するコミュニティセンター(1か所)にスタッフを配置し、小規模の児童の預かりを実施している。後者は待機児童となった家庭を対象に所管課より利用を案内しているため、相対的に待機児童となる可能性が高い高学年児童が受入れ対象となっている。
- 小規模保育を対象とした県からの交付金と小規模多機能・放課後児童支援事業を併用し、市内の保育施設等、幼児を対象とした施設全 33 施設のうち 19 施設で低学年児童の預かり事業を実施している。

図表 2-3 ヒアリング調査を通じて聞かれた各自治体の抱える課題

課題として聞かれたこと

① 放課後児童支援員等、職員の確保が難しく、放課後児童クラブの数を増やせない

- ✓ 運営形態にかかわらず、慢性的な人材不足により、放課後児童クラブの数を増やしたくても増やせないといった声が多く聞かれた。放課後児童支援員等のスタッフは午後からのみの勤務が多いため、希望する働き方と合わない場合が多く、シニア層の職員に偏りがちである点や、扶養の範囲内等限られた時間内で働きたい人材が多く、一定時間以上勤務可能な人材確保が難しい点等が課題として挙げられた。人材確保に向けた各自治体での取組事例としては、以下のような例が聞かれている。

- 各放課後児童クラブの運営を支援する「放課後児童クラブアドバイザー」を2名配置しており、アドバイザーが週に1回程度の高い頻度で近隣の大学等に赴いて丁寧に説明することで、夏休み等の長期休業期間中に開設する放課後児童クラブの活動に協力する学生ボランティアを招くことができるようになった。放課後児童支援員等の高齢化が進む中、ボランティアへの参加を通じて学生や大学職員に放課後児童クラブの存在を認識してもらう点でも、大変有効な取組となっている。
- 補助員が資格を取得して支援員になることを前提とした、月給職の嘱託職員（補助員）の雇用を開始した。ただし、補助員として働く人は扶養の範囲内で働きたい人も多いため、月給職の場合は週 29 時間の勤務、時間給の場合は週 25 時間の勤務を条件として雇用することで、従事経験のある補助員を増やそうと工夫している。
- 退職する学校教員を教育委員会経由で紹介してもらい、放課後児童支援員として雇用する取組を実施している。

② 小学校内等、実施場所の確保にあたっての学校側との調整が困難

- ✓ 小学校内での放課後児童クラブ設置においては、小学校との情報共有、議論が不可欠であるが、所管課が異なることにより調整が難しいといった声も聞かれた。また、そもそも小学校内に余裕教室が無く、今まで放課後児童クラブとして使用していた教室の返還を求められる場合や、小学校の仕様が古く、二方向避難などの対応が取れないことから、既存の施設内には放課後児童クラブを設置できないという事例も聞かれた。一方、以下のような取組事例も聞かれている。

- 各放課後児童クラブの運営を支援する「放課後児童クラブアドバイザー」が学校との連携として、小学校内での活動スペース確保に向けた調整と、学校関係者の放課後児童クラブへの理解の獲得に努めている。実際、元校長であるアドバイザーが交渉を行った結果、小学校音楽室での夏休み等の長期休業期間中の放課後児童クラブ実施が実現した。

③ 放課後子供教室は放課後児童クラブと実施目的が異なるため、クラブの待機児童の受け皿としての利用推進は難しい

- ✓ 放課後児童クラブ以外の事業が、待機児童の受け皿となりうることも想定される一方、特に放課後子供教室は放課後児童クラブと実施目的や実施頻度が異なるため、自治体として放課後児童クラブの待機児童に対して積極的に利用推進をしていくことは難しいといった声も多く聞かれた。一方、こうした課題への対応策として、以下のような取組事例も聞かれている。

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の違いが保護者にとってわかりにくく、ニーズが混在しているのではないかという課題意識のもと、保護者向けに放課後児童クラブと放課後子供教室の特徴の違い等を丁寧に説明し、各家庭における利用ニーズに合った事業を選択・利用してもらうことを促している。
- 放課後子供教室の利用拡大に向け、昨年度から放課後児童クラブと放課後子供教室の特徴の違いを説明したパンフレットを作成し周知を行っている。同パンフレットはホームページに掲載しているほか、就学時健診でも配布を行っている。

參考資料

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
放課後児童クラブの待機児童対策に関するアンケート調査

2022年10月

各位

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
社会政策コンサルティング部

放課後児童クラブの待機児童対策に関するアンケート調査 ご協力をお願い

この度、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社では、厚生労働省より令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の採択を受けて「放課後児童クラブの待機児童対策に関する調査研究」を実施しており、本事業の一環として標記アンケート調査を行うこととなりました。つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

ご回答につきましては、同封している「『放課後児童クラブの待機児童対策に関するアンケート調査』ご協力のお願ひ」や、「本調査に回答いただくにあたっての確認事項」にしたがって、**2022年11月25日(金)**までにご回答くださいますよう、お願ひいたします。

【調査実施機関・問合せ先・調査票返送先】

MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

放課後児童クラブの待機児童対策に関するアンケート調査 事務局
問合せ：0120-852-205（月～金曜日、10時～17時）
調査票返送先：houkagojidou@mizuho-rt.co.jp

※本アンケートの結果が外部に特定されるなど、ご回答者様にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

※アンケートに入力された事項については、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままご入力ください。

<回答にあたっては、特に断りのない限り、令和4年5月1日現在の状況を回答してください>

問1. 放課後児童健全育成事業の実施状況(1つ選択)

1. 実施している【→問2へ】 3. 実施していない【→シートBへ】
 2. 今後実施予定【→シートBへ】

《放課後児童健全育成事業を実施していない場合（問1で「2、3」を選択）は、次の質問以降は、**シートB**にご回答ください。》

I 貴自治体の概要について

問2. 自治体名

都道府県名		市区町村名	
-------	--	-------	--

問3. 回答部局名(あてはまるものすべてを選択)

1. 放課後児童健全育成事業所管部局
 2. (放課後児童健全育成事業以外の)放課後児童施策所管部局
 3. その他

問4. 放課後児童健全育成事業の所管部局(あてはまるものすべてを選択)

1. 福祉部局 3. その他(「1」と「2」の共管含む)
 2. 教育委員会 ↳ ()

Ⅱ 放課後児童健全育成事業の実施状況について

問5. **令和4年5月1日時点**の放課後児童クラブの状況についてそれぞれ入力してください。
 該当するものがない(0か所)の場合には、「0(ゼロ)」を入力してください。

問5-1 放課後児童クラブの数(か所)をそれぞれ入力してください。

公立公営	公立民営	私立民営
か所	か所	か所

問5-2 放課後児童クラブの支援の単位数をそれぞれ入力してください。

公立公営	公立民営	私立民営

問5-3 放課後児童クラブの登録児童数についてそれぞれ入力してください。
 ※学年内訳を把握しておらず、合計値のみ把握している場合は「合計」欄にのみ数値を入力してください。
 ※当該学年の登録児童がない場合は「0(ゼロ)」を入力してください。

	令和4年5月1日時点の登録児童数 (登録児童数を把握していない場合は✓を選択)		令和4年10月1日時点の登録児童数 (登録児童数を把握していない場合は✓を選択)		当該学年はクラブ利用対象外 ↓対象外✓
	↓把握なし✓		↓把握なし✓		
1年生		人		人	
2年生		人		人	
3年生		人		人	
4年生		人		人	
5年生		人		人	
6年生		人		人	
合計		人		人	/

Ⅲ 放課後児童クラブの利用に係る支援・利用決定の方法等について

問6. 放課後児童クラブの利用に係る支援・利用決定の方法等についてそれぞれお答えください。
自治体内に当該運営形態の放課後児童クラブが無い場合は、「該当の放課後児童クラブがない」を選択してください。

a. 利用に関する情報提供(ホームページやリーフレット等での情報公開)(それぞれ1つ選択)		
公立公営	公立民営	民立民営
<input type="radio"/> 1. 所管課が実施 <input type="radio"/> 2. 各放課後児童クラブが実施 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(放課後児童クラブにより様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 所管課が実施 <input type="radio"/> 2. 運営団体(または放課後児童クラブ)が実施 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(運営団体により様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 所管課が実施 <input type="radio"/> 2. 運営団体(または放課後児童クラブ)が実施 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(運営団体により様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()
b. 利用申し込みに関する問い合わせ・相談対応(それぞれ1つ選択)		
公立公営	公立民営	民立民営
<input type="radio"/> 1. 所管課にて対応 <input type="radio"/> 2. 各放課後児童クラブにて対応 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(放課後児童クラブにより様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 所管課にて対応 <input type="radio"/> 2. 運営団体(または放課後児童クラブ)にて対応 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(運営団体により様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 所管課にて対応 <input type="radio"/> 2. 運営団体(または放課後児童クラブ)にて対応 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(運営団体により様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()
c. 利用申し込みの受付(それぞれ1つ選択)		
公立公営	公立民営	民立民営
<input type="radio"/> 1. 所管課にて受付 <input type="radio"/> 2. 各放課後児童クラブにて受付 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(放課後児童クラブにより様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 所管課にて受付 <input type="radio"/> 2. 運営団体(または放課後児童クラブ)にて受付 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(運営団体により様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 所管課にて受付 <input type="radio"/> 2. 運営団体(または放課後児童クラブ)にて受付 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(運営団体により様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()
d. 利用申し込み時における「利用希望日数」(週単位や月単位等)の把握(それぞれ1つ選択) ※所管課において把握しているか否か		
公立公営	公立民営	民立民営
<input type="radio"/> 1. 把握している <input type="radio"/> 2. 把握していない <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(放課後児童クラブにより様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 把握している <input type="radio"/> 2. 把握していない <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(放課後児童クラブにより様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 把握している <input type="radio"/> 2. 把握していない <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(放課後児童クラブにより様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()

e. 利用決定の判断(それぞれ1つ選択)		
公立公営	公立民営	民立民営
<input type="radio"/> 1. 所管課が主体となって判断 <input type="radio"/> 2. 放課後児童クラブが主体となって判断 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(放課後児童クラブにより様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 所管課が主体となって判断 <input type="radio"/> 2. 運営団体(または放課後児童クラブ)が主体となって判断 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(運営団体により様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 所管課が主体となって判断 <input type="radio"/> 2. 運営団体(または放課後児童クラブ)が主体となって判断 <input type="radio"/> 3. 「1」「2」のいずれのケースもある(運営団体により様々) <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()

IV 放課後児童クラブの待機児童の状況把握及び待機児童への対応について

問7. 待機児童の数を学年別にそれぞれお答えください。

※学年内訳を把握しておらず、合計値のみ把握している場合は「合計」欄にのみ数値を入力してください。

※当該学年の待機児童がない場合は「0(ゼロ)」を入力してください。

	令和4年5月1日時点の待機児童数 (待機児童数を把握していない場合は✓を選択)		令和4年10月1日時点の待機児童数 (待機児童数を把握していない場合は✓を選択)	
	↓把握なし✓		↓把握なし✓	
1年生		人		人
2年生		人		人
3年生		人		人
4年生		人		人
5年生		人		人
6年生		人		人
合計		人		人

問7-1. 【問7で「5月1日時点」より「10月1日時点」の待機児童数が減少した学年が一つ以上ある場合のみ】
令和4年5月1日時点と10月1日時点の待機児童数を比較し、10月1日時点の待機児童数の方が少ない理由(減少した理由)をお答えください。(多いものから最大3つ選択)

<input type="checkbox"/> 1. 待機児童となっていた家庭から利用申込の取下げがあったため <input type="checkbox"/> 2. 登録児童が退所したことにより、待機児童が入所できたため <input type="checkbox"/> 3. 登録児童の利用日数が減ったことにより、利用児童数の調整の結果待機児童が入所できたため <input type="checkbox"/> 4. 放課後児童クラブ(支援の単位)を増やしたことにより、待機児童が入所できたため <input type="checkbox"/> 5. 定員を超えた利用登録を開始したため ⇒内容を具体的に() <input type="checkbox"/> 6. その他() <input type="checkbox"/> 7. わからない・把握していない

問7-1-1 【問7-1で「1. 待機児童となっていた家庭から利用申込の取下げがあったため」を選択した場合のみ】利用申込の取下げ理由をお答えください。(多いものから最大3つ選択)

<input type="checkbox"/> 1. 夏休み期間中に利用するために申し込んだが、それまでに入所できなかったため
<input type="checkbox"/> 2. 保護者の就労状況(就労日数や時間等)が変わったため
<input type="checkbox"/> 3. 子どもが家で問題なく過ごすことができているため
<input type="checkbox"/> 4. クラブ活動や習い事を始めたため
<input type="checkbox"/> 5. 子どもが放課後児童クラブに通うことを嫌がったため
<input type="checkbox"/> 6. その他()
<input type="checkbox"/> 7. わからない・把握していない

問7-2. 【問7で「5月1日時点」より「10月1日時点」の待機児童数が増加した学年が一つ以上ある場合のみ】令和4年5月1日時点と10月1日時点の待機児童数を比較し、10月1日時点の待機児童数の方が多理由(増加した理由)をお答えください。(自由記述)

問7-3. 貴自治体における「待機児童」の考え方についてそれぞれお答えください。(それぞれ1つ選択)

① 希望するクラブには登録できなかったが、他のクラブに登録・利用できている児童			
<input type="radio"/> 1. すべて待機児童に含めている	<input type="radio"/> 2. 一部を待機児童に含めている(各運営団体、放課後児童クラブにより様々)	<input type="radio"/> 3. 待機児童に含めていない	<input type="radio"/> 4. わからない、把握していない
② 保護者の希望に応じている開所時間の放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童			
<input type="radio"/> 1. すべて待機児童に含めている	<input type="radio"/> 2. 一部を待機児童に含めている(各運営団体、放課後児童クラブにより様々)	<input type="radio"/> 3. 待機児童に含めていない	<input type="radio"/> 4. わからない、把握していない
③ 通所するのに無理がない立地条件の放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童			
<input type="radio"/> 1. すべて待機児童に含めている	<input type="radio"/> 2. 一部を待機児童に含めている(各運営団体、放課後児童クラブにより様々)	<input type="radio"/> 3. 待機児童に含めていない	<input type="radio"/> 4. わからない、把握していない
④ 保護者が求職活動中で、放課後児童クラブの利用希望がある児童			
<input type="radio"/> 1. すべて待機児童に含めている	<input type="radio"/> 2. 一部を待機児童に含めている(各運営団体、放課後児童クラブにより様々)	<input type="radio"/> 3. 待機児童に含めていない	<input type="radio"/> 4. わからない、把握していない
⑤ 保護者の産休、育休明けの利用希望として利用予約を行っている児童			
<input type="radio"/> 1. すべて待機児童に含めている	<input type="radio"/> 2. 一部を待機児童に含めている(各運営団体、放課後児童クラブにより様々)	<input type="radio"/> 3. 待機児童に含めていない	<input type="radio"/> 4. わからない、把握していない

⑥ 保護者が育児休業中の場合で、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することの確認ができていない児童			
<input type="radio"/> 1. すべて待機児童に含めている	<input type="radio"/> 2. 一部を待機児童に含めている(各運営団体、放課後児童クラブにより様々)	<input type="radio"/> 3. 待機児童に含めていない	<input type="radio"/> 4. わからない、把握していない
⑦ その他(上記の定義以外で定めている基準があればご入力ください)			

問8. 放課後児童クラブの待機児童となっている児童・家庭の特徴をお答えください。
(多いものから最大3つ選択)

<input type="checkbox"/> 1. 利用要件には合致しているが、保護者の就労日数や就労時間が相対的に少ない児童
<input type="checkbox"/> 2. 利用要件には合致しているが、祖父母が近隣に住んでいる等、父母以外のサポートが受けられる児童
<input type="checkbox"/> 3. 利用要件には合致しているが、利用希望日数や時間が相対的に少ない児童
<input type="checkbox"/> 4. 高学年児童(低学年を優先的に受け入れている場合)
<input type="checkbox"/> 5. (同点の児童間で行われた)抽選に外れた児童
<input type="checkbox"/> 6. 特別な配慮を必要とする児童(障がい児)
<input type="checkbox"/> 7. 特別な配慮を必要とする児童(医療的ケア児)
<input type="checkbox"/> 8. その他()
<input type="checkbox"/> 9. わからない・把握していない

問9. 放課後児童クラブの申込状況や待機児童の状況把握についてそれぞれお答えください。
※自治体内に当該運営形態の放課後児童クラブがない場合は、「該当の放課後児童クラブがない」を選択してください。

a. 申込人数の把握(それぞれ1つ選択) ※所管課において把握しているか否か		
公立公営	公立民営	私立民営
<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している	<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している	<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している
<input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している	<input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している	<input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している
<input type="radio"/> 3. 把握していない	<input type="radio"/> 3. 把握していない	<input type="radio"/> 3. 把握していない
<input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない	<input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない	<input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない
<input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 5. その他()
b. 登録人数の把握(それぞれ1つ選択) ※所管課において把握しているか否か		
公立公営	公立民営	私立民営
<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している	<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している	<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している
<input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している(5月1日時点のみ確認している場合も含む)	<input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している(5月1日時点のみ確認している場合も含む)	<input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している(5月1日時点のみ確認している場合も含む)
<input type="radio"/> 3. 把握していない	<input type="radio"/> 3. 把握していない	<input type="radio"/> 3. 把握していない
<input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない	<input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない	<input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない
<input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 5. その他()

c. 利用人数(出席人数(※)等の利用実態)の把握(それぞれ1つ選択)

※所管課において把握しているか否か
 ※登録児童のうち、実際に出席した人数

公立公営	公立民営	私立民営
<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している <input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している <input type="radio"/> 3. 把握していない <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している <input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している <input type="radio"/> 3. 把握していない <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している <input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している <input type="radio"/> 3. 把握していない <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()

d. 待機児童がいるか否かの把握(それぞれ1つ選択)

公立公営	公立民営	私立民営
<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している <input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している <input type="radio"/> 3. 把握していない <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している <input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している <input type="radio"/> 3. 把握していない <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()	<input type="radio"/> 1. 年度内に複数回確認している <input type="radio"/> 2. 年度初めのみ確認している <input type="radio"/> 3. 把握していない <input type="radio"/> 4. 該当の放課後児童クラブがない <input type="radio"/> 5. その他()

問10. 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるように、貴自治体ではどのような取組を行っていますか。実施しているものを選択してください。(あてはまるものすべてを選択)

① 公立公営
<input type="checkbox"/> 1. 放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす【→問10-1①へ】 <input type="checkbox"/> 2. 待機児童となった家庭に対し、他の利用可能な放課後児童クラブの利用を案内する <input type="checkbox"/> 3. 放課後児童クラブでの一時預かりを実施する(当該放課後児童クラブへの登録有無にかかわらず、児童の <input type="checkbox"/> 一時的な預かりを実施) <input type="checkbox"/> 4. 長期休業期間中のみ開設する放課後児童クラブを設置する <input type="checkbox"/> 5. 定員を超えた利用登録を受け付ける ⇒内容を具体的に() <input type="checkbox"/> 6. 利用要件を見直す ⇒内容を具体的に() <input type="checkbox"/> 7. その他(具体的に:) <input type="checkbox"/> 8. 特に実施していることはない <input type="checkbox"/> 9. 該当の放課後児童クラブがない

② 公立民営

- 1. 放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす【→問10-1②へ】
- 2. 待機児童となった家庭に対し、他の利用可能な放課後児童クラブの利用を案内する
- 3. 放課後児童クラブでの一時預かりを実施する(当該放課後児童クラブへの登録有無にかかわらず、児童の一時的な預かりを実施)
- 4. 長期休業期間中のみ開設する放課後児童クラブを設置する
- 5. 定員を超えた利用登録を受け付ける
⇒内容を具体的に()
- 6. 利用要件を見直す
⇒内容を具体的に()
- 7. その他(具体的に:)
- 8. 特に実施していることはない
- 9. 該当の放課後児童クラブがない

③ 国立民営

- 1. 放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす(運営費の補助等、国立民営クラブを増やすための行政による間接的な支援も含む)【→問10-1③へ】
- 2. 待機児童となった家庭に対し、他の利用可能な放課後児童クラブの利用を案内する
- 3. 放課後児童クラブでの一時預かりを実施する(当該放課後児童クラブへの登録有無にかかわらず、児童の一時的な預かりを実施)
- 4. 長期休業期間中のみ開設する放課後児童クラブを設置する
- 5. 定員を超えた利用登録を受け付ける
⇒内容を具体的に()
- 6. 利用要件を見直す
⇒内容を具体的に()
- 7. その他(具体的に:)
- 8. 特に実施していることはない
- 9. 該当の放課後児童クラブがない

問10-1.【問10で「1. 放課後児童クラブ(支援の単位)を増やす」を選択した場合のみ】
放課後児童クラブの量の整備にあたり課題となっていることをお答えください。
(あてはまるものすべてを選択)

① 公立公営

- 1. 放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保【→問10-2へ】
- 2. 実施場所の確保(小学校内等)【→問10-3②へ】
- 3. 実施場所の確保(小学校外)【→問10-3③へ】
- 4. 財源(運営費等)確保【→問10-3④へ】
- 5. その他()【→問10-3⑦へ】
- 6. 特に課題となっていることはない

② 公立民営

- 1. 放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保 【→問10-2へ】
- 2. 運営団体の確保 【→問10-3①へ】
- 3. 実施場所の確保(小学校内等) 【→問10-3②へ】
- 4. 実施場所の確保(小学校外) 【→問10-3③へ】
- 5. 財源(委託費等)確保 【→問10-3⑤へ】
- 6. その他() 【→問10-3⑦へ】
- 7. 特に課題となっていることはない

③ 民立民営

- 1. 放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保 【→問10-2へ】
- 2. 運営団体の確保、誘致 【→問10-3①へ】
- 3. 実施場所の確保(小学校内等) 【→問10-3②へ】
- 4. 実施場所の確保(小学校外) 【→問10-3③へ】
- 5. 財源(補助金等)確保 【→問10-3⑥へ】
- 6. その他() 【→問10-3⑦へ】
- 7. 特に課題となっていることはない

問10-2. 【問10-1で「1. 放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保」を選択した場合のみ】人材確保に向けて取り組んでいることをお答えください。(あてはまるものすべてを選択)

- 1. 処遇改善
- 2. 柔軟な働き方ができるようにする(シフト組みの工夫、雇用形態の見直し等)
- 3. ボランティアの募集(保護者)
- 4. ボランティアの募集(保護者以外)
- 5. 広告・採用ホームページ等の公開・リニューアル
- 6. 人材バンク・人材派遣会社等の活用
- 7. その他()
- 8. 特に取り組んでいることはない

問10-3. 【問10-1①で2～5、もしくは問10-1②③で2～6を選択した場合のみ】
 選択した課題への対応として取り組んでいることを具体的にお答えください。(自由記述)

① 運営団体の確保(誘致)
② 実施場所の確保(小学校内等)
③ 実施場所の確保(小学校外)
④ 財源(運営費等)確保
⑤ 財源(委託費等)確保
⑥ 財源(補助金等)確保
⑦ その他

問11. 現在、放課後児童クラブの利用対象外となっているものの、放課後児童クラブを必要とする声が聞かれる児童の特徴についてお答えください。(多いものから最大3つ選択)

<input type="checkbox"/> 1. 保護者の就労日数や就労時間が少なく、利用要件に該当しない児童 <input type="checkbox"/> 2. 祖父母が近隣に住んでいる等、父母以外のサポートが受けられるため、利用要件に該当しない児童 <input type="checkbox"/> 3. 高学年児童(高学年児童を利用対象外としている場合) <input type="checkbox"/> 4. 利用希望日数が少なく、利用要件に該当しない児童 <input type="checkbox"/> 5. 特別な配慮を必要とする児童(障がい児) <input type="checkbox"/> 6. 特別な配慮を必要とする児童(医療的ケア児) <input type="checkbox"/> 7. その他() <input type="checkbox"/> 8. 現在利用対象としている児童以外に、特に必要とする声はない <input type="checkbox"/> 9. わからない・把握していない

問13. 放課後子供教室の実施状況についてお答えください。

①. 放課後子供教室の実施有無についてお答えください。(1つ選択)		
<input type="radio"/> 1. 実施している ⇒【①-1〜】	<input type="radio"/> 3. 実施していない	
<input type="radio"/> 2. 今後実施予定		
①-1. 【「1. 実施している」を選択した場合のみ】放課後子供教室の実施状況についてお答えください。		
A) 実施箇所数(数値入力)		
箇所		
B) 対象児童の範囲(学年を入力)		
年生から 年生まで		
C) 活動日(あてはまるものすべてを選択)		
<input type="checkbox"/> 1. 学校がある日の放課後	<input type="checkbox"/> 3. 日曜日	<input type="checkbox"/> 5. その他
<input type="checkbox"/> 2. 土曜日	<input type="checkbox"/> 4. 長期休業期間中	
①-2. 【①で「1. 実施している」を選択した場合のみ】放課後子供教室について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能しうると思いますか。(1つ選択)		
<input type="radio"/> 1. 機能しうる ⇒【①-2-2〜】	<input type="radio"/> 3. わからない	
<input type="radio"/> 2. 機能しえない ⇒【①-2-1〜】		
①-2-1. 【「2. 機能しえない」を選択した場合のみ】機能しえない理由をお答えください。(あてはまるものすべてを選択)		
<input type="checkbox"/> 1. 生活の場としての機能が不十分	<input type="checkbox"/> 8. 保護者との連絡調整に対応することが難しい	
<input type="checkbox"/> 2. 遊びの場としての機能が不十分	<input type="checkbox"/> 9. 保護者の子育て支援に対応することが難しい	
<input type="checkbox"/> 3. 実施日数・実施時間が不十分	<input type="checkbox"/> 10. 保護者が利用を望まない	
<input type="checkbox"/> 4. 配慮が必要な子どもの受入れを行うことが難しい	<input type="checkbox"/> 11. 児童が利用を望まない	
<input type="checkbox"/> 5. 子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい	<input type="checkbox"/> 12. 地域内に十分な放課後子供教室の数が無い	
<input type="checkbox"/> 6. 学校職員との連携に対応することが難しい	<input type="checkbox"/> 13. その他()	
<input type="checkbox"/> 7. 地域との連携に対応することが難しい		
①-2-2. 【①-2で「1. 機能しうる」を選択した場合のみ】放課後児童クラブの待機児童が放課後子供教室を利用できるよう支援していることはありますか。(1つ選択)		
<input type="radio"/> 1. ある⇒【①-2-2-1〜】	<input type="radio"/> 3. ない	
<input type="radio"/> 2. 今後実施予定⇒【①-2-2-1〜】		
①-2-2-1. 【「1. ある」「2. 今後実施予定」を選択した場合のみ】実施している(実施予定の)支援の内容をお答えください。(あてはまるものすべてを選択)		
<input type="checkbox"/> 1. サービス内容等に関する情報提供を行う	<input type="checkbox"/> 5. 当該事業において送迎支援を行う	
<input type="checkbox"/> 2. 利用に向けた問合せ・相談対応を行う	<input type="checkbox"/> 6. 当該事業において児童の出欠確認を行う	
<input type="checkbox"/> 3. 利用料を補助する	<input type="checkbox"/> 7. その他()	
<input type="checkbox"/> 4. 開所日や開所時間を調整する		

②. 小規模多機能・放課後児童支援事業の実施有無についてお答えください。(1つ選択)

※中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、子どもの安全・安心な居場所の確保を図るため小規模の放課後児童の預かり事業に地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を実施するもの

- 1. 実施している ⇒【②-1へ】
- 2. 今後実施予定
- 3. 実施していない

②-1. 【「1. 実施している」を選択した場合のみ】小規模多機能・放課後児童支援事業の実施状況についてお答えください。

A) 実施箇所数(数値入力)

箇所

B) 対象児童の範囲(学年を入力)

年生から 年生まで

C) 活動日(あてはまるものすべてを選択)

1. 学校がある日の放課後 3. 日曜日 5. その他
2. 土曜日 4. 長期休業期間中

D) 活動場所(あてはまるものすべてを選択)

1. 児童館 4. 空き店舗 7. その他
2. 公民館 5. 公営住宅
3. 社会福祉施設(児童館・保育所以外) 6. 保育所

E) 一体的に実施している事業・施設(あてはまるものすべてを選択)

※小規模な放課後児童の預かり事業と一体的に実施する事業・施設として、地域子ども・子育て会議において適当と認められた事業・施設

1. 保育所 3. 地域子育て支援拠点事業
2. 一時預かり事業 4. その他

②-2. 小規模多機能・放課後児童支援事業について、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能すると思いますか。(1つ選択)

- 1. 機能する ⇒【②-2-2へ】
- 2. 機能しない ⇒【②-2-1へ】
- 3. わからない

②-2-1. 【「2. 機能しない」を選択した場合のみ】機能しない理由をお答えください。(あてはまるものすべてを選択)

1. 生活の場としての機能が不十分
2. 遊びの場としての機能が不十分
3. 実施日数・実施時間が不十分
4. 配慮が必要な子どもの受入れを行うことが難しい
5. 子どもへの適切な支援を行う従事者の確保・育成が難しい
6. 職員との連携に対応することが難しい
7. 地域との連携に対応することが難しい
8. 保護者との連絡調整に対応することが難しい
9. 保護者の子育て支援に対応することが難しい
10. 保護者が利用を望まない
11. 児童が利用を望まない
12. その他()

②. 民間学童クラブ(公費を入れずに実施しているもの)の有無についてお答えください。(1つ選択)

1. ある⇒【②-1へ】 3. 把握していない

2. ない

②-1. 【「1. ある」を選択した場合のみ】民間学童クラブの利用に際して、自治体として支援していることをお答えください。(あてはまるものすべてを選択)

1. サービス内容等に関する情報提供を行う 4. その他()

2. 利用に向けた問合せ・相談対応を行う 5. 特に支援していることはない

3. 利用料を補助する

②-2. 【②で「1. ある」を選択した場合のみ】民間学童クラブは、放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能していると思いますか。(1つ選択)

1. 機能している 3. その他()

2. 機能していない 4. わからない

VI 放課後児童施策に関するご意見・ご要望

問16. 放課後児童クラブの待機児童対策や放課後児童施策について、利用者から聞かれるご意見・要望等がございましたらご入力ください。

問17. 放課後児童クラブの待機児童対策や放課後児童施策について、自治体からのご意見・ご要望等がございましたらご入力ください。

VII 連絡先並びにヒアリング調査協力可否

問18. 本事業ではこちらのアンケート調査と並行して、放課後児童クラブの待機児童対策の状況等をより詳細に把握するため、ヒアリング調査を実施いたします。差支えなければ、上記ヒアリング調査へのご協力の可否をお教えてください。また、ご協力いただける場合は連絡先をご入力ください。

担当部署			
ご担当者名			
電話番号		メールアドレス	
ヒアリング調査協力可否	<input type="radio"/> 1. 協力できる <input type="radio"/> 2. 協力できない		

★ 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。★

Ⅱ 放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動の実施状況について

問6. 【問5で「1. 実施している」を選択した場合のみ】令和4年5月1日時点における、【問5—1】で選択した事業（放課後児童健全育成事業と同様の機能を担う事業・活動）の実施箇所数をそれぞれ入力してください。
該当するものがない(0か所)の場合には、「0(ゼロ)」を入力してください。

公立公営	公立民営(委託)	民立民営
か所	か所	か所

Ⅲ その他の放課後児童施策の実施状況について

問7. 児童館の状況についてお答えください。

①児童館の設置有無についてお答えください。(1つ選択)

1. 設置している 【→①-1へ】
 2. 今後設置予定
 3. 設置していない

①-1. 【「1. 設置している」を選択した場合のみ】児童館の活動実施状況についてお答えください。

A) 実施箇所数(数値入力)

か所

B) 開館日(あてはまるものすべてを選択)

1. 学校がある日の放課後
 2. 土曜日
 3. 日曜日
 4. 長期休業期間中
 5. その他

C) ランドセル来館事業の実施有無(1つ選択)

※ランドセル来館事業: 小学校から直接児童館に来館して、帰宅時間までの居場所を提供する事業

1. 実施している
 2. 今後実施予定
 3. 実施していない

①-2. 【①で「1. 設置している」を選択した場合のみ】児童館の利用に関して、取り組んでいることをお答えください。(あてはまるものすべてを選択)

1. 自治体において、サービス内容等に関する情報提供を行う
 2. 自治体において、利用に向けた問合せ・相談対応を行う
 3. 開所日や開所時間を調整する
 4. 児童館において送迎支援を行う
 5. 児童館において児童の出欠確認を行う
 6. その他()
 7. 特に取り組んでいることはない

問9. 厚生労働省・放課後児童対策支援事業(小規模多機能・放課後児童支援事業)の実施状況についてお答えください。

<p>①. 小規模多機能・放課後児童支援事業の実施有無についてお答えください。(1つ選択)</p> <p>※中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、子どもの安全・安心な居場所の確保を図るため小規模の放課後児童の預かり事業に地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を実施するもの</p>	
<input type="radio"/> 1. 実施している【→①-1へ】	<input type="radio"/> 3. 実施していない
<input type="radio"/> 2. 今後実施予定	
<p>①-1. 【「1. 実施している」を選択した場合のみ】小規模多機能・放課後児童支援事業の実施状況についてお答えください。</p>	
<p>A) 実施箇所数(数値入力)</p> <p style="text-align: center;">箇所</p>	
<p>B) 対象児童の範囲(学年を入力)</p> <p style="text-align: center;">年生から 年生まで</p>	
<p>C) 活動日(あてはまるものすべてを選択)</p> <p> <input type="checkbox"/> 1. 学校がある日の放課後 <input type="checkbox"/> 3. 日曜日 <input type="checkbox"/> 5. その他 <input type="checkbox"/> 2. 土曜日 <input type="checkbox"/> 4. 長期休業期間中 </p>	
<p>D) 活動場所(あてはまるものすべてを選択)</p> <p> <input type="checkbox"/> 1. 児童館 <input type="checkbox"/> 4. 空き店舗 <input type="checkbox"/> 7. その他 <input type="checkbox"/> 2. 公民館 <input type="checkbox"/> 5. 公営住宅 <input type="checkbox"/> 3. 社会福祉施設(児童館・保育所以外) <input type="checkbox"/> 6. 保育所 </p>	
<p>E) 一体的に実施している事業・施設(あてはまるものすべてを選択)</p> <p>※小規模な放課後児童の預かり事業と一体的に実施する事業・施設として、地域子ども・子育て会議において適当と認められた事業・施設</p> <p> <input type="checkbox"/> 1. 保育所 <input type="checkbox"/> 3. 地域子育て支援拠点事業 <input type="checkbox"/> 2. 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 4. その他 </p>	
<p>①-2. 【①で「1. 実施している」を選択した場合のみ】小規模多機能・放課後児童支援事業に関して、取り組んでいることをお答えください。(あてはまるものすべてを選択)</p>	
<input type="checkbox"/> 1. 自治体において、サービス内容等に関する情報提供を行う	<input type="checkbox"/> 5. 当該事業において送迎支援を行う
<input type="checkbox"/> 2. 自治体において、利用に向けた問合せ・相談対応を行う	<input type="checkbox"/> 6. 当該事業において児童の出欠確認を行う
<input type="checkbox"/> 3. 利用料を補助する	<input type="checkbox"/> 7. その他()
<input type="checkbox"/> 4. 開所日や開所時間を調整する	<input type="checkbox"/> 8. 特に取り組んでいることはない

問10. ファミリー・サポート・センター事業、民間学童クラブの実施状況についてお答えください。

<p>①. ファミリー・サポート・センター事業の実施有無についてお答えください。(1つ選択)</p>	
<input type="radio"/> 1. 実施している【→①-1へ】	<input type="radio"/> 3. 実施していない
<input type="radio"/> 2. 今後実施予定	
<p>①-1. 【①で「1. 実施している」を選択した場合のみ】ファミリー・サポート・センター事業に関して、取り組んでいることをお答えください。(あてはまるものすべてを選択)</p>	
<input type="checkbox"/> 1. 自治体において、サービス内容等に関する情報提供を行う	<input type="checkbox"/> 5. 活動日や活動時間を調整する
<input type="checkbox"/> 2. 自治体において、利用に向けた問合せ・相談対応を行う	<input type="checkbox"/> 6. その他()
<input type="checkbox"/> 3. 優先的にマッチングする	<input type="checkbox"/> 7. 特に取り組んでいることはない
<input type="checkbox"/> 4. 利用料を補助する	

1. 大分県中津市

1. 放課後児童健全育成事業の実施状況

1) 放課後児童健全育成事業の実施状況について

- 市内 30 か所（支援の単位数 35）の放課後児童クラブに、1,000 人程度の児童が登録している。市内の全児童数が 4,600 名程度なので、おおよそ 4～5 人に一人程度が放課後児童クラブに登録している状況である。
- 運営形態別にみると、公立公営が 2 か所、公立民営が 28 か所となっている。公立民営の放課後児童クラブ運営団体は、社会福祉協議会や実行委員会（保護者組織）、株式会社、社会福祉法人等、様々である。
- 10 か所が小学校内であるが、保育所への併設、県総合庁舎内等、小学校外に設置しているものも多い。

2. 放課後児童クラブの待機児童の状況及び利用手続き

1) 待機児童数と待機児童の考え方について

- 市内の待機児童数は、令和 3 年 5 月 1 日時点で 10 人、令和 4 年 5 月 1 日時点では 2 人であった。
- 令和 4 年時点の待機児童 2 人は、同じ小学校区内の児童である。実際のところ、当該児童の住む学区内には複数の放課後児童クラブがあり、そこを利用することが可能な状況であった。しかし、本人たちが利用を希望しなかったため、待機児童となった。
- 利用を希望しなかった理由は明確ではないが、場所の問題、すなわち当該児童が当初希望したのは小学校近隣の放課後児童クラブであったのに対し、利用可能な放課後児童クラブは小学校外、しかも校区のかなり端に位置するクラブであったためではないかと推察する。厚生労働省が示す「待機児童」の考え方に照らすと、当該ケースは待機児童とはならないが、本ケースの場合は距離的な事情から利用を希望しないのも致し方ないだろうとの判断のもと、「待機児童」としてカウントした。
- なお、他の放課後児童クラブの利用を希望しない場合の理由について全件聴き取りを行ってはいないが、把握した中で理由として過去には「児童が帰宅し一人で過ごすことで大きな問題なし（他のクラブ利用を希望するほどではない）」との回答もあった。

2) 入所手続きや利用判断基準、待機児童家庭の傾向

- 公立民営の放課後児童クラブについては、各運営団体が入所申込の方法や選考基準等を決定している。そのため、入所手続きのプロセスは運営団体により様々である。ただし、利用定員数については、原則（利用希望日数に応じた利用定員数の調整は行わず）毎日利用するとの想定の下で設定している。
- 所管課は、毎年 4 月 1 日の状況について各運営団体から報告を受けて、市内全体の待機児童数を把握する。
- 利用申込が定員を超えた場合、「高学年児童」又は「保護者の就労日数等が少ない家庭」が、相対的に待機児童となりやすい傾向とみられる。令和 4 年 4 月当初の状況については、2 人とも高学年児童である。当該児童が在籍する小学校内の放課後児童クラブに定員以上の申込があり、低学年児童を優先的に受け入れた結果、高学年の 2 人を受け入れることが難しく、入所できなかった。なお、当該 2 人は同じ小学校区内の児童だが、令和 3 年度時点の待機児童 10 名の小学校区にはばらつきがあり、特定の小学校区のみで待機児童が発生しているわけではない。

3. 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組

（定員の弾力運用）

- 上述のとおり、各放課後児童クラブの申込受付や入所決定は運営団体に委ねているが、定員超過等の理由で利用に至らなかった児童の小学校区内に利用できる放課後児童クラブがある場合

には、放課後児童クラブまたは所管課から当該家庭に案内するようにしている。

- 他方、定員の弾力化も図っている。所管課が運営団体に要請し、定員を超えて受け付けてもらった。利用定員いっぱいまで受け入れていても、放課後児童クラブを毎日利用しない児童は多い。そのため、日々の活動場所（専用区画を含む）という点では、余裕がある状態となっている。ただし、利用定員枠を超えると、ロッカー等の個別に割り当てる設備が足りない場合がある。そこで、そのことを利用希望者に説明し、「（たとえば）ロッカーではなく、カゴに荷物を入れて保管することになる」ことについて了承を得たうえで、弾力運用を実行するようにしている。
- 待機児童数がそれほど多いわけではないため、一律で「何割まで弾力運用」と決めているわけではなく、個別の事情（待機児童となった家庭の利用ニーズの高さ等）に応じた対応を検討する状況である。

（県の施設を利用した放課後児童クラブの設置）

- 県の総合庁舎付属棟に、放課後児童クラブを設置している。所在地の小学校区内に住む児童10数名が利用しており、放課後児童支援員等を配置して放課後児童健全育成事業として実施するものである。
- 本放課後児童クラブは、同市の待機児童対策のために、県から期間限定でスペースを借りて運営している。そのため、待機児童がいなくなったら返却する予定となっている。

（夏休み等の長期休業期間のみ開所する放課後児童クラブの設置）

- 同市で待機児童が発生している理由を分析したところ、夏休み等の長期休業期間中に利用することを見据えて（学校がある期間の利用ニーズはそれほど高くないものの）年度当初から利用を申込む家庭が一定数いることがわかった。実際に、夏休み等の長期休業期間中のみ放課後児童クラブを利用し、2学期が始まると退所するケースが多かった。そこで、夏休み等の長期休業期間中のみ開所する放課後児童クラブを、市内2か所に設置している。まだ試行的な運営の段階ではあるが、年度当初からの利用申込者数が減り、待機児童の減少につながったと実感している。
- 1か所は、上述の県の総合庁舎内で実施している。通年の利用とは別の枠で、夏休み等の長期休業期間中のみ利用を募る。また、もう1か所は、小学校の音楽室で実施している。
- これら放課後児童クラブの育成支援は、ハローワーク経由での採用者（放課後児童支援員等）のほか、小学校に勤務する教育補助員が担う（放課後児童支援員ではない）。また、保育課程のある近隣の大学生や高校生にも、有償ボランティアとして活動を手伝ってもらっている。
- 県の総合庁舎は、上述のとおり待機児童がいなくなったら返却する予定となっていることから、今後は、音楽室等の特別教室で実施するモデルを増やしていくことで、待機児童対策を推進していくのが良いのではないかと考えている。

（放課後児童クラブアドバイザーによる学校・地域との連携）

- 同市には、各放課後児童クラブの運営を支援する「放課後児童クラブアドバイザー」が2名いる。
- 彼らの主たる役割は、遊びを通じた体験活動の充実を図ること、そして配慮が必要な児童の個別支援・安定した放課後児童クラブ運営に向けた支援等を行うことである。同市の放課後児童クラブは様々な団体により運営されているため、質の平準化が必要と認識している。また、運営団体に関わらず、どの放課後児童クラブでも人材の確保と定着、資質の向上が課題となっている。そこで、放課後児童クラブアドバイザーが各放課後児童クラブを巡回し、「ほかのクラブではこのようなことをやっている」等の情報提供やアドバイスを行っている。
- 現在同職に就いている2名はともに元教員で、うち1名は元校長、もう1名は社会教育関係の業務を担当していた方である。そのため、元校長の方には小学校やコミュニティセンター等との交渉や連携の面で、社会教育関係出身の方には育成支援や活動内容の質の向上の面で、力を発揮いただいている。
- 特に、待機児童対策においては、以下2点でアドバイザー配置の成果を実感している。1点目

は、学校との連携として、小学校内での活動スペース確保に向けた調整と、学校関係者の放課後児童クラブへの理解の獲得である。上述した小学校音楽室での夏休み等の長期休業期間中の放課後児童クラブ実施は、元校長であるアドバイザーが交渉を行い実現に至ったものである。

- 2点目は、夏休み等の長期休業期間中に開設する放課後児童クラブの活動に協力する学生ボランティアの獲得である。アドバイザーが週に1回程度の高い頻度で近隣の大学等に赴いて丁寧に説明することで、ボランティアを招くことができるようになった。所管課職員だけで、このような細やかな情報共有に対応することは難しく、連携には至らなかつたであろう。ボランティア活動の実績は当該人材の履歴書に記載できるため、学校からも好評を得ている。また、放課後児童支援員等の高齢化が進む中、ボランティアへの参加を通じて学生や大学職員に放課後児童クラブの存在を認識してもらおう点でも、大変有効な取組となっている。

4. 待機児童が安全・安心に放課後の時間を過ごせるよう実施していること (放課後居場所緊急対策事業の実施)

- 放課後居場所緊急対策事業として、児童館（1か所）及びコミュニティセンター（1か所）にスタッフを配置し、小規模の放課後児童の預かりを実施している。
- 前者は、児童数が多い小学校の近くにある児童館で実施するものである。ここは、放課後居場所緊急対策事業として実施する前から多くの児童にとって放課後の遊び場となっており、実質的に待機児童の放課後の居場所としても機能していた。利用児童の要件等は設けておらず、児童館職員である児童厚生員が見守り等を行っている。
- 後者は、2021年秋より放課後居場所緊急対策事業として運営を開始した。待機児童が多い小学校区内に立地するコミュニティセンター内で実施している。待機児童となった家庭を対象に、所管課より利用を案内している。したがって、相対的に待機児童となる可能性が高い高学年児童が受入れ対象となっている。昨年度は直営で実施していたが、シルバー人材センターに運営を委託しており、同センターに登録しているシルバー人材が児童の見守りスタッフとなっている。

5. 待機児童対策の効果と課題 (待機児童対策の効果)

- 同市の待機児童はそれほど多くなく、個別の状況に応じた利用調整がある程度可能な上、利用できなかった家庭の利用ニーズもさほど高くないことから、現状講じている待機児童対策を継続していくことで良いとの認識である。
- 保護者が就労中であっても放課後児童クラブの利用を選択しない場合や、希望する放課後児童クラブを利用できなかった場合に、他の放課後児童クラブの利用を選択しない場合等もあるだろう。しかし、放課後児童クラブに通うことで、自宅では体験できない様々な活動や人々に出会うことができる。すべての児童が放課後を安全・安心に過ごせる環境の整備に向けては、放課後児童クラブを利用するからこそ経験できる活動や交流の内容をしっかりと訴求することも重要と考えている。

(待機児童対策の課題)

- 課題は2つある。1つ目は、放課後児童支援員の確保である。運営形態に関わらず、慢性的な人材不足の状況にある。教育補助員や学生ボランティアの活用など、様々な工夫を行っているものの、依然として最大の課題であると認識している。
- 2つ目は、福祉部局と教育委員会との連携である。小学校内での放課後児童クラブ実施等においては、小学校との情報共有、議論が不可欠であり、それぞれの所管課同士の連携が肝要となる。福祉部局の職員が教育委員会に異動するなどの人事上の動きもあるが、まだまだ取組は途上である。
- この点では、放課後児童クラブアドバイザーの存在がありがたい。元教員、かつ元校長や社会教育関係の業務経験者が同業務に就き、福祉と教育の両面を見渡しながら放課後児童クラブ運

営の調整や支援を行っているため、連携が少しずつ強化されつつあるのではないかと思います。

以上

2. 島根県益田市

1. 放課後児童健全育成事業の実施状況

1) 放課後児童健全育成事業の実施状況について

- 放課後児童クラブは市内に 17 か所。うち 1 か所は、令和 4 年 4 月に新たに吉田小学校区内に開設したクラブである。市内全 15 校中 11 校でクラブを設置しており、クラブが無い校区は学校内で実施している放課後子供教室（ボランティアハウス）等で放課後の時間を過ごしている。
- 市内の放課後児童クラブはすべて公立民営である。運営団体は保護者による運営委員会が 6 か所、地域による運営委員会が 8 か所、社会福祉法人が 3 か所である。
- 市内の全児童数は 1～3 年生が 1,023 名、4 年生以上が 1,139 名の合計 2,162 名である。うち、放課後児童クラブの登録者数は、令和 4 年 8 月 1 日時点で 465 名（約 2 割）。

2. 放課後児童クラブの待機児童の状況及び利用手続き

1) 待機児童数と待機児童の考え方について

- 待機児童数は、令和 4 年 5 月時点では 30 名（厚生労働省への報告人数）であり、内訳は吉田小学校の児童が 24 名、吉田南小学校の児童が 6 名である。吉田小学校の児童 24 名中の 8 名については令和 4 年 4 月に開設した吉田小学校区内のクラブに入所済みであるが、吉田小学校区は大きい校区内であっても家から距離がある場合が多く、この 8 名については空きが出れば近隣の他のクラブに入所希望をしている状況である。すなわち、「現在いずれの放課後児童クラブにも入所できていない児童」という意味では、待機児童数は現在 22 名である。
- 近年の待機児童数の推移は、令和元年度：15 名、令和 2 年度：22 名、令和 3 年度：27 名。新規の放課後児童クラブを開設し受け皿を増やしている一方、利用ニーズの増加とともに待機児童は増加傾向にある。

2) 入所手続きや利用判断基準、待機児童家庭の傾向

- 入所手続きは市で一括して行っているため、各放課後児童クラブの入所者数や待機児童数等は市で全て把握している。
- 1～3 年生の低学年を優先的に受け入れている。しかし、ほとんどの場合 4 月時点で定員を満たしてしまうため、低学年であっても 4 月以降に利用希望を出した家庭は待機になる場合が多い。その場合は、随時定員に空きが出たタイミングで市から架電し、入会意思を確認の上入所してもらうようにしている。
- 利用決定時の点数付けにあたっては、学年だけでなく家庭環境等も考慮し総合的に判断している（点数が並んだ場合は抽選を実施）。その判断基準は市で一律に定めているが、クラブや保護者からは一律基準を設けるだけでなく、（利用希望時間帯や日数等の）個別事情も考慮してほしいといった要望も出ているところである。

＜放課後児童クラブ利用判断基準＞

＜入会判定基準＞ (各項目10点を上限とします)																																																																																																																												
<p>【第1項目】在籍する学年の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1年生</td> <td>2年生</td> <td>3年生</td> <td>4年生</td> <td>5年生</td> <td>6年生</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table>		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	10	8	6	3	2	1																																																																																																															
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生																																																																																																																							
10	8	6	3	2	1																																																																																																																							
<p>【第2項目】保護者における就労等の状況</p> <p>※保護者が2人いる場合は、2人分の合計数を平均した数値を指数とする ※片道の通勤時間が30分以上要する場合は、その通勤時間を就労時間に加える</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保護者の状況</th> <th colspan="2">就労状況</th> <th>基準指数</th> </tr> <tr> <th>就労状況</th> <th>一日の就労時間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">被雇用者</td> <td rowspan="6">月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)</td> <td>7時間以上</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>5時間未満</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7時間以上</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">月20日未満就労 (不規則な場合は月16日以上)</td> <td>5時間以上</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>5時間未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">月16日未満就労 (不規則な場合は月16日未満)</td> <td>7時間以上</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>5時間未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">月16日未満の就労で1日の就労時間が上記に満たない場合</td> <td>7時間以上</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">事業主</td> <td rowspan="6">月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)</td> <td>7時間以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>5時間未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>7時間以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">月16日未満就労 (不規則な場合は月16日未満)</td> <td>7時間以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">月16日未満の就労で1日の就労時間が上記に満たない場合</td> <td>7時間以上</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">就労者</td> <td rowspan="3">月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)</td> <td>7時間以上</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自営業</td> <td rowspan="3">月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)</td> <td>7時間以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		保護者の状況	就労状況		基準指数	就労状況	一日の就労時間		被雇用者	月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)	7時間以上	10	6時間以上	9	5時間以上	8	5時間未満	6	7時間以上	8	6時間以上	7	月20日未満就労 (不規則な場合は月16日以上)	5時間以上	6	5時間未満	4	月16日未満就労 (不規則な場合は月16日未満)	7時間以上	6	6時間以上	5	5時間未満	4	月16日未満の就労で1日の就労時間が上記に満たない場合	7時間以上	9	6時間以上	8	5時間以上	7	事業主	月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)	7時間以上	7	6時間以上	6	5時間以上	5	5時間未満	4	7時間以上	5	6時間以上	4	月16日未満就労 (不規則な場合は月16日未満)	7時間以上	5	6時間以上	4	月16日未満の就労で1日の就労時間が上記に満たない場合	7時間以上	8	6時間以上	7	5時間以上	6	就労者	月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)	7時間以上	8	6時間以上	7	5時間以上	6	自営業	月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)	7時間以上	7	6時間以上	6	5時間以上	5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="12">疾病・療養・障がい</td> <td rowspan="3">月20日未満16日以上就労 (不規則な場合は月16日以上)</td> <td>7時間以上</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6時間未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">月16日未満の就労の場合</td> <td>1か月以上の入院</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2週間を超え1か月未満の入院</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>常時伏臥や1か月以上の自宅での安静療養</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">療養</td> <td rowspan="3">慢性疾患等で1か月以上の自宅療養</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>8</td> </tr> <tr> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">障がい</td> <td rowspan="3">・身体障害者手帳1・2級 (聴覚障害3級を含む) ・療育手帳や精神障害者保健福祉手帳 ・上記事項と同等の障がいがある場合 ・上記以外の手帳を所持している場合 ・これらと同等の障がいがある場合</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>6</td> </tr> <tr> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">看護・介護 通院・施設通所</td> <td rowspan="3">要介護状態にある家族の介護又は疾病の家族に対する看護 週3日以上かつ1日4時間以上の通院・施設通所に係る付き添い 上記以外の看護・介護・通院・施設通所に係る付き添いの場合</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>6</td> </tr> <tr> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">災害等の復旧</td> <td>風水害、地震、火災等による家庭の災害の場合</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">就学</td> <td rowspan="2">学 生</td> <td>大学・短期大学・専修学校・職業訓練校在学中で月120時間以上居宅外で勉強しているもの (通債制は除く。)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>大学・短期大学・専修学校・職業訓練校在学中で月48時間以上120時間未満で居宅外にて勉強しているもの (通債制は除く。)</td> <td>4</td> </tr> </table>		疾病・療養・障がい	月20日未満16日以上就労 (不規則な場合は月16日以上)	7時間以上	6	6時間以上	5	6時間未満	4	月16日未満の就労の場合	1か月以上の入院	3	2週間を超え1か月未満の入院	10	常時伏臥や1か月以上の自宅での安静療養	8	療養	慢性疾患等で1か月以上の自宅療養	10	8	6	障がい	・身体障害者手帳1・2級 (聴覚障害3級を含む) ・療育手帳や精神障害者保健福祉手帳 ・上記事項と同等の障がいがある場合 ・上記以外の手帳を所持している場合 ・これらと同等の障がいがある場合	10	6	6	看護・介護 通院・施設通所	要介護状態にある家族の介護又は疾病の家族に対する看護 週3日以上かつ1日4時間以上の通院・施設通所に係る付き添い 上記以外の看護・介護・通院・施設通所に係る付き添いの場合	8	6	4	災害等の復旧	風水害、地震、火災等による家庭の災害の場合	10	就学	学 生	大学・短期大学・専修学校・職業訓練校在学中で月120時間以上居宅外で勉強しているもの (通債制は除く。)	6	大学・短期大学・専修学校・職業訓練校在学中で月48時間以上120時間未満で居宅外にて勉強しているもの (通債制は除く。)	4
保護者の状況	就労状況		基準指数																																																																																																																									
	就労状況	一日の就労時間																																																																																																																										
被雇用者	月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)	7時間以上	10																																																																																																																									
		6時間以上	9																																																																																																																									
		5時間以上	8																																																																																																																									
		5時間未満	6																																																																																																																									
		7時間以上	8																																																																																																																									
		6時間以上	7																																																																																																																									
	月20日未満就労 (不規則な場合は月16日以上)	5時間以上	6																																																																																																																									
		5時間未満	4																																																																																																																									
		月16日未満就労 (不規則な場合は月16日未満)	7時間以上	6																																																																																																																								
			6時間以上	5																																																																																																																								
			5時間未満	4																																																																																																																								
		月16日未満の就労で1日の就労時間が上記に満たない場合	7時間以上	9																																																																																																																								
6時間以上	8																																																																																																																											
5時間以上	7																																																																																																																											
事業主	月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)	7時間以上	7																																																																																																																									
		6時間以上	6																																																																																																																									
		5時間以上	5																																																																																																																									
		5時間未満	4																																																																																																																									
		7時間以上	5																																																																																																																									
		6時間以上	4																																																																																																																									
	月16日未満就労 (不規則な場合は月16日未満)	7時間以上	5																																																																																																																									
		6時間以上	4																																																																																																																									
		月16日未満の就労で1日の就労時間が上記に満たない場合	7時間以上	8																																																																																																																								
			6時間以上	7																																																																																																																								
			5時間以上	6																																																																																																																								
		就労者	月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)	7時間以上	8																																																																																																																							
6時間以上	7																																																																																																																											
5時間以上	6																																																																																																																											
自営業	月20日以上就労 (不規則な場合は月20日以上)	7時間以上	7																																																																																																																									
		6時間以上	6																																																																																																																									
		5時間以上	5																																																																																																																									
疾病・療養・障がい	月20日未満16日以上就労 (不規則な場合は月16日以上)	7時間以上	6																																																																																																																									
		6時間以上	5																																																																																																																									
		6時間未満	4																																																																																																																									
	月16日未満の就労の場合	1か月以上の入院	3																																																																																																																									
		2週間を超え1か月未満の入院	10																																																																																																																									
		常時伏臥や1か月以上の自宅での安静療養	8																																																																																																																									
	療養	慢性疾患等で1か月以上の自宅療養	10																																																																																																																									
			8																																																																																																																									
			6																																																																																																																									
	障がい	・身体障害者手帳1・2級 (聴覚障害3級を含む) ・療育手帳や精神障害者保健福祉手帳 ・上記事項と同等の障がいがある場合 ・上記以外の手帳を所持している場合 ・これらと同等の障がいがある場合	10																																																																																																																									
			6																																																																																																																									
			6																																																																																																																									
看護・介護 通院・施設通所	要介護状態にある家族の介護又は疾病の家族に対する看護 週3日以上かつ1日4時間以上の通院・施設通所に係る付き添い 上記以外の看護・介護・通院・施設通所に係る付き添いの場合	8																																																																																																																										
		6																																																																																																																										
		4																																																																																																																										
災害等の復旧	風水害、地震、火災等による家庭の災害の場合	10																																																																																																																										
就学	学 生	大学・短期大学・専修学校・職業訓練校在学中で月120時間以上居宅外で勉強しているもの (通債制は除く。)	6																																																																																																																									
		大学・短期大学・専修学校・職業訓練校在学中で月48時間以上120時間未満で居宅外にて勉強しているもの (通債制は除く。)	4																																																																																																																									
<p>【第3項目】同居親族の状況及び勤務終了時間</p> <p>※祖父母が2人いる場合は、2人分の合計数を平均した数値を指数とする</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>同居親族の状況</th> <th>細目</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">同居親族の状況</td> <td>65歳未満の祖父母等と同居している場合</td> <td>-3</td> </tr> <tr> <td>65歳以上の祖父母等と同居している場合</td> <td>-1</td> </tr> <tr> <td>祖父母等が介護などを必要としている場合</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">勤務終了時間</td> <td>65歳未満の祖父母等が就労をしていない場合</td> <td>-7</td> </tr> <tr> <td>勤務終了時間が14:59までの場合</td> <td>-6</td> </tr> <tr> <td>勤務終了時間が15:00~15:59までの場合</td> <td>-4</td> </tr> <tr> <td>勤務終了時間が16:00~16:59までの場合</td> <td>-2</td> </tr> <tr> <td>勤務終了時間が17:00以降の場合又は介護などが必要な状況</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		同居親族の状況	細目	指数	同居親族の状況	65歳未満の祖父母等と同居している場合	-3	65歳以上の祖父母等と同居している場合	-1	祖父母等が介護などを必要としている場合	0	勤務終了時間	65歳未満の祖父母等が就労をしていない場合	-7	勤務終了時間が14:59までの場合	-6	勤務終了時間が15:00~15:59までの場合	-4	勤務終了時間が16:00~16:59までの場合	-2	勤務終了時間が17:00以降の場合又は介護などが必要な状況	0																																																																																																						
同居親族の状況	細目	指数																																																																																																																										
同居親族の状況	65歳未満の祖父母等と同居している場合	-3																																																																																																																										
	65歳以上の祖父母等と同居している場合	-1																																																																																																																										
	祖父母等が介護などを必要としている場合	0																																																																																																																										
勤務終了時間	65歳未満の祖父母等が就労をしていない場合	-7																																																																																																																										
	勤務終了時間が14:59までの場合	-6																																																																																																																										
	勤務終了時間が15:00~15:59までの場合	-4																																																																																																																										
	勤務終了時間が16:00~16:59までの場合	-2																																																																																																																										
	勤務終了時間が17:00以降の場合又は介護などが必要な状況	0																																																																																																																										
<p>【第4項目】児童の家庭状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護受給世帯又は準要保護世帯</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>父子・母子家庭や単身赴任等でひとり親の場合</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		細目	指数	生活保護受給世帯又は準要保護世帯	1	父子・母子家庭や単身赴任等でひとり親の場合	6																																																																																																																					
細目	指数																																																																																																																											
生活保護受給世帯又は準要保護世帯	1																																																																																																																											
父子・母子家庭や単身赴任等でひとり親の場合	6																																																																																																																											
<p>【第5項目】児童の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>疾病</th> <th>細目</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">疾病</td> <td>疾病により特別な配慮が必要と判断される場合</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳または療育手帳を所持している児童、特別支援学級に在籍又は医師等により診断をされた児童 ※ただし、放課後等デイサービスの利用ができないと判断された児童に限る</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		疾病	細目	指数	疾病	疾病により特別な配慮が必要と判断される場合	1	身体障害者手帳または療育手帳を所持している児童、特別支援学級に在籍又は医師等により診断をされた児童 ※ただし、放課後等デイサービスの利用ができないと判断された児童に限る	1																																																																																																																			
疾病	細目	指数																																																																																																																										
疾病	疾病により特別な配慮が必要と判断される場合	1																																																																																																																										
	身体障害者手帳または療育手帳を所持している児童、特別支援学級に在籍又は医師等により診断をされた児童 ※ただし、放課後等デイサービスの利用ができないと判断された児童に限る	1																																																																																																																										
<p>＜入会を判断するための優先順位基準＞</p> <p>入会判定基準による判定指数が同点となった場合、下記に示す優先順位により入会判定を行うものとする。 ただし、小学1～3年生は、判定指数に関わらず下記に示す優先順位により優先的に入会決定を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>入会を希望する児童が小学1年生の場合</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>入会を希望する児童が小学2年生の場合</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>入会を希望する児童が小学3年生の場合</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>入会を希望する児童が小学4年生の場合</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>入会を希望する児童が小学5年生の場合</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>入会を希望する児童が小学6年生の場合</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>上記順位においても同様であった場合は抽選により決定</td> </tr> </tbody> </table>				優先順位	項 目	1	入会を希望する児童が小学1年生の場合	2	入会を希望する児童が小学2年生の場合	3	入会を希望する児童が小学3年生の場合	4	入会を希望する児童が小学4年生の場合	5	入会を希望する児童が小学5年生の場合	6	入会を希望する児童が小学6年生の場合	7	上記順位においても同様であった場合は抽選により決定																																																																																																									
優先順位	項 目																																																																																																																											
1	入会を希望する児童が小学1年生の場合																																																																																																																											
2	入会を希望する児童が小学2年生の場合																																																																																																																											
3	入会を希望する児童が小学3年生の場合																																																																																																																											
4	入会を希望する児童が小学4年生の場合																																																																																																																											
5	入会を希望する児童が小学5年生の場合																																																																																																																											
6	入会を希望する児童が小学6年生の場合																																																																																																																											
7	上記順位においても同様であった場合は抽選により決定																																																																																																																											

3. 放課後児童クラブを利用したい家庭が利用できるようにするための取組

1) 放課後児童クラブの量の整備について

- 市内の児童数全体としては減少傾向にあるが、吉田小学校区では近年アパートの建設が進んでおり人口の増加が見込まれているため、新たな放課後児童クラブの開設に至った。新設した放課後児童クラブは小学校外にテナントを借りて設置しており、実施場所の確保は所管課で行った。公立民営であり、クラブの運営だけを民間事業者に委託している状況である。

- 現在、小学校内で実施している放課後児童クラブは7施設であるが、全ての放課後児童クラブを小学校内で実施することは難しいところである。小学校内に設置することで保護者としては安心であるが、放課後児童クラブ用に電子レンジ等の家電や必要備品を小学校内に新たに設置することで、学校全体の電力不足になることもある。また、小学校としては、第三者である運営団体が校内に入ることに對しても難色を示している。そのため、今後市として新たに小学校内への設置を進めていく予定はなく、クラブを新規で設置することも考えていないところである。
- 放課後児童クラブの担い手確保に関しては、委託先の各運営団体がハローワーク等を通じて募集しているが、人手不足の声も聞かれているところである。島根県が放課後児童支援員等確保対策として実施している人材派遣事業（人材派遣会社等と連携し、不足している保育士や放課後児童支援員等の人材派遣を行う）に契約することで同市に人材を派遣する事業もあるが、放課後児童クラブの職員の場合、性格や専門スキル等を慎重に判断し運営団体自身が雇用する必要があるため、この事業の活用も難しい面がある。市としては、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を用いて市内17か所すべてのクラブで職員の賃上げを行っている状況である。

2) 他の空きがある放課後児童クラブへの利用案内、利用調整等について

- 待機児童となった家庭に対しては、利用判断基準の点数順に入所順位を決定し（同点の場合は抽選を実施）、順位の高い家庭から順に案内を行っている。ただし、そもそも居住校区内の放課後児童クラブにしか入所できないため、待機児童になった場合でも、市からは同じ校区のクラブに関する利用案内しか行っていない。
- 今年度、吉田小学校区に関しては、校区内で待機児童となった全家庭に対して新設された放課後児童クラブへの入所案内を行い、そのうち入所を希望したのが8名であった。吉田小学校区内にある他の放課後児童クラブとは異なり、小学校外で実施しているクラブであるため、想定よりも入所希望者は少なかった。
- 待機児童家庭に対しては、1～2か月ごとに入会意思の有無について確認を行い、適宜待機児童リストの更新を行っている。その際に、現状子どもが家で問題なく過ごすことができている場合や（放課後児童クラブ以外の）民間事業者による小学生の預かり等サービス、習い事に通っていることなどを理由に、入所希望の取下げを行う家庭もある。

3) その他、できるだけ多くの子どもが放課後児童クラブを利用できるようにするための取組 （放課後児童クラブの弾力運用）

- 日々の放課後児童クラブ利用者数は登録者数の8割未満であることが多いため、市内7か所（令和4年4月1日時点）の放課後児童クラブでは、昨年度より定員の2割程度多く受け入れる弾力運用も実施している。毎月各クラブから市に対して出席状況を提出してもらっているため、利用者数が少ないクラブに対して、定員を超えた受入れに対応できるか否かを市から確認の上、可能な場合は弾力運用を行っている。
- また、現状通年利用しか受け付けていないため、夏休みを過ぎるとさらに利用者数が減少する。そのため弾力運用のみならず、夏休み期間中のみ開設するクラブの設置も有効策とは考えているが、夏休み期間のみ使用できる場所を市が確保するのは難しい状況である。

（放課後児童クラブの利用ニーズ調査）

- 令和2年4月に開設した吉田地区の放課後児童クラブの新施設建設にあたりニーズ把握を行うため、小学生の子どもを持つ保護者2,400名を対象に、平成30年にアンケートを実施した。保護者の就労状況や子どもの放課後の時間の過ごし方等について把握する目的で実施したものであり、この調査結果は新規放課後児童クラブ設置にあたっての予算確保等に役立てた。
- 調査の結果、放課後の過ごし方について、低学年児童は自宅と放課後児童クラブが4割ずつ、高学年児童は7割以上が自宅で過ごしている結果となった。そのため、放課後児童クラブの周知に向け、就学時健診において放課後児童クラブに関する周知活動も行っており、放課後児童

クラブで多様な仲間と様々な体験をして過ごす意義について説明を行っているところである。

4. 放課後児童クラブ以外の放課後の子どもの居場所

1) 保育施設等、乳幼児を対象とした施設での預かり事業について

- 島根県事業「しまねすくすく子育て支援事業」（国庫補助の対象とならない小規模な保育や、既存制度では対応できない子育て家庭のニーズに対する市町村の取組を、県からの交付金により支援する事業）を活用し、市内にある保育施設等、乳幼児を対象とした施設全 33 施設のうち 19 施設で低学年の預かり事業を行っている。しかし、保育施設等からは県からの補助金支給額が 30 万円と少なく事業継続が難しいとの声も聞かれているため、令和 4 年 4 月からは国の「小規模多機能・放課後児童支援事業」を活用し、4 か所の保育施設等、乳幼児を対象とした施設で低学年の預かり事業を開始した。島根県事業で実施している保育施設等については、別途運用補助として、市から 100 万円程度の補助を行っている。
- 放課後児童クラブの待機児童となった家庭に対して、市から保育施設等、乳幼児を対象とした施設での預かり事業に関する案内を行っている。しかし、保育施設等は民立民営であるため、利用申込以降は市では関与しておらず、保育施設等に直接問い合わせられている。
- 受入れ方法は施設によって様々であるが、放課後児童クラブ専用の部屋を設けているところもあれば、年長の子どもと一緒に部屋で過ごさせる場合もある。
- 今後はこの保育施設等、乳幼児を対象とした施設での預かり事業を拡大していきたいと考えており、ゆくゆくは幼稚園でも実施できる可能性があると考えている。現在、休日のみや夏休みのみ利用者が多いため、平日の利用も今後延ばしていきたいと考えているところである。
- 保育施設等、乳幼児を対象とした施設で預かり事業を実施することのメリットは、元々保育事業を実施していることと、既存の施設・設備を利用できることである。また、放課後児童クラブとは異なり職員は放課後児童支援員の資格が不要であるため、実施に踏み切りやすく、比較的多くの保育施設等で採用されている。

2) 放課後子供教室について

- 放課後子供教室については、放課後児童クラブと同一小学校内で実施しているものもあるが部屋は別であり、一体的な運営は行っていない。放課後子供教室のスタッフは高齢者がボランティアで担っている。しかし、益田市では、放課後児童クラブはクラブに子どもを預けられることによる「保護者の就労支援」、放課後子供教室は子どもへの「社会教育」を事業目的として実施しているため、両事業のスタッフ間で子どもへの接し方等が異なる点で、一体型を押し進めていくことには難しさも感じている。

以上

3. 東京都足立区

1. 放課後児童健全育成事業の実施状況

(放課後児童健全育成事業の実施状況について)

- 区内には 109 か所（支援単位は 123 室）の児童クラブが整備されており、内訳は公立公営（直営）が 5 か所、公立民営（指定管理）が 16 か所、住区センター（コミュニティセンター）が 69 か所、私立民営（民設）が 19 か所となっている。
- 公立民営の放課後児童クラブ運営団体は、社会福祉協議会や株式会社、住区センターは管理運営委員会（地域住民から構成）へ同区が委託し運営している。これは同区の学童方針の基本として、地域の子どもは地域で育てるというベースがあるからである。
- 区の考え方として放課後児童支援員を支援単位（各室）ごとに 3 人以上となるよう配置基準を示し、その基準を満たす職員配置となるように放課後児童支援員の資格取得に係る研修の受講を促している。
- 放課後児童クラブには、4,998 人程度の子どもが登録している。区内の全児童数が 30,000 人程度のため、おおよそ 6 人に一人程度が放課後児童クラブに登録している状況である。
- 各放課後児童クラブの開設時間は全クラブ共通して標準時間は 9 時～17 時まで。延長時間は 8 時 30 分～9 時及び 17 時～18 時まで（公立、私立問わず共通）。8 時 30 分以前及び 18 時以降の特別延長は一部クラブで実施、私立民営のクラブについては特別延長の実施有無や延長料金についても各クラブによって異なる。
- 就労時間が長く、特別延長の実施有無によって入所する放課後児童クラブを選択するという家庭は直接聞いたことは無いが、可能性としてはあり得る。

2. 放課後児童クラブの待機児童の状況及び利用手続き

(待機児童数と待機児童の考え方について)

- 区内の待機児童数は、令和 3 年 5 月 1 日時点で 154 人、令和 4 年 5 月 1 日時点では 244 人（1 年：38 人、2 年：39 人、3 年：80 人、4 年：61 人、5 年：19 人、6 年：7 人）であった。
- 申込児童数は令和 3 年度 4 月申込が 5,235 人（1 年：1,844 人、2 年：1,616 人、3 年：1,123 人、4 年：463 人、5 年：150 人、6 年：39 人）、令和 4 年度 4 月申込が 5,510 人（1 年：1,946 人、2 年：1,742 人、3 年：1,123 人、4 年：498 人、5 年：143 人、6 年：58 人）
- 令和 3 年度はコロナ禍の影響もあり申込が減っていたが、在宅勤務が解除となる等の理由で令和 4 年度は申込が増加した。
- 夏休み明けで退所人数が増える傾向があり、空きが出た場合に待機リスト順に電話でご連絡している。
- 放課後の居場所が無い子ども（どこにも所属していない子ども）を待機児童としてカウントする考えである。放課後児童クラブに申し込んで入れなかった場合でも、児童館で実施している「ランドセルで児童館」を利用している子どもは待機児童から除いている。（放課後児童クラブに申し込み、かつ「ランドセルで児童館」³⁸を利用していない子どもは待機児童としてカウントしている）放課後子供教室についても、運営主体が異なり、曜日で学年を制限している等、同じ子どもを対象にしているわけではなく、学校によってもスタイルが様々であることから待機児童のままカウントしている。
- 待機児童となった場合、所管課から空きのある近隣の放課後児童クラブに案内をするが、子ども一人でクラブに通う性質上、入れなかったクラブと距離的に近いクラブをご案内している。

(入所手続きや利用判断基準)

- 公立公営、公立民営、住区センターにおける放課後児童クラブの申込受付および入所審査は区で実施、私立民営のみが申込受付、及び区の利用判断基準に基づいた利用決定を各運営母体で

³⁸ 同区における「ランドセル来館事業」と同様の機能を果たす事業の名称

実施している。

- 毎月1度、私立民営の施設には入所人数や待機人数の状況について報告を求めている。

3. 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組

(33 地区別需要予測)

- 同区では、区内の地域別の放課後児童クラブ需要を把握するため、区内を7地区に分けて放課後児童クラブの需要予測を毎年度行っている。需要予測にあたっては、利用者を対象とした新規のアンケート調査等は実施しておらず、区内の他部署が所管する保育施設の入所状況やマンション開発状況、学齢人口等の数字を集め、同区が毎年度作成している。
- 令和元年度以降は、この需要を詳細に把握するため、7地区から33地区にさらに細分化し需要予測を行っている。地区の細分化により、よりピンポイントな待機児童対策が可能になったと考えている。
- 33地区別の需要予測を行うにあたって特に苦勞する点は、前述の通り保育施設の入所状況やマンション開発状況、学齢人口等の様々な指標を比較検討しながら予測を立てる必要があることや、利用者の利用ニーズまでは把握できていないため、毎年の放課後児童クラブの実際の利用申請数によって、クラブを整備すべき地区が前年度から変わる可能性がある点である。そのほか、人口流入の結果、今は保育園の需要が高いが、数年後には放課後児童クラブの需要が高くなるというケースも考えられるため、そういった点が需要予測の難しいところである。
- こうして行った需要予測に基づき、放課後児童クラブが不足していると判断された地域には、重点的に私立民営の放課後児童クラブを誘致するなどして量の整備に努めている。

(定員の弾力運用)

- 平均利用率を勘案し、例えば定員（登録者）が5人であってもそのうち半数が週3日程度しか利用しない場合は、5人を超えて受け入れることも行っている。
- 多くの放課後児童クラブでは、日々概ね定員（登録者）の8割程度の子どもが利用している状況である。

(夏休み等の長期休業期間のみ開所する放課後児童クラブの設置)

- 夏休みのみの放課後児童クラブは設置していない。定員いっぱいを受け入れている施設についてはそれ以上受け入れることはできないし、保育とは異なり、子どもが一人で放課後児童クラブに来なければならないということを考えると、そうした子どもの生活圏の中で夏休みだけ預かってほしいという需要がどれほどあるか、測りかねるところ。
- 夏休みのみの放課後児童クラブの利用希望の多い地区は、放課後児童クラブもほぼ定員いっぱいであることが予想されるため、夏休みのみの放課後児童クラブもどうあるべきかを考えていく必要があると認識している。
- 夏休みのみ利用希望者には児童館の一般利用を案内している。

(放課後児童クラブの量の整備について)

- 足立区学童保育設置促進補助事業設置費（開所準備に必要な経費含む）（最大12,600千円補助12,600千円を超えた部分については7,400千円を上限に区が1/2負担）を整備し、私立民営の放課後児童クラブの誘致を積極的に図っている。
- 33地区別需要予測で特に放課後児童クラブが足りていないと判断された、千住地区および加平地区を中心に順次整備していく予定である。

(人の確保について)

- 放課後児童支援員の資格を元々保有している方は少なく、保育士資格の保有者が放課後児童クラブで働きながら放課後児童支援員の資格を取る場合が多い。公立のクラブでは、会計年度任用職員を採用している。
- しかし、民営のクラブでは放課後児童クラブ開設にあたり職員が集められず、指定管理者として放課後児童クラブの開設に応募できない企業もあると聞いている。
- 一方、令和4年2月より、放課後児童支援員も処遇改善補助金の対象となったため、ほとんど

の放課後児童クラブで活用もされている。

(放課後児童クラブにおける質の標準化について)

- 令和4年度より自治体内の保育職の係長チームにより、区内の放課後児童クラブの实地調査を開始した。实地調査に基づき各放課後児童クラブの改善項目を洗い出し、質の標準化につなげる取組を始めたところである。

(小学校との調整について)

- 同区では福祉部局ではなく、地域振興部にあたる「地域のちから推進部」が放課後児童クラブを所管し、教育委員会との調整にあたっている。こうした点にも「地域の子どもを地域で育てる」という同区の考え方が反映されていると考えている。
- 小学校内の放課後児童クラブの設置が進まない理由として、余裕教室が無いこと、地域の協力を得る必要があること、古い校舎では放課後児童クラブの設備基準に合わないこと（二方向避難の確保ができない等）の3点が挙げられる。そのため、現状の校舎のままで小学校内のクラブを増やすことは難しく、古い校舎を建て替えるタイミングで放課後児童クラブの設置の検討をすることが多い。

**4. 放課後児童クラブに通う子どもが安全・安心に放課後の時間を過ごせるよう実施していること
(緊急避難計画について)**

- 同区では「学童保育マニュアル-危機管理編-」を作成しており、「30分ルール」に基づき、事故発生後30分以内に住区推進課から区長等へ第一報を入れる体制を組んでいる。

以上

4. 兵庫県伊丹市

1. 放課後児童健全育成事業の実施状況

1) 放課後児童健全育成事業の実施状況について

- 同市では、平成8年以降、全小学校区（17校区）に放課後児童クラブ（同市における放課後児童クラブの呼称。以下、同呼称で表記）が設置された。現在の放課後児童クラブ数は17（支援の単位数は38）で、全て公立公営である。
- 設置場所は、余裕教室を利用するものが最も多く、そのほか学校敷地内の専用施設で実施するもの（4か所）、学校に隣接する元幼稚園の校舎（公有地専用施設）を活用するもの（1か所）がある。
- 所管は、教育委員会のこども未来部である。以前は福祉部局の所管であったが、教育委員会へ移行した。

2. 放課後児童クラブの待機児童の状況及び利用手続き

1) 待機児童数と待機児童の考え方について

- 待機児童は後述する弾力運用の甲斐もあり、しばらくゼロで推移している。なお、待機児童の考え方は、国の調査（放課後児童健全育成事業の実施状況）が示す考え方と同様である。

2) 申込・登録状況、利用希望日数等の把握について

- 同市の放課後児童クラブはすべて公立公営のため、申込状況や登録状況等の利用手続きの状況は、すべて所管課が把握している。令和4年度は、利用定員数1,485人に対し、令和4年5月1日時点の登録児童数が1,737人であった。
- 年度内の登録児童数推移をみると、令和4年10月1日時点の登録児童数1,538人と、年度内で徐々に登録児童数が減少している。これは、子どもが月齢を経る中で「自宅で一人で過ごすことができる」と判断したり、「放課後は自由に遊びたい」と希望したりし、放課後児童クラブを退所するためである。
- ただし、長期休業期間中の7～8月は、登録児童数が増加する。普段は放課後児童クラブを希望しないものの、夏休みは利用したいと考える家庭が多いためである。同市は待機児童がいないため、夏休みのみ利用したいなら7～8月だけ登録すれば良い（保険的に4月から登録しておく必要はない）。令和4年度実績でいうと、7～8月の登録者数は約1,800人であった。増加しているのは、主に低学年児童である。

3. 放課後児童クラブを利用したい家庭が利用できるようにするための取組

（利用希望日数に基づく受入れ決定）

- 上述のとおり、利用定員数よりも登録児童数の方が300人程度多い。これは、申込者の利用希望日数に基づいて受入れ児童数を調整しているためである。
- 同市の放課後児童クラブは、保護者が家庭にいない日（就労日等）のみ利用可能としている。そのため、毎日放課後児童クラブを利用しない家庭は多い。登録申込時にどの曜日に利用するかを聴取した上で、登録児童数を決定する。各登録児童が何曜日に利用するかは、データ化している。なお、実際の利用児童数も、毎日把握している。
- ロッカーやランドセル置き場等は、もともと定員を超えて確保しているが、不足した場合は手作りする、新たに購入するなどして対応している。

（個別事情に応じた受入れ対応）

- 上述のとおり、同市の放課後児童クラブは「保護者が家庭にいない日（就労日等）のみの利用」を基本としているが、きょうだいの参観日等の学校行事がある日は、就労日等以外であっても利用できる。利用児童が多い場合には補助員を追加配置し対応する（職員配置については後述）が、学校行事の多くは学年別・クラス別に行われるため、当該日に利用児童が集中する状況は

生じていないとの認識である。

- また、年度内で保護者の就労日等に変更があった場合も、あらかじめ申請があれば利用日数を変更することは基本的に可能である（ただし、既に定員数ギリギリまで受け入れている場合など、変更が難しい可能性もある）。
- 保護者に対しては、利用申込前から「就労日等のみ利用可」と明言しているため、保護者や児童から「就労日等以外も利用したい」という要望は、ほとんど聞かれない。

（放課後児童クラブの運営を支える専任職員の配置）

- 同市では、放課後児童クラブの運営や放課後児童支援員等の業務をバックアップする専任職員2人を配置している。同職員は元小学校長であり、小学生の子どもや保護者対応の知見が豊富なプロフェッショナルであるため、支援員等の気持ちに寄り添いながら実践的なアドバイスを行うことができる。喧嘩が絶えない児童クラブがあれば現場に行って状況を窺うなど、各放課後児童クラブを巡回し、現場の支援員等の相談に乗ったり、課題が生じた際の解決に動いたりすることで、運営を支えている。
- 定員数よりも登録児童数が多いため、放課後児童支援員等が対応する児童の絶対数が増加している。これにより現場に負担が生じる状況もみられるが、その場合にも同職員が現場の声を聞き対応する。

（活動場所確保等に係る小学校との調整）

- 小学校は放課後児童クラブの運営に協力的である。少子化の影響で以前より児童数自体が減少していることから、児童数が比較的多い小学校であっても余裕教室を確保することができる。
- 上述の元小学校長職員がいることで、小学校との連絡・調整もスムーズである。また、放課後児童クラブ所管が教育委員会であるため、たとえば学校で工事があるなどの場合にはすぐ放課後児童クラブ側に情報が届くなど、良好な関係性を築けている。

（放課後児童支援員等の採用・配置）

- 現在、市内全体で約90名の放課後児童支援員等を雇用しており、基準どおり児童約40人に対して2人を配置している。
- 常勤職員である放課後児童支援員の追加採用は行っている。非常勤の補助員も募集・採用している。補助員は、勤務場所を固定せず通勤可能な範囲で色々な放課後児童クラブに行っていた。また、利用児童数が増える夏休み等の長期休業期間中は、学生アルバイトも活用している。
- 他自治体と同様に放課後児童支援員、補助員の採用には苦慮しており、ハローワークの利用やポスター作成等の採用活動により、ようやく確保できている状況であるが、人材確保には課題が残る。

4. その他、子どもが安全・安心に放課後の時間を過ごせるようにするための取組

- 保護者の就労日が週3日以下等、放課後児童クラブの利用要件に満たない家庭が利用できるものとして考えられるのは、児童館及び育児ファミリー・サポート・センターである。市内には3つの児童館がある。
- 企業やNPOが独自で運営する学童保育施設等の数は把握していない。また、放課後子供教室は実施していない。

5. 待機児童対策の効果と課題について

- 登録児童の利用率は（毎日利用を100%とした場合）平均で7割程度のため、利用希望日数に応じて登録児童数を調整していくと、定員枠内に収まっている。

以上

5. 埼玉県熊谷市

1. 放課後児童クラブの実施状況及び待機児童の状況

1) 放課後児童健全育成事業の実施状況

- 公立公営が 51 か所、公立民営が 1 か所、私立民営が 7 か所。
- 登録人数は、令和 4 年 5 月 1 日時点で 2,430 人、10 月時点では 2,324 人と減少しているものの、学年別にみると 4 年生では 17 人、5 年生では 5 人増加している。基本的には 1 年生の方が点数が高いため入所しやすいが、年度途中の低学年の登録人数減少に伴い空きが生じ、それまで待機児童となっていた高学年児童が入所できるようになった。
- すべての運営形態において、申込受付は希望者が各放課後児童クラブに直接申込をする形式で行っているが、公立公営・公立民営の入所審査は所管課において行っている。各クラブへ申込を行う際には、書面の他、ヒアリングを通じて保護者の様子や子どもの状況等を細かく把握している。各クラブで集計された申込データをもとに、各校区のクラブの主任と市の職員 4 人（多い時は 9 人体制）で一緒に審査を行っている。
- 日々の利用・登録状況は各クラブで管理しているが、私立民営についても、毎月の利用状況を所管課に対して月報にて報告することになっているため、それにより申込人数や利用人数等を把握している。日々の利用児童数を見ると、運営形態に関係なく定員の最大数で利用していることは少なく、おおよそ登録児童の 1～2 割が欠席している。

2) 放課後児童クラブにおける待機児童の発生状況

（待機児童の発生状況及び特徴）

- 公立公営について、令和 3 年度は 4 月の登録者数 2,075 人に対し待機児童数 139 人、11 月では登録者数 1,916 人に対し待機児童数 90 人となっている。
- 待機児童となっている家庭の特徴として最も多いのは、高学年児童である。公立公営、公立民営の放課後児童クラブについては、学年や加配の要否、保護者の勤務時間や勤務日数等に応じて細かく点数を付け、点数が上位の者から入所させている。このとき、学年別の点数配分が最も大きいため、低学年の方が入所しやすい結果となっている。
- そのほか、利用希望日数や保護者の就労日数・時間等が少ないため点数が低く、待機児童になってしまう家庭も多く存在する。保護者が在宅勤務の場合についても、点数は低くなるものの受入れは行っている。
- 一方、私立民営については定員に空きがある場合も多いため、ほぼ審査なく受け入れている状況である。奈良地域と久下地域に関しては、隣接しているため 2 地域で重複して申し込んでいるケースがある。その際は所管課の担当職員と該当の学童クラブ³⁹の職員間で協議し、各クラブの登録児童数の状況に応じた利用調整を行っている。
- 同一校区内に他に入所可能なクラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブへの入所を希望するために、入所していない児童も待機児童としてカウントしている。

（待機児童数の推移）

- 平成 27 年度に利用対象学年が従来の 1～3 年生から 1～6 年生に拡大されたため、そのタイミングで利用を希望する高学年児童が増加した結果、平成 28 年度は約 170 人の待機児童が生じていた。その後、量の整備を行った結果、平成 30 年には 49 人まで減少したものの、利用希望者数の増加とともに再び年々待機児童数は増えている状況である。
- 近年は特に高学年になっても退所せずに利用を継続する児童が増えているため、令和 4 年度は待機児童数 131 人と量の整備前の状態に戻ってきている。

³⁹ 当市における私立民営の放課後児童クラブの呼称に基づく。

(年度内の待機児童数の減少について)

- 令和4年5月1日時点では待機児童数が116人であった一方、10月1日時点では60人まで減少している。年度内の待機児童減少理由は、主に登録児童の退所と待機児童となった家庭からの申込取下げである。放課後児童クラブの需要が最も高い時期は夏休みであるため、夏休みが終了すれば退所する児童が多い。また、夏休み終了時点で待機児童となっている家庭に対しては所管課がヒアリングを実施し、今後も待機する意向があるかを確認のうえ、意向が無い場合は申込取下げとしている。

3) 待機児童となった家庭に対するフォロー

- 申込書に入所を希望するクラブを記載してもらっているため、そこに空きが出た場合には、入所審査の点数が高い順に案内している。同一校区内に空きが出た場合でも、申込書に記載した希望クラブでなかった場合は案内していない。
- また、入所可能なクラブの案内の一環として、所管課から私立民営のクラブも提案している。しかし、民営は利用料が高額なことと、同市の場合ほとんどの公立公営のクラブが学校内の空き教室もしくは学校に隣接して設置されているため、通う際の安全面を考慮して公立公営を希望する保護者の方が多い。私立民営の放課後児童クラブはある程度特色を打ち出しているため、初めから各クラブの特色を求めて入所する家庭が多く、また私立民営のほうが募集時期も早いいため、申込時期が合わず私立民営に入れなかったため公立公営に申し込むパターンも多い。

2. 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようなするための取組

1) 放課後児童クラブの数(支援の単位)の整備

(公立公営の放課後児童クラブにおける量の整備方法)

- 量の整備にあたっては、待機児童数が多く、近いうちにクラブ数を拡充しなければならない校区をリストアップする。その上で、教育委員会が保管する市内すべての学校の図面を参照しながら、空き教室を利用できないか、教育委員会に打診している。
- 教育委員会と福祉部局との連携は難しい部分が多いが、埼玉県の場合、県の教育長のもとに県の福祉部長が訪問して協力要請をおこなったり、県の教育委員会が各市町村の教育長を招集する会議で協力要請をしたりといった対応で協力体制を構築している。
- 特に、同市は前市長が放課後児童クラブの量的整備を公約に掲げていたこともあり、市全体として重要課題と認識していたため、県内で最も教育委員会が協力的だったのではないかと推察している。

(余裕教室の返還と同時に支援単位を増やす施策)

- これまでは1年間に5支援単位整備が進んだ時期もあり、学校も非常に協力的だったためハイペースで整備を進めていたが、学校の統合や、駅近辺に居住する家庭が増えたことにより、周辺の学校の児童数が想定以上に増加した。
- 特に別府地域では、放課後児童クラブ用の空き教室どころか学校が利用する教室が不足する事態になった。そこで放課後児童クラブと学校の双方に利益が出るよう、空き教室を1つ返還する(1支援単位減らす)代わりに校庭等の建物外に2支援単位を新たに建設中であり、令和5年度に完成予定である。現在別府地域の待機児童は14人であるが、こうして支援の単位を増やすことにより待機児童が減少する見込みである。

(令和8年開設の複合施設)

- 放課後児童クラブのほか、子育て施設や保健施設、母子健康センター、休日夜間診療所、児童館をまとめた施設が令和8年に開設予定である。隣接する小学校は非常に児童数が多く、空き教室の不足や送迎用駐車場の需要が高いことから、校内のクラブを学外へ移設することで問題の解消を試みている。

- 同施設では、現在学校敷地内にある放課後児童クラブ（2支援単位）と老朽化しているクラブ（1支援単位）の3支援単位をまとめて新施設に移設し整備する予定である。その際、たとえば定員を35人から40人に増やすなど若干の変更は行うが、支援単位を増やすなどの大幅な変更は、交付金の関係もあり予定していない。

（放課後児童支援員等、放課後児童クラブに関わる人材の確保について）

- 利用対象の学年の拡大によって、およそ1.45倍に利用需要が増加していることにより、放課後児童支援員の確保も大きな課題となっている。
- 放課後児童クラブは放課後児童支援員の有資格者の配置を前提としているため、資格がなければあくまで補助員として短期間しか雇用できない。そのため同市では、昨年より資格を取得して支援員になることを前提とした、月給職の嘱託職員の雇用を開始した。ただし、補助員として働く人は扶養の範囲内で働きたい人も多いため、月給職の場合は週29時間の勤務、時間給の場合は週25時間の勤務を条件として雇用することで、従事経験のある補助員を増やそうと工夫している。
- また、退職する学校教員を教育委員会経由で紹介してもらい、放課後児童支援員として雇用する取組も実施している。以前は毎年8名程度紹介してもらっていたが、学校の教員不足等により最近では減少しており、令和5年度は1名のみ配置される予定である。
- その他、以前は市報で求人募集を行っていたが応募が少なかったため、新たに民間の求人広告の利用や、民間の派遣会社を利用するなどして、雇用の可能性を広げている。派遣従事者は特に人員が不足しているクラブに1年契約で配置する形を取っている。

2) 夏休み等の長期休業期間中の利用ニーズに応える取組

（夏休みのみの利用申込）

- 放課後児童クラブの需要が最も高い時期は夏休みであるが、普段クラブを利用しているものの夏休みは利用しない児童も一定数存在するため、通年の申込が終了した5～6月頃から放課後児童クラブを利用している家庭に対して調査を行い、夏休みの利用希望有無を把握している。
- 上記調査結果に基づき、空いた枠に対して夏休みのみの利用申込も受け付けている。しかし、夏休みのみの申込はその時に空いた人数分のみ受け付けることとしているため、より入所できる可能性が高い年度当初から申し込んでおき、夏休み期間までに入所できなければ申込を取り下げるといったケースが生じている。

（夏休み等の長期休業期間のみ開設するクラブ）

- 熊谷南小学校では、夏休み等の長期休業期間のみ1支援単位増やして開設している。通年の放課後児童クラブ2支援単位に加え、夏休み限定で教室を1つ追加で借りて実施することで、夏休みのみ支援の単位が3つになっている。
- 開設した経緯として、毎年の待機児童数が非常に多い校区であるものの、小学校自体が小規模で、通年開所のクラブの整備が難しかったことが挙げられる。夏休み期間中は需要が最も高い上に、その間は教室も空いているため、夏休み限定で支援の単位を増やして児童を預かることとした。
- この取組により、保護者も夏休みになれば上記クラブに入所できる可能性が高いことを知っているため、年度当初の申し込みを控えることになり、当該校区の待機児童数は減少した。
- 一方、夏休みだけ支援の単位を増やす場合は期間限定の放課後児童支援員を増員しなければならず、その期間だけ勤務できる人員の手配が難しい。そのため、夏休みのみ開設するクラブに対応する人員も想定し、通年勤務の支援員として必要数よりも若干多く雇用する必要がある、運営費が高くなってしまいう点が難しい点である。

3) 定員を超えた受入れ

- 公立公営・公立民営において、以前は定員の2割増しほどで受け入れていた。日誌により日々の各クラブの出席状況は把握しているため、各クラブの実際の利用割合を考慮した上で、可能な場合は定員を超過した受入れを行っていた。利用状況は地域や学年によっても異なり、たとえば16時に来て16時半に帰宅する児童がいる場合には、少し多めに受け入れるといった調整である。
- なお、ロッカーや下駄箱等は最初から定員数より多く設置しており、定員数を超過して受入れを行ってもなお、児童1人あたり1.65平米の面積基準は確保できるようにしている。
- コロナ禍により放課後児童クラブを必要としない家庭も増えたことから、令和3～4年は定員ちょうどで受け入れている。結果、コロナ禍以前より待機児童数は増えているが、そもそもの申込者数が減った時期があったことや、保護者の働き方が変化していることから、待機児童の増減については一概には言えない。しかし、少しずつ保護者の意識としても以前に戻りつつあることから、令和5年度からは待機児童数が多い地域については定員より多く受け入れるなど、柔軟に対応するよう工夫しなければならないと考えている。

3. 放課後児童クラブ以外の放課後児童施策

(待機児童となった家庭への情報提供)

- 待機児童となった家庭に対しては、他の利用可能な放課後児童クラブの利用案内だけでなく、ファミリー・サポート・センターの案内も適宜行っているが、マッチングが難しい上、提供会員は高齢者が多い傾向にあるため、積極的な利用推進は難しい。

(放課後子供教室の活用)

- 元々学校開放の流れを汲む放課後子供教室は、放課後児童クラブとは実施目的が異なる。同市では、放課後子供教室は毎日ではなく月1回や週1回の頻度で実施しているため、現状では毎日開所している放課後児童クラブの受け皿とはならない。また、放課後子供教室は地元のボランティアが主体となり実施しているため、放課後児童クラブのように毎日実施することは難しい。放課後児童健全育成事業には有資格者の配置等の厳格な基準が存在している一方、放課後子供教室には定員や基準がないため、そのあたりも様相が異なる点である。
- 同市ではいずれも運営主体が異なっており、連携型としてのみ実施している状況である。

4. 放課後児童クラブの待機児童対策に関する課題

(量の整備及び小学校内等の実施場所の確保)

- 放課後児童クラブの量の整備を進めていく中で、待機児童数は減少してきている一方、市内の全児童に占める放課後児童クラブの利用率は上昇している。同市は学校数が多いため、市内における地域差も顕著であり、待機児童が発生しているクラブとそうでないクラブの差が大きくなっている。そうした状況の中で量の整備をどう進めるかが今後の大きな課題である。さらに、利用対象学年の拡大により全学年が一緒のクラブで過ごすようになったことで、児童の成長に伴い生じる人間関係や性的な問題等も、今後課題として挙がってくるのではないかと考えている。
- 英語教室や35人学級など学校事情の変化によって教室需要が高まり、余裕教室の確保も難しくなっている。また、放課後に教室が空いているからといえど学校には学校のルールがあるため、放課後児童クラブとして簡単に使えるとは限らない。その場合、現在は特別教室や普段使わない教室を借りて対応しているが、同市の場合7～8割の放課後児童クラブが学校内の余裕教室を使用して運営しているため、これ以上増やす場合は独立の専用施設を建設しなければならないだろう。

(建設・解体・送迎支援等にかかる費用)

- 放課後児童クラブの整備にあたっては、資材の高騰等により子ども・子育て支援施設整備交付

金の基準額を超過しているため、超過分は市の持ち出しで補うなど、財政面も課題となっている。学校内の余裕教室を改造して放課後児童クラブを設置する場合はエアコンの整備費等、800万程度の予算で済むため、これまでこの方法で整備を進めてくることができた。一方、校庭内に放課後児童クラブの専用施設を建設するには概ね6,000万の予算が必要であるものの、そのうち約半数は市の持ち出しとなってしまうため、整備が遅れてしまう点が課題である。

- また、今後少子化により放課後児童クラブの必要性も減少し、不要になった場合には解体費も必要となってくる。その点も考慮すると、放課後児童クラブとして独立した建物を今建設すべきか悩ましい点でもある。
- 同市では公立公営の2か所（来年統合するため1か所になる）、私立民営の2か所において運転手1名、補助スタッフ1名という2名体制で送迎支援も実施している。私立民営の2か所については学校法人と社会福祉法人が運営しており、専用車を利用して実施している。しかし、送迎時の安全確保のため多くの資材や人員を配置しなければならず、交付金における送迎費に関する加算が、現場の送迎費用と比べて低いことも課題である。

（放課後児童クラブの質の担保・利用者ニーズへの対応）

- 放課後児童支援員の質の標準化及び向上のため、県の研修に参加したり、県で訪問事業を行う際に現場の相談に乗ったり、他自治体の事例紹介を行うなどして対策をとっているものの、運営形態に関係なく、各クラブの質にはどうしても差が出てしまう点は課題として認識している。
- 同市では全て小学校内に放課後児童クラブを開設しているため、授業終了後そのまま利用できる利便性があり、教員が様子を見に来る場合があること等から学校の雰囲気に近い。本来放課後児童クラブは学校と家庭の中間・中立的な立場であることが望ましいと考えるが、宿題の指導を望む保護者も多く学校の延長のような雰囲気になっているため、生活の場として活用したい子どもの満足度と、学校の延長として活用したい保護者の満足度が異なる点も、運営方針上の課題として挙げられる。

以上

6. 神奈川県鎌倉市

1. 放課後児童クラブにおける待機児童の把握方法及び利用判断基準

1) 放課後児童健全育成事業の実施状況

(放課後児童クラブの概況)

- 同市は市内 16 か所に市立小学校があり、1 校区ごとに 1 か所の公立放課後児童クラブを設置している。内訳は公立公営 2 か所、公立民営 14 か所である。
- 公立公営・公立民営の放課後児童クラブと放課後子供教室は、「放課後かまくらっ子」という名称で一体型として事業を行っている。
- 放課後児童クラブは「子どもの家」、放課後子供教室は「放課後子どもひろば」（以下、「子どもひろば」）という呼称で運営している。
- 私立民営の放課後児童クラブ 2 か所は放課後児童クラブのみを運営している。

(支援員について)

- スタッフの資格は、子どもの家と子どもひろばの職員とで共通の要件を設けている。配置する職員はそれぞれの施設が規定しているが、子どもの家または子どもひろばのどちらか一方の施設専属で勤務する職員はいない。
- 子どもの家と子どもひろばの運営事業者が同一であるため、雇用する職員の配置が明確に分かれていなくとも運営できている。

2) 放課後かまくらっ子の利用状況、利用方法について

(放課後かまくらっ子の利用について)

- 子どもの家、子どもひろばともに登録制としている。
- 来所率は子どもの家の方が子どもひろばより高いが、登録児童数は子どもひろばが多く、1 年生では学年の 8～9 割が子どもひろばに登録している。また、学年が上がるにつれて登録率は減少する。
- 市として、放課後かまくらっ子を高学年になっても子ども自らが来所して、楽しみ、成長する場にしていきたいと考えている。まだまだ発展途上であるため、青少年課でも力を入れていきたいと考えている。
- また、高学年の子どもの存在が低学年児童や施設全体にとってもプラスになっている。高学年になっても、子どもの家と子どもひろばのどちらを選択するかは家庭次第だが、子どもの家の利用を終了しても放課後子どもひろばの方に登録し、放課後かまくらっ子に関わってもらえるようにしたいと考えている。

(子どもひろばの利用について)

- 夏休み等長期休業期間中等の休日の場合、弁当を持参して昼食をとることができる。このほか、宅配弁当の注文も可能な施設もある。

(子どもの家と子どもひろばの違い)

- 子どもの家の場合、休日は早朝申請があれば基本の利用時間の 1 時間程前から預かることができるが、子どもひろばは早朝申請を受け付けていない。また、子どもひろばは 17 時（冬季は 16 時半）までの開所であるが、子どもの家は申請があれば最大 19 時まで利用可能である。
- 子どもの家には施設内に子どもの家の登録者専用のスペースが設けられており、子どもひろばのみの登録者は立ち入れないようになっている。このスペースは、子どもひろばが終了する 17 時以降に、子どもの家の登録者が利用しているケースが多い。
- 子どもの家は月額 5,000 円、子どもひろばの利用料金は保険料 500 円及びプログラムごとの実費負担と、利用料が異なる。

(子どもの家の利用率増加の要因について)

- 低学年の保護者に対し、放課後に過ごさせたい場所についてアンケートを取っている。平成 25 年度の子どもの家は 31.6 パーセントだったが、令和 2 年度は 63.1 パーセントとなっている。

- 上記の要因として、当初は子ども会館、放課後子供教室、子どもの家と三形態に分かれて運用されていたが、一体型の放課後かまくらっ子を全校に順次導入し定着していくなかで、子どもの満足度が高まり、その様子を見た保護者が利用意識を持つようになったことが考えられる。
- 子ども会館は児童館の役割を持っているが、放課後かまくらっ子開所とともに閉館しており、現在は1か所を残すのみである。

3) 申込人数、利用人数、登録人数等の把握方法

(利用人数の把握について)

- 入室時と来室時にカードリーダーでスキャンすると保護者にメールを送信する入退館システムを導入している。
- 子どもの家の場合、児童がいつ来室するかスタッフが把握しているが、子どもひろばではそういった把握はしていない。登録している児童が来ない場合、子どもの家の場合は保護者への連絡や探しに出るなどの対応をとるが、子どもひろばはそういった対応をしていない。
- 上述のため、ある程度短い時間であっても過ごす場所があればよく、かつ万が一出席していない場合の心配がそれほどなければ、子どもひろばに移行していく傾向がある。
- 公立民営の施設の利用人数は、月に一度メール等で確認している。私立民営の施設の利用人数は、補助金を交付する関係上、四半期毎に報告書を提出させており、そこに人数を記載してもらい把握している。
- 夏休み等長期休業期間中であっても利用制限はせず、学期中と同様に受け入れている。

4) 放課後かまくらっ子における待機児童の発生状況と把握方法

(待機児童の発生状況)

- 現在、同市に待機児童はいない。
- 子どもの家を利用している保護者のなかには、子どもひろばの利用でも問題ないと保護者が感じた際に、子どもひろばのみの利用に移行する家庭が一定数いるため、待機児童数がゼロになっていると考えている。

(過去に待機児童が発生していた際のアプローチ)

- 過去に待機児童が発生した場合には、子どもひろばを利用していただいたのちに、空きが出たら子どもの家に移っていただくという対応をとっていた。

(特定のクラブの利用を希望するケースへの対応)

- 放課後かまくらっ子は児童が安全に通えるということを重視しているため、通っている学校区の放課後かまくらっ子に入所するのが原則になっている。また、私立や国立の小学校に通学している児童は、自宅がある校区内の放課後かまくらっ子に入所する。上記の理由により申込は1か所のみで併願は受け付けておらず、希望施設に入れなかったから他の場所へ入所することはなく、そのような案内もしていない。

2. 放課後児童クラブを利用したい家庭が利用できるようにするための取組

1) 定員を超えた利用登録等について

- 子どもの家の利用定員は、子どもの家部分の面積を基準とし、児童1人あたり1.65平方メートルという国の設置基準に基づき、条例で定めている。
- 利用定員に対し、利用率や来所率を勘案しつつ、何人であれば定員を超えても受入れ可能か検討している。来所率は施設によって異なるため、定員を超えて受け入れる人数は施設ごとに異なる。
- 来所率の計算は公立公営、公立民営問わず同市が算出しており、それを放課後かまくらっ子の指定管理事業者に伝えている。
- 上述の利用定員を超えて登録する際の登録人数の上限は、年度を通して一定にしている。たとえば令和5年度の登録人数は令和4年度の4月～9月の来所率から計算して決定し、その来所

率をもとに登録定員を設定する。毎月再計算するというわけではない。

- 利用定員を超えて受け入れることに関して、現場の職員から不満を聞いていない。
- 登録定員に依らないが、集団が苦手な子どもにおいては、放課後かまくらっ子に馴染まず、小規模な居場所を求めるニーズはあると思われる。

3. 放課後児童クラブ以外の放課後児童施策

1) 放課後児童クラブ以外の放課後児童施策に関する、自治体からの情報発信方法

- 子どもひろばの利用促進のため、同市では放課後かまくらっ子の制度があることを、入学説明会や就学前健診の機会など新1年生になる段階で各家庭に何かしらの形で届くように案内している。また、広報への記事の掲載、SNSでの配信を行っている。この結果、3年生までの児童の7割以上が登録しているなど低学年の登録者数が多いため、保護者間の口コミが自然と広がり登録が増加していると思われる。

2) 放課後児童クラブ以外の放課後児童施策の、放課後児童クラブへの代替可能性について

(子どもひろばについて)

- 放課後かまくらっ子として子どもの家と一体型で運営しているため、子どもの家と比べて預かり時間などに制限はあるが、保護者の期待に応えられていると考える。

(ファミリー・サポート・センターについて)

- ファミリー・サポート・センターは子どもの家の代替にはなり得ない。たとえば送迎の時間に合わない場合にファミリー・サポート・センターに送迎を頼む家庭はあるかと思う。ただし、放課後かまくらっ子は「出あう、つながる、ふるさとで自ら育つ」という理念で運営しており、ただ預かる場所ではなく登録している児童同士が出会い、色々な学年の児童や地域住民、プログラムの講師含め様々な方と繋がり、育っていく場所として一体型の事業を行っているため、ファミリー・サポート・センターとは役割が異なる。ファミリー・サポート・センターは部分的な家庭の援助という役割を担っていると思う。

3) 民立民営の放課後児童クラブについて

- 現在公営施設に待機児童はおらず希望すれば入所できる状態にある。民営施設は2か所ともそれぞれに特色があるため、あえて民営施設を選ぶ保護者は一定数いる。
- 1か所は、フリースクールを併設しており、また不登校児童を抱える家庭への支援・不登校児童の居場所づくりに特化している。もう1か所は自然あふれる立地の中、遅くまで預かり可能で夕食が提供され、専用車による送迎も行うなど、忙しい保護者のニーズに応えつつ、子どもたちものびのびと過ごすことができるようになっている。

4. 待機児童対策の効果と課題

1) 放課後かまくらっ子の推進に関する施策等

(一体化の推進に関する課題・施策について)

- 市長の強い思いにより一体型事業である放課後かまくらっ子を立ち上げた。前任者が担当した立ち上げ当初は苦労したと思われるが、徐々にこどもみらい部と教育委員会との連携が取れてきており、現在は互いに良好な関係を築きつつある。
- 放課後かまくらっ子には様々な職種のスタッフが関わっているため、横の連携を非常に重要視しており、情報交換や共有のため多くの機会を設けている。
- たとえば、指定管理者のスタッフによる会議、統括責任者会議、子どもひろばのプログラムを考案し学校や地域と連携を取り合う役割を果たす各施設のコーディネーターによる会議等を、市の担当者を交えて定例的に行っている。
- また、指定管理者、NPO、スタッフ、リーダーが一堂に会し、今後の放課後かまくらっ子をどのように運営していくかという理念を再確認しつつ、次年度に向けてモチベーションを向上させ

る機会も年一回設けている。

- 指定管理者のスタッフによる会議では、様々な情報共有がなされるほか、来年度の体制や利用料の値上げ、延長利用の方法変更や感染症対策備品の購入法等、多岐にわたって話し合いをしている。

(人材確保について)

- 同市は近隣地域や首都圏に比べ好待遇だと思われる。公立民営 14 施設の指定管理事業者それぞれが雇用するスタッフを集めるが、その際に各施設でスタッフを雇用する際の最低金額を仕様書に提示することで、人材確保に一役買っていると推察する。
- 同市は長く公立公営で放課後児童クラブを実施してきたため、ベテランスタッフが非常に多い。そのため、公立公営施設の職員の年齢層は高めである。公立民営施設はもともと公立公営施設だったものを指定管理制度へ移行して運営しており、その時点で市の職員だったベテランスタッフが公立民営施設になってもそのまま勤務を続けるケースが多い。指定管理者が人材を抜本的に入れ替えることはまずないため、公立民営施設の年齢層も高いが、公立民営施設は新たに若いスタッフも採用している。
- 過去、公立施設の職員は非常勤嘱託職員として雇用していたが、会計年度任用制度が適用されてからは会計年度任用職員として採用している。前述の通り同市は公立公営で運営していた当時から長く勤務してきた職員がそのまま会計年度任用職員となることが多く、人材確保に苦労はしていない。

以上

7. 滋賀県近江八幡市

1. 放課後児童クラブにおける待機児童等の把握方法

1) 放課後児童健全育成事業の実施状況

- 同市には、放課後児童クラブが公立民営 12 施設、私立民営 8 施設ある。運営主体として NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人等が事業を実施している。公立公営、私立民営とも株式会社等は参入していない。
- 同市には公立公営施設はない。放課後児童健全育成事業開始以前から、保護者が放課後児童クラブに似た形態の支援を実施してきており、事業開始に伴ってそれらが NPO 法人を立ち上げ、現在の施設運営につながっている。
- 夏休み期間のみ運営している放課後児童クラブはない。民間事業者が運営しているため、補助金を交付しているといえど夏休み期間だけの人員や場所を確保することは難しく、期間限定で開設している施設はない。
- 現在、待機児童はゼロである。

2) 申込人数、利用人数、登録人数等の把握方法（公立公営以外の放課後児童クラブも含む）

（利用登録人数について）

- 令和 4 年 12 月現在、令和 5 年 4 月からの入所申込数を集計中である。一次募集終了時点で 1,440 名の申込があった。令和 5 年 1 月から開始する二次募集で数十名増加予定であり、総数として 1,450～1,460 名ほどの入所者数を想定している。
- 放課後児童クラブの設置面積基準である 1 人あたり 1.65 平米以上という基準より大きい施設でも子ども・子育て支援事業計画上の定員は 45 名としている。ただし、申込人数が定員を超過する場合は、面積基準を満たす範囲で各運営法人に受入れ可否の判断を任せている。
- 令和 5 年度から 3～4 支援単位を増やし、入所者数も令和 4 年と比べて 100 名程度増加させる予定だが、これは、増加させた支援単位に相当して利用人数が増える見込みがあるためであり、その高まるニーズに応える形での整備である。
- 就学前に保育園を利用している家庭が放課後児童クラブを利用していると思われる。
- アンケートを取ってはならず、具体的な評価までは行っていないが、夏休み期間のみ利用したい登録者が、夏休み期間が終了すれば退所することが要因に感じる。特に高学年の場合、一人で留守番可能と保護者が判断し、利用を終了すると思われる。

（申込人数・登録人数・利用状況の把握）

- 全クラブに対し、日々の利用児童数や職員の出勤人数、空き状況等をメールにて月次報告させており、各クラブの月ごとの在籍人数や、児童数に対して職員が適切に配置されているかといった職員体制などを確認している。また、最終的にはそれらをまとめた最終実績を報告してもらい把握している。
- 上述の方法により全クラブの空き状況を把握しているため、保護者が年度途中で申し込む際にどのクラブなら入所可能か確認できるようにホームページに空き状況を掲載しており、毎月 15 日に情報を更新している。
- 1 回の利用が定員の 8 割程度のため施設面積に余裕のあるクラブの中には定員の 1.2 倍を受け入れている。この利用状況は上述の月次報告によって把握している。
- 申込みの際には利用者からクラブに対し、週何回利用するか希望を出している。上述の月次報告により、月の利用者の内、週に何回利用する人がそれぞれいるのかを把握している。利用者数は日によって増減するが、定員まで満員になる日はほぼない。

3) 支援員の確保について

- 大学生を多く雇用しているクラブもあれば年配の方を多く雇用するクラブもあるなどさまざまであるが、公立民営と私立民営との間で構成比に職員の年齢層が極端に異なっていない。

- 給与体系はクラブにより様々だが、基本的に主たる支援員は月給制、補助員は時給制である。

(募集と周知方法)

- 市では子どもの人数に応じて職員の配置人数を定めており、市の広報やホームページに求人情報を掲載しているが、基本的に職員の採用は運営事業者が実施している。どのクラブも支援員の確保を課題としている。
- 放課後児童クラブがあまり認知されていないため、支援員とはどのようなものでどういった仕事内容か、その理念も含め周知に努めており、数件の採用に繋がった。
- そのほか、ホームページでの周知以外の発信方法についても検討しており、近隣大学の学生向けの周知などを検討中である。

(処遇改善について)

- 国が実施する放課後児童支援員等処遇改善等事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を活用し、給与水準が他市と比較して劣らないようにしている。市独自の人材確保のための補助金はない。
- 雇用に関しては運営事業者に任せているため、支援員の採用に際し、市から給与の基準額を示すことはない。

2. 放課後児童クラブを利用したい家庭が利用できるようにするための取組

1) 受入れについて

(定員を超えた受入れ)

- 受入れ人数に関しては、施設面積の問題や国の基準要件はあるものの、最終的には運営事業者が決定するため、民立の方が受入れ人数が多いということはなく、公立・民立間で特に差は感じられない。
- 定員を超えた受入れについては、最終定員を市と話し合って事業者が決定している。

(保護者の就労条件に関する取組)

- 就労時間等が短い場合などは、第1希望の放課後児童クラブには入りづらいかもしれないが、どこかのクラブは利用できる。その際は空きがある他のクラブを市から案内している。待機児童がゼロのため、児童クラブを利用したいが入所できないという待機児童は、以前からいない。

2) 支援単位の増加について

- 用地については、空き家等の民地が多い。公立の建物以外で市で用意しているケースはない。開所したい事業者が独自に探すパターンが多い。
- 量の確保が必要な地域については、事業者の公募をするが、応募が少ない場合には、他市の公募に参加した事業者に声をかけ、一定数の応募があるように努めている。
- 他市や他県の事業者が同市の物件を探すことは困難なため、市内の遊休地や空き家の地権者に放課後児童クラブとして土地を活用しないか案内し、希望者と事業者のマッチング事業を市が実施している。

3) 民立民営の放課後児童クラブについて

- 同市では申込の併願を受け付けておらず、申し込めるクラブは一か所のみで、定員を超過している場合は保護者の就労時間等で点数をつけ、優先順位の高い者から入所する。公立民営を希望しているが民立民営に行かざるを得ない利用者もいれば、民立民営の保育内容に魅力を感じて希望する者もいるため、様々である。
- 小学校区に属する放課後児童クラブに申し込むが、児童本人が利用したいクラブを選択できるよう、複数のクラブの整備を進めている。

4) 送迎支援のある放課後児童クラブについて

- 他校区からも子どもを受け入れる放課後児童クラブがあり、民立民営のクラブのなかには市の

補助金を活用し送迎支援を行っているクラブがある。

- 例えば放課後児童クラブ「おかえり」は桐原・桐原東の2地区から申込を受け付ける。桐原小学校からは15分程度歩くことになるが、その場合は支援員や補助員が迎えに行き、一緒にクラブへ向かう。「おかえり」が送迎をする際、桐原小学校ークラブ間は距離が近いので徒歩での付き添いだが、桐原東小学校ークラブ間は距離があるため車両での送迎支援を行っている。
- クラブによっては送迎支援がないところもあるが、そこは逆に、長距離を歩くことが児童の成長に繋がるということを特色にしている。
- 公立民営は基本的に学校敷地内にあるため送迎支援を行っていない。

3. 放課後児童クラブ以外の放課後児童施策

1) 放課後子供教室について

- 放課後子供教室は「生涯学習課」が所管している。
- 放課後子供教室の運営は委託ではなく、放課後学習支援員や保護者、地元の大学生などで運営している。放課後子供教室に関する補助金を活用して、地域の方等に募集をかけているボランティアベースと聞いている。
- ボランティアベースとはいえ謝金を支払っており、これ以上実施回数を増やすだけの予算確保が厳しい。
- 放課後子供教室の実施回数は小学校によって異なるが、月に数回程度と実施回数が少なく、連携の意向はあるものの一体型として実施できる状態ではない。
- 学校での空き教室を使っている実施は難しく、放課後児童クラブの代替となるのは困難である。
- 現状は週1回だけ放課後に子どもを預けたくとも、放課後児童クラブの代替となる居場所がないため、クラブに申込が殺到してしまう。

2) ファミリー・サポート・センターについて

- 放課後児童クラブを利用しつつ、送迎等でファミリー・サポート・センターも併用している保護者もいるが、料金や手続きの面が改善されればより利用しやすくなるのではないかと思う。
- 公立民営も私立民営も基本的に平日は放課後から18時半まで、土曜日や長期休業期間は午前8時から18時半までを預かり時間としているが、クラブによっては早朝や延長預かりも行っているため、ファミリー・サポート・センターに送迎や、送迎時間までの預かり目的で利用している保護者もいる。

以上

8. 北海道千歳市

1. 放課後児童健全育成事業の実施状況

1) 放課後児童健全育成事業の実施状況

- 現在、市内の放課後児童クラブ 18 か所すべてが公立民営であり、すべて「公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会」（以降、「活動協会」）が運営を行っている。
- 市内 18 か所のうち、11 か所については児童館に設置されており、児童館における「ランドセル来館」（詳細は後述）と併設される形で実施している。残りの 7 か所については小学校内や小学校の隣接地等に設置されている。

2) 放課後児童クラブの利用申込方法等について

- 新規の申込は市が受け付けているが、すでに放課後児童クラブを利用している家庭からの継続申込は各放課後児童クラブで受け付けている。いずれの場合においても、利用決定はすべて市が行っている。
- 基本、各児童が通っている小学校の放課後児童クラブにのみ申込を行うことができる。保護者の勤務日数が週 3 日以上、かつ 15 時（1 年生は 14 時でも可）以降に勤務が終了する場合は放課後児童クラブの利用対象としている。

2. 放課後児童クラブにおける待機児童の発生状況

1) 待機児童の発生状況、推移

- 平成 26 年度の受付時に待機児童の発生が予想される状況であったことから、対象地域の児童館で試験的に「ランドセル来館」（詳細は後述）を開始し、平成 27 年度より市内全児童館において同事業を導入したこと等により、待機児童数 0 人を維持している。
- 市内 18 か所合計の定員数は計 895 人（1 クラブあたり約 50 人）である。令和 4 年 10 月 1 日現在で登録者数は 667 人であり、全体の定員数からすると余裕があるものの、定員数に対しての登録率は各地域により偏りがある状況である。
- 登録児童数の年度内推移をみると、登録人数が 709 名（5 月 1 日時点）から 667 名（10 月 1 日時点）に減少している。これは、夏休みを過ぎる頃には、児童の成長に伴い、留守番ができるようになること、利用回数の減少及び利用時間が短くなることにより児童館で実施している「ランドセル来館」に移行する子どもがいること、月額の利用料負担がかかることなど、様々な要因が挙げられる。
- ただし、利用希望者数が多い信濃小学校区内の「信濃学童クラブ」では、普段の利用日数等に鑑みて定員 40 人に対して 51 人（令和 4 年 10 月 1 日時点）の受入れを行っている。

3. 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組

1) 人材確保に向けた取組

- もともとは公立公営で運営を行っていたが、令和 3 年度以降は活動協会に運営を委託している。公立公営では人材確保が難しいと考えたため、採用活動も含め他の事業者へ委託することで運営人材を確保する目的で行っている。職員の欠員等が生じた場合には、地域の広報誌にも求人広告を掲載している。
- 放課後児童支援員は放課後児童クラブが開所する日中から夜までの勤務時間であることから、希望する働き方と合わない場合も多く、公立公営時代から継続して勤務している 50 代以上の職員が多い。

（活動協会へ運営委託後の働き方・給与について）

- 公立公営時代は児童館・放課後児童クラブで勤務する職員を非常勤（会計年度任用職員）で採用しており、職員自身が自由に労働時間を選びにくい制度となっていた。
- 一方、活動協会ではたとえば週 19 時間勤務や 30 時間勤務等、勤務時間数をいくつかのパター

ンに分けて、柔軟な働き方ができるように工夫している。

- 活動協会への委託に際しては、職員の給料が公立公営のクラブで勤務していた時代の水準を下回らないようにするといった条件を課しているため、他市の放課後児童クラブと比較しても給与水準はさほど低くないと推察している。また、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」⁴⁰によっても、給与水準は公立公営時代と比べると改善されているのではと考えている。

2) 夏休み等の長期休業期間中のクラブ運営について

- 夏休み等の長期休業期間中も通常通り放課後児童クラブを開所している。また、すべての放課後児童クラブにおいて、長期休業期間中のみの利用受付も行っているため、例えば夏休みのみ利用したい児童については、通年申込をする必要はない形となっている。

3) 現在放課後児童クラブの利用対象外となっているものの、クラブを必要とする声が聞かれる子どもの特徴について

- 放課後児童クラブの利用ニーズはあるものの、祖父母が同居しているため利用対象外となる家庭がある。もともと、保護者が就労中であり、子どもの見守りができない間の預け先として放課後児童クラブやランドセル来館を実施している目的から、親戚を含め、一義的に見守ることが可能と考えられる人材がいる場合は利用要件外としている。ただし、同居親族等が見守りを実施できる状態にない場合なども聞かれることから、祖父母等が同居している場合であっても、事情によって受入れを行っている。

4. 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所

1) 児童館で実施している「ランドセル来館」

- 市内 11 か所の児童館では、学校からそのまま児童館に来館し放課後の時間を過ごすことができる「ランドセル来館」⁴¹を実施している。11 か所のうち、10 か所については放課後児童クラブと併設されており、クラブ同様に活動協会がランドセル来館の運営も行っている。残りの 1 か所（「あんじゅ児童館」）には放課後児童クラブは設置されておらず、「社会福祉法人千歳洋翔会」がランドセル来館の運営を行っている。
- ランドセル来館については、もともと放課後児童クラブの待機児童の受け皿としての活用を想定していたため、「放課後児童クラブに申込をしたが、待機となっている場合」を登録要件の一つとして明記しているところである。（ただし、現在放課後児童クラブの待機児童はいないため、同要件に該当した上で利用している利用者はいない状況である）
- 平成 26 年度の放課後児童クラブ受付時に、待機児童の発生が予想される状況であったことをきっかけに、平成 26 年度からランドセル来館を試験導入し、27 年度より本格導入している。その結果、放課後児童クラブの待機児童は 0 人を維持している。
- 放課後児童クラブとの利用分散を企図して導入した施策ではあるものの、ランドセル来館は利用料が無料であること等から、現在はむしろランドセル来館の需要の方が多くなっている印象である。
- 職員の在籍状況は施設によって異なっており、利用者数が多い「ちとせっこ児童館」の場合は、認定こども園、放課後児童クラブ等が入った複合施設（ちとせっこセンター）の中にあるため、館長を入れて常時 4 名程度が勤務している状況である。

（利用定員について）

- 全ランドセル来館合計の利用定員は 320 人であるが、普段の利用率は 2～3 割であり、登録はするものの利用しない家庭が多いことに鑑み、令和 4 年 10 月時点で 582 人の登録人数を受け入

⁴⁰ 職員に対して 3% 程度（月額 9,000 円）の賃金改善を行う放課後児童クラブに対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を国が補助するもの

⁴¹ 同市における「ランドセル来館事業」の名称

れている。ただし、地域によって人口のばらつきがあるため、定員の30名に満たないところもあれば、定員を大幅に超えている児童館もあるといった状況である。

(利用傾向について)

- 片方の保護者の就労時間が放課後児童クラブの利用要件を満たさないため、ランドセル来館を利用している家庭が多いように感じている。そのほか、放課後児童クラブの利用要件には合致しているものの、利用頻度が少ない等の観点から、無料で利用できるランドセル来館を希望する家庭もある。
- また、ランドセル来館と放課後児童クラブの設置目的が異なることから、放課後児童クラブは低学年の利用者が多く、子ども自身の自立を目指すランドセル来館の利用者は放課後児童クラブと比べて高学年の利用者が多い傾向がある。

(ランドセル来館を運営する上での課題)

- 同市は人口が増加傾向にあり、地域によっては他市から移住してくる子育て世帯が多いところもある。しかし、市としてはランドセル来館を実施する児童館を増やすといった決断に踏み切れない実情がある。児童館に放課後児童クラブとランドセル来館を併設している施設等は、全体的な登録数が非常に多く需要も多い一方、全国的な少子化に鑑みると、施設を新しく建てるべきかどうか難しいというジレンマがある。

以上

9. 千葉県船橋市

1. 放課後児童健全育成事業の実施状況

- 市内 55 校の小学校内それぞれに複数の放課後児童クラブ（「放課後ルーム」）があり、全体で 106 か所設置されている。校区によって設置箇所数は様々であり、多いところで4か所設置しているが、それでも待機児童が発生している状況である。
- 放課後児童クラブの運営形態は公立公営であるが、4か所のみ私立民営として実施しているものもある。この4か所は放課後児童健全育成事業として運営しており市のHPでも情報公開を行っているが、自治体からの補助金は出していない。
- 私立民営は株式会社、学校法人等様々な事業者が運営している。保育園や幼稚園等を運営する事業者である場合、既存施設の近くに放課後児童クラブ専用の施設を建て、卒園生を中心に受入れを行っているクラブもある。ただし、卒園生を優先的に入所させているのか否かなど、どのような利用要件となっているかまでは市では把握できていない。

2. 放課後児童クラブにおける待機児童の発生状況と考え方

1) 待機児童の発生状況

- 待機児童数は令和元年が346人、令和2年が472人、令和3年が227人、令和4年が343人（いずれも4月時点）と推移している。毎年度の利用申込受付は前年度中から開始するが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で3～5月に小学校が休校となったが、利用申込受付は令和元年度中に行われたため、例年通り多くの待機児童が発生した。令和3年は待機児童が発生する校区の放課後児童クラブの増設を行ったことや、在宅勤務を行う保護者が増えたこと等の影響で減少した。しかし、令和4年は徐々に新型コロナウイルスへの理解が深まってきたこともあり、コロナ前の水準まで増えつつある。
- 待機児童数の年度内の推移状況をみると、令和4年は5月1日時点で309人だったものが、10月1日時点で29人と年度内で大幅に減少した。理由として、夏休み等の長期休業期間のみの利用目的で入所していた家庭や、クラブに通わなくとも自宅で子どもが問題なく過ごせている家庭などが退所したことが考えられる。10月以降も待機児童数は減少を続けており、令和4年度は1月で3人、2月で0人となっている。
- 利用申込受付自体は毎月行っており、空きがある放課後児童クラブであれば、前月の20日までに利用申込を行えば利用が可能である。ただし、夏休み前まで空きのあるクラブもあれば、待機児童が発生しているクラブもある。そのため、多くの家庭が年度当初に利用申込を行うために、4月時点での待機児童数が最も多くなっている状況である。

2) 待機児童となっている家庭の特徴

- 待機児童となっている家庭の特徴の一つとして、高学年児童が挙げられる。理由は2つあり、1つは入所申請時の点数が高い低学年児童を優先的に入所させているため、高学年児童が待機になりやすい点である。もう1つは、同市における保育施設の入所希望者数の推移をみると、ピークとなっているのは現在小学校高学年の子どもが保育施設を利用していた時期であることから、利用ニーズの高い家庭の絶対数が、現在小学校高学年の子どもを持つ家庭に多いことが考えられる点である。保育施設を利用していた子どもが、小学校に入学すると放課後児童クラブを利用する傾向がみられるため、今後保育施設の利用ニーズが高かった世代のピークが過ぎれば、待機児童数も減ってくるのではないかという見立てである。

3) 「待機児童」の考え方

- 希望の放課後児童クラブに入れなかったが他に入所可能なクラブがある場合は、厚生労働省が示す考え方に基づく待機児童には含まないが、こうした厚生労働省の考え方に基づいて算出した待機児童数に加え、同市では空きがあるクラブに案内したが登録しなかった場合も含める

形でも、別途待機児童数の整理を行っている。

4) 待機児童となった家庭へのフォロー

- 待機児童となった家庭に対しては、同一校区内に複数の放課後児童クラブがある場合には、国立民営も含む、空きがある他の放課後児童クラブの利用を案内する。同市では、他校区の放課後児童クラブの利用も特段制限はしていないため、必要に応じて他校区の放課後児童クラブを案内することもある。ただし、通所にかかる負担等から、実際に他校区の放課後児童クラブの利用を選択する家庭は年に4～5人程度にとどまっている。
- 他校区の放課後児童クラブに入所した家庭は待機児童には含まないが、その家庭が居住する校区内の放課後児童クラブに後から空きが出た場合には、既に他校区のクラブに入所している家庭であっても点数順に案内を行っており、なるべく利用者が利用したいクラブを利用できるよう柔軟な対応を行っている。
- ただし、希望する公立公営の放課後児童クラブに入れず国立民営のクラブに入所した場合は、公立公営のクラブに後から空きが出た場合でも、当該クラブの利用案内は行えない場合が多い。これは、国立民営のクラブに入所する子どもは公立公営の申請を取り下げることが多く、待機児童のリストから外れる場合が多いためである。ただし、同市では国立民営のクラブへの入所有無までは把握していないため、(たとえ国立民営のクラブに入所していたとしても)公立公営の申請を残したまま待機児童となっている場合には、空きが出た公立公営のクラブへ点数順に案内を行っている。

3. 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組

1) 放課後児童クラブの量の整備

- 待機児童が多く出た場合、2～3月等早い段階で教育委員会に相談し、実務担当者会議を開く。そこで学校の余裕教室や空いている敷地を利用できないか教育委員会経由で学校に打診して調整する。その後、改めて予算化する、もしくは予算を流用することで放課後児童クラブを新設する流れとなる。既存の余裕教室を整備する場合には、現年の予算を流用することで対応ができるが、空いている敷地にプレハブ等を新設する場合には翌年度に予算化して対応することが多い。ただし、多くの場合は警備体制の確保や、保護者による送迎のしやすさを考慮し、校舎の端の余裕教室や校庭等に限られてくる。
- 待機児童が発生する地域は偏っているため、待機児童が多い地域においてはこのような放課後児童クラブ自体の増設を希望する声が多い。しかし、それら地域の小学校は児童数が多いマンモス校である場合が多く、余裕教室等の確保が難しい。また、放課後児童クラブを新設すると、地域に関係なく人員不足といった課題もあるため、これ以上なかなか増設することができない状況である。
- さらに、量の整備により放課後児童クラブを増やせば待機児童が減少するかというと、そうではない。放課後児童クラブが新設されたことが周知されれば、利用希望者が増加する場合が多いため、待機児童数を大幅に減少させるのは難しいものと推察している。
- 一方で、量の整備の一環でプールの更衣室内で放課後児童クラブを実施している例もある。同校区はもともと待機児童が多く、使用できる余裕教室も無かったため、別棟として設けられている更衣室を借りて放課後児童クラブを設置している。放課後児童クラブ用のロッカーを更衣室内に設置することはできないため、ブルーシートを敷いて荷物を置く形としている点や、プールを利用する時間は放課後児童クラブとしては利用できない点等少々制限はあるものの、高学年児童の積極的な受入れに寄与している。

(人員確保策)

- 公立公営の放課後児童クラブの人員確保に際して、採用活動は市の職員と同様、職員課が担当している。以前は年に4回程度に区切って採用を実施していたが、人員不足が深刻化したため、現在は採用時期を問わず、通年募集としている。

- 放課後児童支援員はもちろんのこと、補助員の確保にも苦戦している。補助員に関して以前は週4～5日勤務の条件でのみ募集していたが、扶養の範囲内で働きたい等の希望もあるため、現在は週4～5日勤務の他、週1日、週3日勤務にまで条件を広げて募集を行っているところである。定年を迎えた高齢者が支援員や補助員として勤務している場合も多いが、そうした職員は自宅近くでの勤務を希望する場合も多く、なかなか必要な場所で必要な職員数を確保することは難しい。
- 放課後児童支援員は現状、すべて時給制で採用している。時給は一般的な支援員の水準よりも高めに設定しているつもりではあるが、国立民営の放課後児童クラブでは月給制で採用している場合もあると聞くため、他のクラブや別職種への人材流出を防ぐためにも、給与形態や採用方法等の改善を検討していかなければならないと考えている。

(国立民営の放課後児童クラブにおける量の整備)

- 国立民営の放課後児童クラブにおける量の整備に関しては、市のホームページ上で運営事業者の募集を行い、応募があった際に届出内容を確認する程度であり、自治体としてそれ以上特に実施していることはない。自治体からの補助を行っていないこともあり、集まる事業者は年に1～2団体程度にとどまっている。

2) 定員数を超えた児童数の受入れ

- 公立公営のすべての放課後児童クラブにおいて、一律定員2割増の人数の受入れを行っている。定員に達するまでは、全学年一律に得点順で入所者を決定し、定員を超える残りの2割については、1～3年生を優先して点数の高い順に入所者を決定する形をとっている。
- 放課後児童クラブの利用者が増え待機児童数が増加する中、量の整備を行うことで一時的に待機児童数は減少するものの、数年後には新たな利用希望者が増え待機児童数が増加したこともある。これに加え、通常放課後児童クラブの平均的な出席率が登録人数の8割程度であったことから、定員の2割増しでの受入れを開始した経緯がある。出席率の把握に際しては、令和3年度から各児童の入室時間と退室時間を記録できるシステムを導入し把握を行っている。夏休み等の長期休業期間に限ると、登録人数の6～7割程度しか出席しておらず、夏休みのみの利用を希望する家庭がいる一方、夏休みは利用しない家庭も存在することが分かっている。
- 利用希望日数については、前月末までに各放課後児童クラブにて施設ごとに把握を行っているが、所管課として個別の利用希望日数に応じた利用決定・利用調整等は実施していないため、一律2割増しでの受入れを行っている。定員を超えた人数の受入れを行う際には、もともと定員より多くの人数を受け入れられるよう余裕を持ったロッカー数等の設備を用意して対応している。一方で、人手不足が続く中、登録児童数が増えた分現場の負担は大きくなっているといった声も、各クラブから聞かれているところである。

4. 放課後児童クラブの待機児童の受け皿として機能している他の事業等

(放課後子供教室の利用者増加に向けた取組)

- 小学校の余裕教室を借りて放課後子供教室(「船っ子教室」)を実施しており、放課後児童クラブの待機児童減少を目的として、放課後子供教室に利用者を分散させる取組も実施している。
- 具体的には、放課後子供教室の利用拡大に向け、昨年度から放課後児童クラブ(放課後ルーム)と放課後子供教室(船っ子教室)の特徴の違いを説明したパンフレットを作成し周知を行っている。同パンフレットはホームページに掲載しているほか、就学時健診でも配布を行っている。子どもの居場所として、放課後児童クラブと役割が類似している施設が小学校内にあることを保護者に周知することで、待機児童が少しでも減少することを企図している。
- しかし、19時まで開所している放課後児童クラブに対して、放課後子供教室は17時までしか開室していないため、17時以降の利用ニーズがある家庭や、出欠予定・子どもの生活面等において細かい管理を望む家庭は、どうしても放課後児童クラブを選択する傾向がある。

(放課後子供教室の開室時間延長)

- 令和4年度は放課後児童クラブにおいて、低学年でも2桁以上の待機児童が発生したことに鑑み、特に待機児童数が多かった3校で実施している放課後子供教室については、夏休み等の学校休業日は通常9時に開室するところ、試験的に8時開室とした。特に、放課後児童クラブの待機児童となった家庭に対して、電話連絡や手紙等を通じてこの取組について周知することで、放課後子供教室の利用を促している。令和5年度も同取組は継続して行う予定であり、待機児童家庭に対する周知を年度開始前など、従前よりも早いタイミングで実施することで、放課後児童クラブと放課後子供教室間の利用者分散を図っているところである。

(放課後児童クラブの待機児童の受け皿としての放課後子供教室の活用の難しさ)

- 放課後子供教室は、ある程度は放課後児童クラブの待機児童の受け皿になっていると感じているが、保護者は依然としてあまり放課後子供教室に魅力を感じていない場合もあるようだ。放課後児童クラブの待機児童となったため、放課後子供教室を利用している家庭を対象にアンケートをとったところ、「8時から開室していたため利用した」という声が聞かれた一方で、放課後児童クラブのように「夜遅くまで開室してほしい」「おやつを提供してほしい」「子どもの生活管理を細かく実施してほしい」等といった要望もみられた。このように、現状は放課後児童クラブの方が利用ニーズは高いものと認識しているため、クラブの量の整備を進めることが得策であると考える一方、中には放課後児童クラブを利用できているものの、17時を過ぎると帰宅する子どもも見られているため、特にそうした利用者については放課後子供教室の利用を促すなど、今後も放課後子供教室の利用拡大に向けた取組を続けていく必要があると考えている。

以上

10. 自治体名非公表（東海・中核市）

1. 放課後児童健全育成事業の実施状況

1) 放課後児童クラブの設置状況

- 放課後児童健全育成事業の所管部局は市長部局である。放課後児童クラブ・保育施設のほか、放課後子供教室も同部の所管となっている。
- 放課後児童クラブ数は、公立民営 37 か所、私立民営 14 か所の計 51 か所である。市内に 47 ある小学校区のうち、35 学校区に放課後児童クラブがあり、公立民営の放課後児童クラブのみ設置の学校区が最も多いものの、公立民営・私立民営のどちらも設置されている学校区もあれば、私立民営のみ設置されている学校区（3 か所）もある。なお、山間部等で放課後児童クラブを設置していない小学校区も 12 ある。

2) 登録児童数

- 公立民営放課後児童クラブの定員は 2,640 人、私立民営放課後児童クラブの定員は 686 人であり、令和 4 年 5 月 1 日時点の登録児童数は、公立民営・私立民営合わせて 3,180 人となっている。
- 公立民営放課後児童クラブでは、定員を超えた受入れは行っていない。もともと「支援単位あたり概ね 40 人」の利用を前提に、定員数を 50 人と多めに設定している。これは、登録児童の約 8 割が出席するとの想定の下、逆算して設定した定員数である。
- 私立民営放課後児童クラブは、登録児童数の考え方が若干異なり、週の利用希望日数を加味した算定としている。結果、登録児童数は定員数に収まっている。
- なお、放課後児童クラブを利用できる（要件）のは、保護者が午後まで就労している家庭である。中には「学校の授業のある日はあまり利用しないが、夏休みに利用したいため（1 学期から）利用登録する」というケースもある。実際に、夏休みが終わったタイミングで退所する児童もあり、2 学期以降の登録児童数は 5 月 1 日時点と比較し減少している。

2. 放課後児童クラブにおける待機児童の発生状況

1) 待機児童の考え方

- 希望する放課後児童クラブに登録できず、ほかの放課後児童クラブに登録している（結果、放課後児童クラブを利用できている）子どもについても、待機児童数に含めてカウントしている。
- 待機となった放課後児童クラブで退所児童（利用の取り止め）が生じた場合、預かっている利用申請の情報をもとに、放課後児童クラブから待機順位上位の家庭に対して利用意向の確認を行う。利用の意向がある場合は、放課後児童クラブから市へ利用開始手続きの依頼がくる。この時点で利用の意向を確認できなかった場合は、利用申請を取り下げいただき、待機児童としてはカウントしないこととなる。
- 同市では待機児童となった家庭に対し放課後子供教室の利用を案内している（詳細は後述）。そのため放課後児童クラブを利用できなかった児童の多くが、放課後子供教室で放課後の時間を過ごしている。これらのうち、低学年児童は待機児童に含めているが、高学年児童（4 年生以上）については「問題なく過ごしている」との認識のもと、待機児童に含めていない。

2) 待機児童数

- 令和 4 年 5 月 1 日時点待機児童数は 129 人、同年 10 月 1 日時点で 87 人であった。これは、公立民営放課後児童クラブに利用申込をしたものの定員超過で利用できなかった児童の数である。
- 5 月 1 日時点と 10 月 1 日時点と比較し、待機児童数が 40 人程度減少している。これは、夏休みが終わると「一人で留守番できる」「他の場所で過ごす」等の理由で申込を取り下げる家庭があるためである。同時に、上述のとおり夏休みが終わると放課後児童クラブを退所する家庭もあり、待機児童が入所できる。

3) 待機児童となっている家庭等の特徴

- 保護者の就労日数が相対的に少ない家庭、あるいは高学年児童については、放課後児童クラブを希望するものの、利用に至らない場合が相対的に多くなる。就労日数と学年の双方を加味して利用決定を行っており、低学年児童の入所を必ずしも優先するわけではないが、同じ就労日数であれば低学年児童が優先的に利用できるように配慮しているためである。その結果、高学年児童の方が放課後児童クラブ利用に至りにくくなる。ただし、上述のとおり待機児童となった高学年児童は放課後子供教室で放課後の時間を過ごしていることから、数値上では4年生以上の待機児童数「0人」となっている。

3. 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようにするための取組

(放課後児童クラブ内の支援の単位数を増やすための取組)

- 公立民営放課後児童クラブは、これまで既存公共施設の敷地に整備してきた経緯がある。近年は小学校内の余裕教室を利用して支援単位数を増やす方針も採用しており、令和3年度以降、新たに3か所の公立民営放課後児童クラブ（小学校内の余裕教室にて実施）を開所したが、少人数学級化の影響もあり、現状追加の設置見通しは持っていない状況である。
- 令和4年の夏休みより、長期休業期間限定で公立民営放課後児童クラブの1支援単位数を増やす取組を開始した。小学校内の特別教室を借りて実施している。既存の公立民営放課後児童クラブにおける支援の単位数を増やす格好のため、同センターに勤務の放課後児童支援員等が育成支援に従事する。ただし、この取組はセキュリティ面の条件等をクリアした小学校でなければ実施できず、調整は容易ではない。

(放課後児童支援員等の確保)

- 令和2年度より、育成支援の充実と放課後児童支援員等の人材不足解消を図るため、公立公営で運営していた放課後児童クラブの運営を民間委託とした。市内で放課後児童支援員の任用資格の要件に該当する者の総数は必ずしも潤沢ではなく、直営時代から引き続き勤務する放課後児童支援員等が多いものの、民間事業者の柔軟な運営や採用ノウハウにより、人材を確保しやすくなったと認識している。たとえば、補助員の増員が必要な長期休業期間中には、同じ事業者が運営する他事業の人材が育成支援に加わるなど、工夫がなされているようである。
- また、採用活動の手立ても自治体と比較して豊かである。たとえば、市政だよりや市のホームページ・ハローワークを通じた募集よりも、インターネット（求人サイト）を活用した募集等の方が効果は高いとの認識である。

(民立民営の放課後児童クラブの誘致)

- 同市では、民立民営の放課後児童クラブの運営に補助を行っている。予算の都合もあり公立民営の放課後児童クラブの増設が難しい状況にある中、不足する放課後児童クラブ運営を民間事業者が補完している現状である。
- 放課後児童健全育成事業に参入しようとする事業者から所管課に相談が来た場合、ニーズが見込まれる学校区を紹介し、当該学校区内で用地を探してもらおう。事業者が周辺学校区で用地を確保し、送迎も含めて事業展開するパターンもある。近年は「自社が運営する保育所の卒園児を受け入れたい」という事業者や、「塾や習い事に加え放課後児童クラブ事業も行いたい」という事業者からの相談がある。主に子ども関連の事業を行う事業者からの問い合わせが多いが、実現に至るケースばかりではない。

(民立民営の放課後児童クラブ利用料補助)

- 平成17年から民立民営の放課後児童クラブ利用料の一部を補助している。同取組を開始した当初は、今よりも民立民営の放課後児童クラブのみある小学校区が多かった。そのため、（待機児童対策ではなく）生活保護受給家庭や母子家庭等の負担軽減を目的として開始したものである。現在も、同市には民立民営の放課後児童クラブのみある小学校区もあること等から、市全域における利用料負担の差を小さくするために同施策を継続している。

- 私立民営の放課後児童クラブは、公立民営の放課後児童クラブと比較して開所日数・時間が多かったり、サービスに特徴があったりするため、育成料を同一水準にすることはできないものの、一定の比率を定めて補助を行う。
- 利用料補助があることで公立民営の放課後児童クラブのみならず私立民営の放課後児童クラブも利用候補に入ってくる場合があると思われ、待機児童数解消につながる要素はある。実際、公立民営の放課後児童クラブに申し込んだが利用できず、公立民営の放課後児童クラブを利用している利用者も数名存在すると思われるが、聞き取りをしていないため推察に留まる。また、この補助金が「公立民営の放課後児童クラブの待機児童となったため、学区外の私立民営の放課後児童クラブを選択する」というほどの動機付けになっているとは言い難い。

4. 放課後児童クラブの待機児童が放課後の時間を過ごせるようにするための取組 (放課後子供教室の利用推進)

- 放課後児童クラブを利用できなかった家庭に対しては、基本的に放課後子供教室の利用を案内する。市町村合併で新たに加わった地区を除き、ほぼすべての学校区に同市の独自事業である「学区こどもの家（学区内の下校後の小学生が自由に出入りできる遊び場）」が整備されており、同市の放課後子供教室のほとんどは、学区こどもの家内で行われている。また、学区こどもの家がない地区（市町村合併で加わった地区）でも、学校の体育館等で放課後子供教室を実施しているため、すべての小学校区に放課後子供教室が整備されている状況である。
- 学区こどもの家の多くは学校近隣にある。小学校と近い距離にあるものの、敷地内ではないため、放課後児童クラブを利用できず放課後子供教室を利用する場合には、下校時に学校から直接放課後子供教室へ移動する「カバン下校」を許可する校区もある。
- 同施設内で実施する放課後子供教室への「カバン下校」の許可は、学校にて判断される。また、利用条件等を予め学校と話し合った後に、学区こどもの家で判断するケースもあるが、後者の場合もあくまで学校の意向に添った条件での判断となる。
- 学区こどもの家と学校は、密に情報を共有できる体制となっている。放課後子供教室の参加予定については、保護者から学区こどもの家に提出いただいております。その内容は学校とも共有している。学区こどもの家（で実施する放課後子供教室）に「カバン下校」で来所予定の児童が来ない場合は、市の非常勤職員である学区こどもの家のスタッフが学校に確認したり、保護者へ連絡したりしている。
- なお、公立民営の放課後児童クラブと放課後子供教室の双方を同敷地内で運営する場合も多く、その場合は学区こどもの家が「生活の流れが決まっていって細やかなケアを受けられる」公立民営の放課後児童クラブと「児童が自主的に遊びや活動を展開する」放課後子供教室の双方の児童が集まる遊びの場となっている。
- 結果、放課後児童クラブの待機児童のほとんどが、現状放課後子供教室で放課後の時間を過ごしている。高学年になるにつれ、（放課後児童クラブではなく）放課後子供教室の利用で問題ないと判断される家庭も多いと推察する。放課後子供教室は利用料が無料という点も影響しているかもしれない。

5. 待機児童対策の効果と課題

(放課後児童クラブの整備に係る課題)

- 公共施設内で放課後児童クラブとして利用できる場所は整備し尽くしたため、今後は小学校内の放課後児童クラブを設置していきたいが、既存公共施設の敷地に独自施設を建設してきた歴史的背景もあり、小学校内の整備については他市より遅れている現状がある。
- また、上述のとおり小学校内においても、追加の放課後児童クラブ実施場所確保の見通しが持っていない状況である。そのため、私立民営の放課後児童クラブ設置に向け、民間事業者を誘致するためにはどうすれば良いか模索している。

(放課後子供教室の利用推進に係る課題)

- 放課後子供教室の利用推進（カバン下校）は、放課後児童クラブの待機児童が放課後の時間を安全・安心に過ごせるようにするための取組という点では有効な策となっている一方で、放課後児童クラブと放課後子供教室の違いが保護者にとってわかりにくく、ニーズが混在しているのではないかという課題意識もある。
6. 放課後児童クラブがない地域における子どもの居場所
- 放課後児童クラブがない学校区にも学区こどもの家は整備されており、そこで放課後子供教室が実施されている。
 - そのため、放課後児童クラブがない地区では、従来と同じく学区こどもの家（放課後子供教室）が（放課後児童クラブの機能を必要とする家庭を含めた）放課後の子どもの居場所となっている。

以上

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
放課後児童クラブの待機児童対策に関する調査研究 報告書

2023(令和5)年3月発行

発行・編集／みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5276
